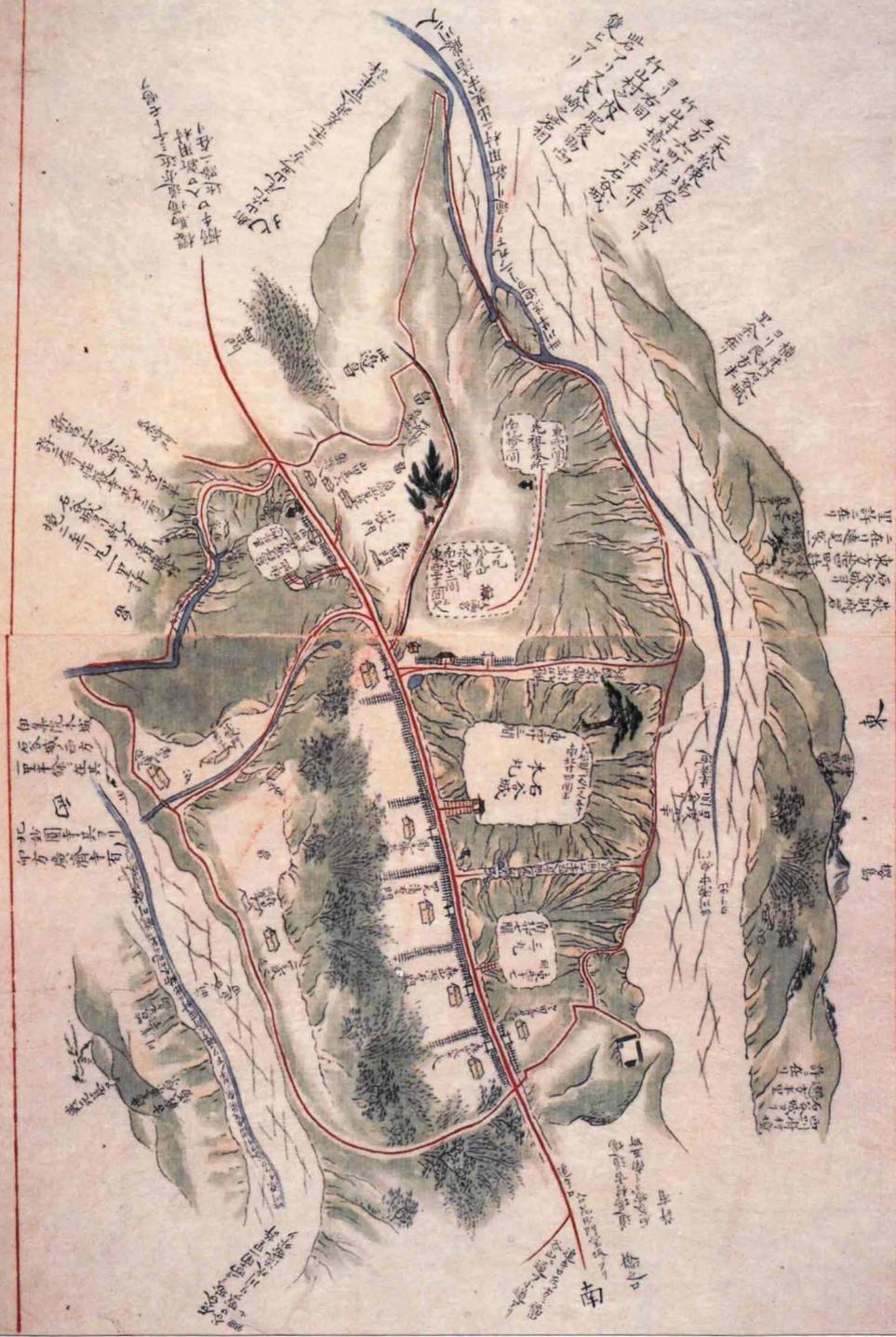


鹿児島県史料

旧記雑録拾遺
家わけ三

題
字

土 鹿
屋 兒
住 島
照 知
事



石谷城周辺地図



大口地圖

解題

町田氏は島津氏の一族で島津氏二代忠時の子忠経に発する。忠経の子忠光が薩摩国伊集院のうち、はじめ石谷を、ついで兄忠経の跡町田をも領することに因ってその子孫が町田氏を称することになったという。そして島津氏一族中の有力支族として中・近世を通じて守護及び国守を補佐する役割を果してきた。当然、同族繁衍して本宗の他幾多の庶家を分出、相伝の関係文書等も本来なら老大な量に達したことであろう。町田氏にきわめて近い一族に山田氏と伊集院氏とがある。

山田氏の祖は忠経の兄忠経とするが、忠経とは前述の忠光の兄とする可能性もある。山田氏の所領は町田・石谷付近にも混在している。伊集院氏の祖は忠光の弟俊忠とするが、町田氏系図で七代の助久は伊集院氏四代忠親（久國・道助）の弟でもある。すなわち町田氏系図で三代光俊、四代経俊、五代道俊、六代実氏をおくが、この四代の存在は明らかでない。実在性のたしかめられるのは、七代の助久からであり、その助久は伊集院道助の弟となっているのである。かくして町田・山田・伊集院の三氏は同祖とみることができよう。「町田氏正統系譜」に一門家の筆頭越前家島津氏の他に山田氏と伊集院氏がとくに含まれている理由はこの辺りにもとめられようか。（『荘園制と武家社会』所収、拙稿「薩摩国伊集院の在地領主と地頭」参照）

東京大学史料編纂所には島津家文書中に包含された形で町田家文書が収蔵されている。内容は同所の目録によれば町田家文書三号箱、町田家文書四号箱、町田家文書五号箱、黄風呂敷包町田家文書にわけられており、三号箱は整理番号八七一の藤原姓町田氏正統系図一卷以下、八七一九の阿多氏系図他五通まで、四号箱は整理番号八八一の連

歌並和漢詩一卷以下、八八―二六墓表図記一冊まで、五号箱は整理番号八九―一の鳥津氏庶流系譜二冊以下、八九―四一の佐土原より書状一包（文書二九通）まで、黄風呂敷包は整理番号九一―一の五大老連署書状他四通以下、九一―六の町田家の旧記一卷に至るまでで、かなり大きな巻冊数になる。そしてその概略は、別項の薩藩関係書類第二門第十一類の町田氏系譜旧記及家藏品種目録によってもうかがうことができる。史料編纂所の目録は、かつて町田家に於て整理分類した形をつとめて尊重して作成したものと思われるから、一号箱・二号箱の存在しないことや、各号箱中数点の腐損、焼損文書が含まれていることから同家文書の伝来・集成の経過を推測することも可能であろう。

本巻の底本は町田家文書四号箱、整理番号八八―二〇、町田氏正統系譜一―四三であるが、その内容とするところの記録・文書の多くのものが、町田家文書の各号箱、包中所在のものを引用していることに気づくのである。すなわち正統家譜中に在家蔵文書とあれば、それは町田家文書中に原本のあることを示しているものであり、現存のものがそのままのものであるというわけである。いわば町田氏正統系譜は町田家文書の内容を凝縮整理したものに近い。ただ、磯尚古集成館には町田氏正統古系図一卷と、「義久公文書七通・道應公文書七通」・「孝久公国宣七通・貴久公御筆七通・義弘公御書七通・家久公御書七通・家久公御詠歌七通」と題僉のある文書二巻が現存する。これは内容からみて東京大学史料編纂所蔵の町田家文書と同種のものであることは明らかである。尚古集成館には鳥津家文書の一部が現存しており、これまた史料編纂所の鳥津家文書と同種のものであることはいうまでもない。町田家文書も鳥津家文書中に包含されているのであるから、鹿兒島―東京間の文書の移動の過程で、故意或は偶然で（恐らくは前者）鹿兒島に留められた文書のあったことは不思議ではない。

町田氏正統系譜は町田氏本宗系譜で巻頭に記されている白尾国柱の序文によってその成立の経緯は明らかである。すなわち町田氏本宗二十六代久視（監物）は元禄の確災で多くの史料を失い、先祖以来の歴史の明らかでないのを慨

嘆、広く散逸史料を蒐集し、諸書に典拠を求め、苦心の末、新たに家史を編成するに至った。この久視の業を補修し、文化八年九月より文化九年十一月にかけて一年有余、国柱の手によりまとめられたのが、清和天皇より島津久経に至る譜が三冊、町田氏初代忠経より二十六代久視に至る譜が三七冊の計四〇冊であるという。しかし、現存の町田氏正統系譜は四三巻よりなる。四〇冊といひ四三巻というその相違は何によるか、一々その内容を点検すれば左の如くである。

(巻) (収録主題人名及び年代)

- 一 清和天皇——頼朝
- 二 忠久——実朝
- 三 忠時・久経——久時
- 四 1 忠経 2 忠光 3 光俊 4 経俊 5 道俊 6 実氏
- 五 7 助久
- 六 8 清久 9 忠良
- 七 10 成久 11 俊久 12 高久 13 頼本 14 梅吉
- 八 15 梅久 16 忠栄 17 久徳
- 九 忠栄二男雪岑上
- 〇 // 下
- 二 忠栄三男久慶 同四男忠房 同五男忠実
- 三 18 久倍一 天文一四—天正七

- 三 久倍二 天正八——天正一二
- 四 // 三 天正一二——天正一四
- 五 // 四 天正一五
- 六 // 五 天正一六——天正一九
- 七 // 六 文祿元——文祿二・一
- 八 // 七 文祿二・二
- 九 // 八 文祿三——文祿四
- 〇 // 九 慶長元——慶長五
- 一 久徳二男宗秀 久徳三男久政
- 二 19 忠綱 永祿七——天正一五
- 三 20 久幸一 元龜三——慶長二
- 四 // 二 慶長三——慶長五
- 五 // 三 慶長六——慶長一八
- 六 // 四 慶長一九——元和四
- 七 // 五 元和五——元和六
- 八 // 六 元和七——寛永元
- 九 21 忠尚一 元和七——寛永一一
- 〇 // 二 寛永一二——寛永一九・一一

三 〃 三 寛永一九・一二—寛文九

三 22 久東 万治元—延宝八 23 久居 延宝八—寛延二

三 24 久備 元禄一二—享保一六

三 25 久甫一 享保九—寛保三

三 〃 二 延享元—寛延四

三 〃 三 宝曆二—明和二

三 〃 四 明和三—天明七

三 久甫嫡男久孚 二男実詮 三男実応 四男実孝

三 越前家承久三—明和三 山田家文永三—明曆三

四 伊集院家元祖—16 久矩

四 26 久視一 安永四—文化九

四 〃 二 文化九—同一二・一〇

四 〃 三 文化一二・一一—同一三

すなわち一卷より三八巻までと四一卷を合せたものが前記の四〇冊ということにならうか。三九巻は越前島津家と山田氏の系譜、四〇巻は伊集院氏の系譜となっており、これらは親近関係のある他家系譜を追加挿入したのであろう。四一卷に左記久視の書入れ（原漢文を書下し文に改めた）が掲載されている。

「文化九年壬申十一月、町田正統系譜四十冊ヲ編修ス、上ハ清和天皇ニ始リ、下ハ久視ニ逮ビ直別分族之出自モ亦附録ス、初メ本府諸郷神祠佛院之旧典彙篇家伝管蔵ヲ搜羅写集シ、旁ヲ稗官小説ニ及フ、乃チ御記録方副役白尾国柱ニ

因リ、是カ檢考綴緝ヲ為ス、文化八年秋九月ニ起リ今歳冬十一月ニ至ル、殺青既ニ就ル、其間国柱稿成ハ則從テ之ヲ繕写シ以テ中取ト為ス、然リト雖モ凡ソ古今新旧ニ拘ラズ、史牒簿冊筆ニ信テ抄謄シ、類ニ從テ詮次スル耳、百家ヲ包括シ、鉅細漏スコト罔ハ則斯譜ノ豈得テ專ニスベキ哉、他日復タ採訪尋繹シテ凡ソ吾家状ニ徴トスベキ者アラバ、則一通一件ト雖モ亦鈔写登錄シテ宜ク以テ詳悉ヲ加フベシ、況ヤ又年月事蹟之訛謬ヲ釐正シテ其至当ニ帰シ、疑ヲ質シ非ヲ駁シテ以テ之カ筆削ヲ致サン者乎、乃チ斯篇ノ固ヨリ望ム所ナリ、其諸ヲ忽ニスベカラズト云、

これからみると「正統系譜」は、町田氏正統二十六代町田久視が編集し、当時記録所の奉行副役であった白尾国柱が年余をかけて監修して作り上げたものといつてよい。しかし、巻四二は文化九年より同十二年十月までの記事、巻四三は同十一月より同十三年二月までの記事であり、何れも久視自身の手になるものである。その中で久視は自ら画の名手と評価されていることや、藩主に画を献じたことを記述しており、以前の巻にも何点かの絵図等を自ら画していること等からみて「正統系譜」の大部分は久視自身の手になるものといつてよい。したがって上記の如く国柱はあくまで監修者の役割にとどまったとみるべきであろう。

白尾国柱は薩藩の代表的国学者として知られているが、その著作の中で異色のものとされる「倭文麻環」一二冊本の序文に「上村うしについて御はしの下に捧け奉り得ることとはなりぬ、ことし文化の九とせ気更來の朔日にうやまひてしるしける」とあれば、「正統系譜」の校閲の期間、文化八年九月―文化九年十一月とその献上本作成時期とは重なることになる。しかし同じく序文の中で、本文は既に文化三年のころに出来ていたのが、罹災により失なわれ、その後再び書き改めたとあるから、当時は既にほぼまじめ上げられていたのであろう。とすれば同時期でも「系譜」校閲の余裕は十分あったと思われる。また、町田家文書中に焼焦げのあとのみえるものが何点かある。町田家屋敷が当初新橋辺にあり、元禄九年四月の大火で罹災、先祖伝來の文書を多く失ったことは「正統系譜」の序文、記事等に

みえ、明らかであるが、屋敷が千石馬場に移ってからも火難にみまわれたのであろうか。西南戦争で焼失したとあるから、当時文書類が邸内にあったとすればその際の焼失も考えられる。しかし現存の町田家文書中の焼焦げ文書は何れも補修されており、正統系譜作成時すなわち文化年間には整備されており、その後の焼損とは考え難い。西南戦争の災禍では難を逃れたものといつてよい。なお、「正統系譜」の巻毎に「旧記雑録」と比較して収載文書の重複関係を調べると次表の如くであり、文書数五八一点中「旧記」収載のもの二三五点、未収載のもの三四六点となる。もちろん未収載の文書の中にも阿多文書等の如く他の史料集等に紹介されていて、既に知られている文書も少くないが、たとえば二三号、上町鮫島四郎蔵の関東御教書、二四号、島津忠久袖判書下、二五号、鮫島宗家申状や六九号、税所治部左衛門蔵の建治三年五月十日の関東御教書、七〇号、同年十月七日の島津長久請文の如く未見のものも多く、この点からも本史料刊行の意義は少くないと考えられる。

既述の如く国柱の「町田本宗系譜叙」文は「正統系図」作成の経緯、その内容、特色を簡潔に且つ要領よく名文で記している。その中で国柱は久視が三十三歳の現在、元禄の罹災で史料の焼失したことを慨嘆し乍らも異常な努力で史料を博搜、書籍残簡に至るまで蒐集して町田家五百年の歴史を明らかにしようとして家譜を編纂し、さらに先祖の功績を顕彰して本貫の地石谷に建碑の業をなすなどその篤志に感銘し、自分も微力を尽してその協力要請にこたえたいと考え「正統系図」補修の役を果たしたとのべている。時に国柱は五十一歳、二十近くも年長である。しかし身分は久視は家老であり、国柱は記録所副役であって、久視の方がはるかに高かった。しかし国柱には既に「神代山陵考」、「鹿藩名勝考」、「成形図説」等の業績があり、薩藩の国学者として名も聞えていた。若年ながらつとに好学心があって学識もあり、書画もよくした久視が碩学国柱に期待するところも大きかったのであろう。また国柱は文献考証にも意を用い、序文の中でも文之作成の系図を批判しているし、町田氏の歴史についても三代より六代まで史料がな

《町田氏正統系譜 収載文書数について》

巻	文書数	旧記収載	未収載	巻	文書数	旧記収載	未収載
一	0	0	0	二三	5	2	3
二	33	28	5	二四	7	2	5
三	45	42	3	二五	25	8	17
四	8	7	1	二六	24	7	17
五	13	9	4	二七	9	5	4
六	33	21	12	二八	9	1	8
七	16	7	9	二九	23	2	21
八	18	6	12	三十	17	1	16
九	16	10	6	三一	20	2	18
十	13	3	10	三二	26	0	26
十一	2	1	1	三三	11	2	9
一二	13	3	10	三四	21	0	21
一三	7	3	4	三五	6	2	4
一四	2	0	2	三六	16	0	16
一五	3	1	2	三七	12	0	12
一六	15	10	5	三八	2	1	1
一七	11	9	2	三九	越前島津・山田氏(省略)		
一八	11	8	3	四十	伊集院氏(〃)		
一九	15	12	3	四一	22	0	22
廿	21	18	3	四二	17	0	17
廿一	5	1	4	四三	5	0	5
廿二	4	1	3				
				計	581	235	346

く明らかにし得るのは七代助久以降のことであると明記し、とくに史料の豊富な久倍・久幸代については数巻にわたるが、些細な史料と雖も多過ぎるからといって捨て去るべきではないとの見識を披露している。そしてまた単に史料を羅列するのではなく、その時点での推考、見解も後世の批判の材料として記しておくべきだとの考えに立っていたのである。一読した限りでは具体的に国柱の考えとして明記されている部分を余り見出し得ないが、監修者として、久視の見解に同調するばかりではなく、実際に加筆補修した箇所も少くなかったと考えられる(たとえば巻六の阿多氏についての考証等)。巻二、実朝の項には国柱按として実朝の歌三首を引いてその忠心を評価し、実朝の文弱の徒にあらざることを弁じている。さらに「倭文麻環」にみられるように当時の伝承・風俗・生活誌に関する該博な知識、文章力が「正統系図」監修に役立つことも想像に難くない。

さて、「正統系図」の編纂に当り引用した史料には何々があったか。それは文書等の場合、一々所在を記していることから判明する。もちろん家藏文書は極力引用しているが、たとえば巻五、助久のところでは「財部延時某藏」、「志布志阿多家藏」、「高岡指宿某藏」、「垂水遠矢某藏」、「宮之城阿久根某藏」、「財部有馬某藏」、「小松掃部藏」等々とあって諸家文書を広く引用している。これらは既に藩記録所において「島津氏世録正統系図」等作成の史料として収集、整理、写本作成等が行われていたから「正統系譜」作成の段階で久視は家老としての立場から閲覧、転写の便宜は得ていたであろうし、記録所副役としての国柱らの支援も得やすかったと思われる。

しばらく「正統系譜」の巻を追って見て行こう。四巻には初代忠経より六代実氏までのせるが、三代光俊以降全く関係史料がなく、二代忠光が居城をかまえたとする石谷村地図と石谷城周辺地図をのせる。何れも近世、「正統系図」作成時点の状況を写した絵地図であり、或は絵心のある久視自身の作ではないかと考えられる。この他一九巻にも町田氏の所領のある大口の地図、二九巻に高山の地図が載せられているが、何れも同筆で同一人の手になるものである

う。「正統系図」にはまた五巻の家宝十文字古旌旗写のほか数点の仏具什器の模写を付載してあるが（本巻では省略した）これまた久視の自筆と思われる（久視の注書あり）。五巻には南北朝期、島津氏に従って活躍した七代助久の關係史料をのせる。六巻には八代清久、九代忠良及び庶家の祖となる直久、久清、則久等の關係史料をのせる。後年惣領の座をめぐり本宗家と争うのは則久の系統である。忠良代の文書はほとんど志布志阿多新之丞藏文書で内容は著名な応永年間の南蛮船關係のものである（鹿児島県史料拾遺七「志布志阿多文書」参照）。七巻には十代成久より十四代梅久までの關係史料をのせる。応永二十七年霜月二十八日の成久（五郎丸）の阿多氏宛起請文には「志布志阿多新之丞藏、今在本宗」とあるのは、「正統系図」作成に当り久視が志布志の阿多新之丞より先祖成久の手跡を是非入手したいとして懇望譲渡をうけ、代りの摹写本を阿多氏に与えたものである。巻四一にその経緯を記した久視の契約状写副書が収められてあり、原本は町田家文書中に現存している。また応永三十年二月六日付の道応（伊集院頼久）の伊賀守（成久）宛書下も町田家文書中に現存している。十二代高久は成久の弟であるが、成久の子十一代俊久早世の後襲職、島津氏十代忠国に挙用され一時町田氏の手から離れていた石谷村を復し、石谷氏を称したが、宝徳元年、伊集院熙久に妙円寺前で誘殺された。文化九年、久視は同地に慰霊の碑を建てている。巻八は十五代梅久より十七代久徳に至る關係史料をのせる。梅久は天文五年、相州（伊作）家島津氏と薩州家島津氏との抗争に際して前者の島津貴久に加担、後者の島津実久に敵対したが、犬迫村で敗死した。久視は同地の梅久の墓を石谷の墓地に改葬、文化十二年にはさらに建碑慰霊している。梅久戦死前後の記事は「町田家文書」のうち「町田旧記」、「焦餘遺書」等に記載されている。巻九・一〇には十六代忠榮二男雪岑の關係史料をのせる。雪岑の僧名は津興、号は易足、伊集院広濟寺の住持で、琉球使節も勤め、島津氏十五代實久、十六代義久の信任を得ていた。なお、文化九年二月の雪岑の關係記事中に余とあるのは久視であり、付載の雪岑の木像、茶碗の絵図も久視記とあって久視の書写であることが判明する。

卷一一は忠栄の三・四・五男の久慶・忠房・忠実の關係史料をのせる。忠房の子忠堯は垂水家島津彰久の家老となっている。このような關係で、垂水島津氏や同家から分れた佐土原島津氏の家臣にも町田氏一族がいたのである。卷一二から卷二〇までは久倍ヒサツネの關係史料で年代は天文一四年から慶長五年にまで及ぶ。久倍、初名は久増、出羽守、道号は存松。同人は文字通り近世島津氏の覇権確立に際しての功臣で島津義久書状をはじめとして政務に関する重要史料が多く収録されており、中には未紹介のものも少くない。「町田大概記」には梅北一揆の記事が詳細である。卷二一は十七代久徳の二男宗秀、三男久政の關係史料、久政の後が久則でこの系統が町田二男家となる。卷二二は十九代忠綱代の關係史料、忠綱は朝鮮に出軍、二十九歳で陣没している。卷二三から卷二八迄が忠綱の弟でその死後二十代となった久幸の關係史料で、年代は元龜三年から寛永元年にまで及ぶ。まさに島津氏が三州統一後の發展擴張の時期から豊臣秀吉の九州出兵、義久の降伏後の緊縮の時期にかけての激動の時代に当たっている。したがって引用古文書の量も多く、内容も豊富である。「面高頼俊奥入日記」、「喜入志々目源左衛門朝鮮陣覚書」、「川上久国朝鮮泗川陣衆鎧毛色附進状」、「伊尻玄宅朝鮮陣覚書」等があり、「串良町田新八蔵」の如く一族諸家の文書も多く収集されている。また、惣庶係争の契機となった慶長七年の「諏方神事社役交名」もみえ、慶長十二年の「犬追物手組」、琉球出軍に関する慶長十六年の「加治木日々記」等も載録されている。さらに元和初年の伊勢貞昌書状には海外貿易に関する未見の史料も含まれている。卷二七の元和五年より六年にかけての「国分杢田九兵衛上京日記」も、当時の海上航路の道程が詳細に記されていて興味深い。卷二九から卷三一迄は二十一代忠尚代の關係史料である。年代は元和七年から寛文九年にまで及ぶ。忠尚は島津氏十八代家久の子で、寛永元年死去の久幸の跡をついで町田家の総領となったのである。しかし町田家の総領の座をめぐる争いは既に慶長年間より久幸と庶子駿河久門との間ではじまっており、それを引きついだ恰好で忠尚と久門の子孫忠堯の間で系図争い、諏方社頭役の負担拒否の争いの形でつづけられたの

である。しかし、町田二男家久則らの支持を得て忠尚はついに寛文五年正式に町田家総領の座を確定するに至るのである（附録月報、拙稿「町田二男家文書と諏方社居頭役」参照）。その間町田本宗家の菩提寺として石谷永福寺は修造、寺領を寄進されて行く。また、卷三〇には忠尚を掣とする三原左衛門佐重庸と島津弾正久慶の藩老間の対立等、十九代島津光久代の政治的緊張を示す史料ものせられている。以下卷三二は二十二代久東・二十三代久居の、卷三三は二十四代久禱の關係史料をのせ、卷三四から三七までは二十五代久甫代の關係史料をのせる。卷三六には既述の惣領家に対する庶子家の諏方社頭役負担拒否の係争一件史料が収載されている。卷三八には久甫の四人の子の關係史料をのせ、二巻とんで卷四一から卷四三までが二十六代久視の關係史料をのせている。このうち卷四一が安永四年から文化九年までであり、白尾国柱が監修の勞をとったという「正統系図」四〇巻とは、一応ここまでということになる。卷四二・四三は既述の如く、全く久視の手になるもので卷四三には前述した文化十三年二月二十八日志布志阿多新之丞家から十代成久の契状を取得した慶事を記載の上欄筆しているのである。

右の如く「正統系譜」の記述は文化十三年で終っているが、町田家文書にはなおそれ以降の文書が含まれていることはいままでもない。しかし主要文書の大部分が「正統系図」中に活用されているとみてよいであろう。また町田本宗家は久視の後、二十七大久要、二十八代久長、二十九代久成と継承、久成代に明治維新を迎えた。久成については、慶応三年の薩摩藩海外留学生に加わり、帰国後新政府の参与外国事務掛等を経て明治三年大学大丞、同四年文部大丞となり、帝室博物館（現在上野国立博物館）の創設に殊功があった（東京大学史料編纂所蔵「町田久成略伝」）。明治三十年没。なお、町田氏一族の概略については町田清彦氏の私家版「鹿児島城下藤原姓町田氏の歴史」がある。

（五味克夫）

例言

- 一 本書は、東京大学史料編纂所所蔵の島津家本「町田氏正統系譜」を底本とし、「鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺家わけ三」として刊行するものである。
- 一 「町田氏正統系譜」全四三冊のうち、既刊「旧記雑録前編一・二」に収載されている三九巻越前家・山田家、四十巻伊集院家は表紙のみを掲載し、本文は省略した。
- 一 文書・記録・記事はすべて、底本の順序に従って掲載し、文書には通し番号を文首に付した。
- 一 本文の後に文書目録を掲げた。
- 一 収載された文書を、原文書や影写本等によって修正または補充する場合は次のようにした。
 - ア 修正される箇所は「」で囲み、その右側に修正字句を記した。
 - イ 補充部分は▽△で示した。
 - ウ 修正や補充にあたっての典拠史料のうち、旧記雑録同一文書は、Ⓣで示した。
- 一 刊行にあたって文書の体裁を、おおよそ次のように統一した。
 - ア 文書の所在などを示す原注は一字下げで首部におき、この原注や文書中の異筆・補筆は、原則として「」（墨書）、「』（朱書）で囲んだ。
 - イ 文書・記事の冒頭部にある「○」「印・」●」「印は、底本の体裁に従った。（系図の野線・」●」「印は、原本では朱書である。）

ウ 文書の年月日・差出所・宛所の位置などは、底本の体裁にあわせてある程度の統一をした。

エ 文書・記録・記事には、適宜に読点「、」「および並列点「・」を付した。

一 原文の磨滅虫損は、字数を推して□又は□を以て示し、判読不能な文字については▨で示した。

一 見せ消は、その文書の左側に「ミ」を付した。

一 頭注や行間の書きこみは、底本の体裁にあわせた。

一 編者の付した注は、原注と区別するために（ ）で囲んだ。

一 欠字・平出・台頭などは、原則として底本の体裁に従った。

一 原文中の返り点や送り仮名などは、省略した。

一 変体仮名は、現行の平仮名に改めたが江、仁、茂、者、与など一部はそのまま用いた。

一 漢字は一部の異・略・俗体文字を除き原則として底本の用字に従った。

一 当時一般に使用された用字のうち、次のようなものはそのまま用いた。

陳・陣 諏方 麿 鹿兒 太甫 大 責落 攻 戦頭 闘 掘出 掘 優蜷 眷
泄者 拙 祖塔盤 卒塔婆 不庭 逞 打死 討 井 菩薩 百性 姓 咲止 笑 格護 覚悟

旧記雜録拾遺家わけ三 目次

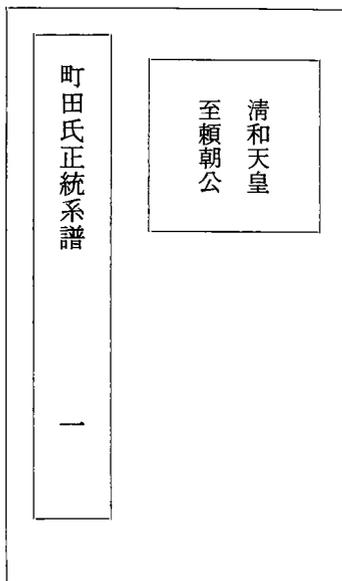
解題	一
例言	三
目次	五
町田氏正統系譜	
藤原姓町田氏正統系譜	
卷第一 清和天皇至頼朝公	一
卷第二 忠久公至実朝	二四
卷第三 忠時公・久経公至久時	五〇
卷第四 忠経・忠光・光俊・経俊・道俊・実氏	七四
卷第五 助久	九〇
卷第六 清久・忠良	一〇八
卷第七 成久・俊久・高久・頼本・梅吉	一三五
卷第八 梅久・忠栄・久徳	一四九
卷第九 雪岑上	一七三
卷第十 雪岑下	一八九

卷第十一	久慶・忠房・忠実……………	二〇八
卷第十二	久倍第一〔天文十四年—天正七年〕……………	二二二
卷第十三	久倍第二〔天正八年—天正十二年〕……………	二二六
卷第十四	久倍第三〔天正十三年—天正十四年〕……………	二四二
卷第十五	久倍第四〔天正十五年〕……………	二六一
卷第十六	久倍第五〔天正十六年—天正十九年〕……………	二六八
卷第十七	久倍第六〔文祿元年—文祿二年一月〕……………	二九一
卷第十八	久倍第七〔文祿二年二月—同十二月〕……………	三〇七
卷第十九	久倍第八〔文祿三年—文祿四年〕……………	三二七
卷第二十	久倍第九〔慶長元年—慶長五年〕……………	三三一
卷第二十一	宗秀・久政……………	三三〇
卷第二十二	忠綱〔永祿七年—天正十五年〕……………	三三〇
卷第二十三	久幸第一〔元龜三年—慶長二年〕……………	三三六
卷第二十四	久幸第二〔慶長三年—慶長五年〕……………	三三六
卷第二十五	久幸第三〔慶長六年—慶長十八年〕……………	三四六
卷第二十六	久幸第四〔慶長十九年—元和四年〕……………	三四九
卷第二十七	久幸第五〔元和五年—元和六年〕……………	三四六
卷第二十八	久幸第六〔元和七年—寛永元年〕……………	三四七

文書目録

卷第廿九	忠尚第一〔元和七年—寛永十一年〕	五〇六
卷第卅	忠尚第二〔寛永十二年—寛永十九年十一月〕	五〇七
卷第卅一	忠尚第三〔寛永十九年十二月—寛文九年〕	五〇九
卷第卅二	久東〔万治元年—延宝八年〕・久居〔延宝八年—寛延二年〕	五〇八
卷第卅三	久壽〔元禄十二年—享保十六年〕	五〇一
卷第卅四	久甫第一〔享保九年—寛保三年〕	六二二
卷第卅五	久甫第二〔延享元年—寛延四年〕	六三三
卷第卅六	久甫第三〔宝曆二年—明和二年〕	六〇九
卷第卅七	久甫第四〔明和三年—天明七年〕	六五五
卷第卅八	久孚・実詮・実応・実孝	六六七
卷第卅九	越前家〔承久三年—明和三年〕・山田家〔文永三年—明暦三年〕	六六九
卷第四十	伊集院家〔元祖—十六代久矩〕	六六九
卷第四十一	久視第一〔安永四年—文化九年〕	六九〇
卷第四十二	久視第二〔文化九年—文化十二年十月〕	七〇八
卷第四十三	久視第三〔文化十二年十一月—文化十三年〕	七二七

(表紙)



(朱印)

町田本宗系譜叙

(貼紙)
寛政ノ年号吟味之事、文化四款

町田氏之祖宗賜封於薩之日置郡石谷邑、實出自二世道佛公、迄于今五百有餘載、如一日焉、其正統連綿廿六傳、爰及乎 久視君、世奉事 公室為藩籬貴戚、未嘗聞一人有負於 朝廷也、可謂世篤忠貞純乎臣節者矣、君寛政四年春正月、拜大目附、今茲三十三歲、君嘗自少弱、承祖主祀、每紬繹祖系討論前績、輒慨然痛惜、遇中葉式微譜牒脫簡、卒之罹元祿災、野戰之功拔城之績蕩然無復全書、於是乎未嘗不以他日啓再造泰

運、修舊時遺業以報德於九原、傳統於無疆也、此乃君之志所以素定乎天性焉、是故蒐羅國史野乘及石室二酋之藏、凡其有以關涉於本宗事蹟者、則模寫鈔錄既積數歲獲若干紙、乃使予參互討究各合其窳而編修焉、子謹稽諸舊譜、町田氏之大祖曰大隅五郎忠經、即 太守大隅守忠時公第七男、故至於忠光七世孫五郎兵衛尉助久、猶稱大隅氏、當時俗稱當如此而已矣、忠經第二子曰三郎兵衛尉忠繼、號町田、第三子五郎太郎忠光號石谷、其號町田號石谷、云爾者則自後世而繫其人、其人當時未必稱町田稱石谷也、如彼七世孫猶稱大隅氏、可以觀矣、凡以家號為氏、又謂之名字、以呼其鄉里本貫名田字號故也、蓋大隅五郎忠經受封於伊集院地方、故其兒息食邑多在其中、如賜忠繼町田村賜忠光石谷村是也、既而忠繼無男弟忠光嗣、因併領町田村、是所以町田氏焉、且夫當初承襲之例固異後世、昔者食采于一村一邑、則自稱某村邑某、猶如後之名字、又未始置世傳一所之法、大抵中古做郡縣之制也、故如忠光領石谷邑則稱石谷、傳町田村則稱町田、又後則稱石谷、終以復

町田是也、叔季作宗圖者以終書始、是以忠光為號町田、而於忠繼則寥寥乎若無係嗣、然皆未深考其所由出耳、抑又以忠光為號町田氏者、昉於釋文之、文之 貫明公時人、嘗與作 公室宗支圖焉、然而 國統受授不上禪僧之眼、況信外夷二本之說者乎、逮夫寬永中呈進 公室宗圖于 幕府、致放廢紛紜之疎誤者、豈不文之褻貶過實之鑿哉、貞享中再上 公室譜略于 幕府也、改竄質辨殆莫、復餘蕪矣、然而未及校正分族支裔之舛漏、則沿習承訛竟湮晦不明于今者、猶不為少矣、而今自道佛公第三子大炊介長久至于忠繼・忠光、舊史遺文猶有足徵者、始獲二三策焉、則收錄諸宗譜中、幸證斯文之未泯滅也、或曰忠光後於忠繼、則何為不繫之忠繼乎、答曰、忠光是忠繼之弟、弟之及兄、不繫之子行、固無妨、且其世次既廿六傳、今欲驟改其代數、則本支繁衍不可勝紀、 國君有猶是者焉、 定山公 齡岳公令兄弟一時立兩主、此似國有二王、蓋亂世之事、自不與太平之詞續同、忠光之於忠繼也、猶後之兼帶家耳、或又曰譜牒之例直書其事、而斯篇多雜記論辨何也、答曰、

家之譜即國之史、古之良史書事也、使誦其說者如出乎其時、求其旨者如就乎其人、且古人之紀事、即所以見聞、而到于今則謂之傳記、予今日為之論辨、後人知其得失、有所取則今日論辨後世即傳記所謂後之視今猶今之視昔也、然則今日為文獻不足舍而無論辨之、則併其指趣、且歸於泯滅矣、不亦惜乎、是以必廣記而備言之、設令雖寸猪片言、苟有可以考證據信者、則細故不捐、況於其大者乎、雖然古文簡闕是非混淆有詳有略、自三世光俊至于十一世俊久之交、舊譜缺而不詳、無由采擷事蹟、故視諸十八世久倍・二十世久幸傳、則若挂一漏萬者、其他存疑竇難論辨者亦夥矣、今欲都芟刪之、則恐後人更艱乎探纂也、若是者不敢自取舍、所以摭撫宗譜中、將以異日歷傳記接見聞俟其人而折衷之也、乃自清和天皇至 道忍公為三冊、又自忠經至當代、歷世廿六為三十七冊、起

清和天皇安二年訖文化九年、而其間自

龜山天皇文永九年 道佛公殂訖今年、凡五百四十有一年、通計九百五十有五年合四十冊、名曰町田氏正統系

譜、唯恨子固陋寡聞不能運筆達意、且斯篇屬藁於去年秋九月、而成於今年冬十一月、凡十有五閱月、予以一人之見、決百世之跡、豈可得而成邪靡他、久視君先於子、窮搜博采、因其散逸殘闕之書、以及簿曆百家之說、區區掇拾集著斯篇、遂以追贈先世十三夫人、重修荒墳義塚、又從而設為神主祭器、乃至樹碑銘墓、君無宿資餘財、而不敢顧之費用、俾其百廢一時皆興起焉、是故予亦昧冒自竭、而忘其材之弗及、日夕孜孜強而為之、於戲在則人亡則書、君出乎五百歲之後、而祖述五百歲之前、君之有功於本宗也、真可謂盛矣、嚮所謂啓再造泰運、修舊時遺業以報德於九原、傳統於無疆者、於是乎在矣、

文化九年壬申十一月冬至日 白尾齋藏國柱謹序



(朱印)



(朱印)

○印文「藤原國柱之序」
○印文「白尾齋藏」

藤原姓町田氏正統系譜卷第一 清和帝 至賴朝

神武天皇五十五代文德天皇第四之皇孫 清和天皇

御諱惟仁 又號水尾帝、

○嘉祥三年庚午三月廿五日癸卯、降誕於良房之東京

一條之第、母皇太后藤原明子號染殿后、攝政太政

大臣從一位藤原良房即忠之之女也、

○同年十一月廿五日、立為皇太子、于時誕育九月也、

先是有童謠曰、大枝乎超天、走超天、走超天、騰躍加理

超天、我那護留田仁耶、搜求里食無志義耶、雄々伊志義

那、是時 文德帝有四皇子、第一惟喬親王・第二

惟條親王・第三惟彥親王、皇太子是第四皇子也、

天意若曰超三兄而立、故有此三超之謠焉演史有惟喬惟仁以相撲

爭即位之說者、附會之甚矣

○天安二年戊寅十一月七日、即天皇位於大極殿、時

年九歲、

○貞觀十八年丙申十一月廿九日、讓位皇太子貞明親

王、在位十八年、

○元慶三年己亥五月朔日、遷自清和院御粟田院山莊
即圓覺、寺也、八日御落飾、入道奉號素眞、

○同四年庚子十二月四日、崩於圓覺寺、春秋三十一、
奉葬山城國上粟田山、奉置御骸於丹波國水尾山上、

清和天皇第一之皇子
陽成天皇

御諱貞明

○貞觀十年戊子十二月十六日、降誕于染殿院、母皇
太后藤原高子號二條后、贈太政大臣正一位藤原長
良之女也、

○同十八年丙申十一月九日受禪、

○元慶元年丁酉正月三日、即位於豐樂殿、

○同八年甲辰二月四日、遜位、遷御二條院、

○天曆三年己酉九月二十九日崩、春秋八十二、

貞固親王

三品 太宰帥 彈正尹 母治部大輔橘休隆女、

○延長八年五月薨、

貞元親王

四品 號閑院、母治部卿參議藤原仲統女、

○延喜九年十二月十六日薨、

貞保親王

二品 式部卿 號南宮又號桂親王、母同陽成帝、

○延長二年六月薨、年五十二、

貞平親王

三品 神祇伯 母神祇伯良近女、

○延喜十三年三月薨、

貞純親王

四品 兵部卿 中務卿 上總・常陸等太守、

○仁和元年乙巳三月十日誕生、母神祇伯棟貞女也、

○貞觀十五年、為親王、

○延喜十六年丙子五月七日薨、年三十二、號桃園親
王在一條大宮桃園第故、時人多夢、親王入一條桃園池、
化為龍者、

貞辰親王

四品 母女御藤原氏佳珠子、

○延長七年四月薨、年五十六、

貞數親王

四品 母更衣在原行平女、

○延喜七年薨、

貞眞親王

三品 兵部卿 母更衣齋宮頭藤原諸蔭女、

○承平元年九月薨、年五十六、

貞頼親王

四品 母更衣木工允藤原直宗女、

○延喜二十二年二月薨、年四十七、

源長猷

從三位 刑部卿 母宮人賀茂氏越中守女、

○延喜十八年九月薨、年六十四、

源長淵

從四位上 母宮人石見守大原鷹取女、

源長鑿

從三位 母更衣信濃守佐伯子房女、

源長頼

正四位下 左兵衛督 長門守 母同長鑿、

孟子内親王

母宮人中納言藤原諸葛女、

○延喜元年六月薨、

包子内親王

母更衣在原氏、

○寛平元年四月薨、

敦子内親王

母同陽成帝、

○為賀茂齋、後罷、

○延長八年正月薨、

識子内親王

母更衣右中辨藤原良近女、

○為伊勢齋、後罷、

○延喜六年十二月薨、年三十三、

源載子

母宮人賀茂氏、

○貞觀十五年賜姓源朝臣、

經基王

正四位上 左衛門權佐 式部丞 左馬頭 武藏

守 下野介 上總介 内藏頭 太宰大貳 鎮守

府將軍 又筑前・信濃・美濃・但馬・伊豫等守、

○寛平五年癸丑六月十日誕生、母贈大政大臣藤原總

繼第三之女也、

○始賜源姓並白旗、號六孫王以第六親王之子也

拾遺集一 恋一 經基王

あはれとも君たにいはゝ恋侘んしなん命もをしからなくに

同十 同四

雲井なる人をはるかに思ふにハわか心さへ空にこ

そなれ

○天徳二年十一月二十四日薨、年六十六、

經生

滿仲

正四位下 春宮亮 兵庫允 兵部少輔 治部大

輔 左馬權頭 武藏介 上總介 常陸介 攝津

守 鎮守府將軍 又攝津・越前・伊豫・美濃・

武藏・下野・陸奥等九國守、

○延喜十二年壬申七月九日、誕生於攝津多田館、母

武藏守橘繁古女也、

○為人有勇略、自王公以下皆器重之、朝廷頼為爪牙、

歷仕 村上 冷泉 圓融三朝、

○貞元二年丁丑八月十五日、剃髮、法名滿慶、號多

田新發智、

○天祿元年、創多田院、初滿仲以為、護衛天朝之職

非有利劍不足以示威、召筑前良工作刀劍、工祈神

七日、精練六十餘日、乃得二刀、滿仲大悅、試斬

死囚、其餘勢一截其鬚、一斷其膝、名曰鬚切膝丸、

源氏世傳實之、

拾遺集六 別部

肥後守にて清原元輔くだり侍けるに、源滿仲せ
んし侍けるに、かへらけとりて

元輔

いか計思ふらんとかおもふらん老て別る遠きわかれと

返し

滿仲

君ハよし行末とほしとまる身のまつ程いかゝあらんとすらむ

○長徳三年卒、年八十六、

○文明四年、敕贈従二位、

滿政

治部少輔 鎮守府將軍 母同滿仲、山田・小島・佐渡・足助・木田・相模等祖、

忠重

従四位下

滿季

従五位上 武藏守 母同滿仲、

致公

高屋・平井・岸下・小椋・河曲等祖、

滿快

伊都馬・泉埴田・夏日・片切等祖、

滿國

滿重

五位 山城介

頼光

正四位下 攝津・伊豫・美濃等守 兼内藏頭
左馬權頭 民部大輔 鎮守府將軍 母近江守源頼俊女也、

○頼光為人英武驍勇、冠世以將略稱、歷事 圓融
華山 一條 三條 後一條五朝、

○長保中為東宮大進、

拾遺集四十 恋四 頼光

中／＼にいひもはなたてしなのなるきそちの橋のかけたるやなそ

後拾遺集一 恋一

かくなんとあまのいさり火ほのめかせ磯邊の浪のをりもよからは

○治安元年卒、

頼國

正四位下 左馬權頭 母伊豆守元平女、

頼家

從四位下 筑前守 母中納言維仲女、歌人也、

頼基

下野守

女子

頼資

從五位下 下野守 溝杭祖、母備後守師長女、

頼實

左衛門尉 母播磨守信理女、

實國

左衛門尉 母同上、

頼綱

從四位下 左衛門尉 美濃守 母尾張守仲清

女、

○號多田、所詠之和歌出後拾遺・金葉・詞花等、

頼仲

從五位上 土佐權守

國房

正四位下 伊豆守

師光

從五位下 相模守

光國

從五位下 左衛門尉 出羽守 母木工大夫正

中女、

明國

從四位下 左衛門尉

仲政

從五位上 堀川院藏人 兵庫頭 下野守 母

小一條院女房、

國直

美濃三郎

○號山縣、住美濃國山縣郡、

行延

信濃禪師

頼政

從三位 右京權大夫 兵庫頭 母勘解由次官

藤原朝實女、

○所詠之和歌出于詞花・千載・新古今・新勅撰續

後撰・續古今・續拾遺・新後撰・玉葉・續千載・

續拾遺・風雅・新千載・新拾遺・新後拾遺・新

續古今等之集、

○仁平三年癸酉、於宮中射鵞、

○治承四年庚子、奉高倉宮令旨、首唱義兵討平氏、

五月廿六日、官軍敗績於宇治戰死、年七十六、

頼行

從五位下 源藏人大夫

○保元二年、於西七條自害、

光重

三郎 深栖祖 母中宮牛大進源行家女、

仲綱

從五位下 伊豆守

○所詠之和歌出于千載・玉葉・新千載・新拾遺・

新後撰・新續古今等、

○與父俱戰死宇治、

兼綱

從五位下 大夫判官 中宮少進 左衛門尉

頼兼

從五位下 藏人

頼尊

阿闍梨

散尊

阿闍梨

女子

二條院讚岐局 歌人

女子

隆保卿室、

女子

賴親

正四位下 左衛門尉 檢非違使 信濃・大和等

守 大和源氏祖、 母左衛門權佐致忠女、

○子孫稱大和源氏、

賴信

從四位上 皇后宮亮 左馬權頭 左衛門尉 治

部少輔 上野介 常陸介 左兵衛尉 冷泉院判

官代 鎮守府將軍 又陸奥・伊豫・甲斐・上野

等守、

○安和元年戊辰八月朔日誕生、母大納言元方女、

○賴信為人剛果明決、練達兵法、仕 一條 三條

後一條 後朱雀四朝、為四天王之稱首、

○長元四年辛未、誅平忠常、

○永承三年戊子九月朔日卒、年八十一、

賴平

從五位下 大藏權大輔 武藏守 檜板・柏原等

祖、母同上、

賴明

出羽守

賴貞

帶刀長

賴範

從五位下 非藏人、

孝道

大和守

源賢

美女丸 號多田法眼、師惠心院源心學天台、

賴尋

攝津法眼

頼義

小名王代丸 正四位下 民部少輔 左馬助 左衛門尉 小一條院判官代 鎮守府將軍 又相模・陸奥・出羽・伊豫等守

○長和四年乙卯十一月朔旦誕生、母修理命婦、

○頼義為人沈毅勇決、有將帥之器、

○康平五年壬寅十一月廿九日、誅安陪貞任・弟宗任、

○同六年癸卯八月、創八幡神宮于鎌倉鶴岡報賽焉、

○永保二年、剃髮尋卒、年八十八、

頼清

從四位下 又肥後・安藝・陸奥等守 井上祖、

頼季

號乙葉、三郎 掃部助 粟生田・入山・村上・

千田等祖、

頼任

河内冠者

義政

號常盤五郎、

義家

小字源太 八幡太郎 兵部少輔 左馬權頭 左近將監 左衛門尉 從五位下 正四位下 出羽守・陸奥守兼鎮守府將軍

○長久元年庚辰六月十五日誕生、母上野介平直方女、

○初頼義夢八幡神賜劍、覺而異之、既而妻室有身生

義家、頼義悅曰、此兒必大興我家、年甫七歲加元

服於石清水神宮、號八幡太郎、為人勇武明決、

○永保三年癸亥九月、征討陸奥之賊清原武衡・同家

衡、

○康平五年、攻衣川關大破之、安倍貞任伏誅、

千載集二 春歌下 義家

みちの國にまかりける時、なこそこの關にて花の

ちりければよめる、

吹風をなこそこの關と思えともみちもせにちる山櫻

かな

○嘉承元年、以病剃髮、

○天仁元年八月十八日卒、年六十八、

義綱

加茂二郎 左衛門尉 正四位下 正四位上 陸

奧・伊勢・美濃・甲斐等守 母同上、

○初加元服于賀茂社、因號賀茂二郎、石橋祖、

義光

新羅三郎 又稱館三郎、右兵衛尉 刑部丞

治部 民部少輔 從五位下 伊豆・相模等守

佐竹・武田・平賀等祖、母同上、

○初加元服於新羅明神社、故稱新羅三郎、

○大治二年卒、年八十三、

快譽

伊豫阿闍梨 西蓮房

義業

從五位下 進士 左衛門權大夫 判官代

義定

從五位下 右兵衛尉 式部丞 八條院藏人

近江源氏、

昌義

佐竹冠者 常陸源氏、

盛義

平賀冠者

義清

號武田冠者、又號逸見、刑部三郎

清光

逸見冠者、號黑源太、

光長

逸見太郎 上總介 逸見判官

基義

信義

武田太郎 駿河守

○與兄逸見太郎光長同胞、同日雙生、光長已時信

義午時也、

忠頼

一條二郎

○壽永二年、於頼朝亭凡誅、

兼信

板垣三郎

有義

武田四郎兵衛尉

信光

武田五郎 又號伊澤五郎、從四位下 伊豆守

遠光

加々美次郎 信濃守

光朝

秋山太郎

長清

小笠原次郎 從四位下 相模守

光行

南部三郎

經光

加々美四郎

光俊

於曾五郎

義定

從四位下 安田三郎 遠江守

義資

田中二郎 越後守

義秀

泉三郎

忠義

志摩四郎

貞長

逸見孫四郎

清隆

平井四郎

義行

奈古藏人

義成

淺利與一 強弓、

信清

八代與一

義宗

左兵衛尉 兵庫允 早世、

義親

從五位下 左兵衛尉 對馬守 母三河守隆長女、

○康和中橫行鎮西、朝廷召之不至、殺官使以罪流于

隱岐、義親逃自隱岐至出雲、殺目代、朝廷詔平正

盛討之、天仁元年伏誅、

義忠

帶刀長 檢非違使 河内守 右兵衛權佐 從五

位下 左衛門尉

○天仁元年二月七日、使鹿島三郎竊害叔父義光、義

忠詠歌見于新續古今集、

義國

從五位下 帶刀長 加賀介 式部大輔 母中宮

亮藤原有綱女、

○久安中蟄居於下野足利別業、

○久壽二年卒、

義重

太郎丸 大炊助 九條判官代 左衛門尉 從

五位下 新田祖、

○母上野介敦基女、法名上西、住上野國、號新田、

○建仁二年壬戌正月十四日卒、

國康

左衛門督

義康

治部少輔 左衛門尉 從五位下 伊賀・陸奥

權守 足利祖、

○母信濃守有房女、號足利、

義俊

新田太郎 里見・竹林・大新田祖、

義範

新田太郎三郎 又山名三郎

義兼

新田二郎 大炊助 皇嘉門院藏人

義季

得川四郎 德川祖、

為義

陸奥四郎 左兵衛尉 左衛門大尉 檢非違使

從五位下 稱六條判官 為義以家子、
六條堀河

○母同義國、

○天仁二年年十四、奉敕討義綱、義綱出降、以故得

直嗣義家、

○永久七年、僅從十七騎、防戰興福寺僧徒于栗子山、
走之、

○保元元年七月廿二日、為平清盛所斬、年六十一、
法名義法、

義時

陸奥五郎 左兵衛尉 石川祖、

義兼

武藏守 足利系圖曰、實鎮西八郎為朝子義康

養為子、

義資

石川兵衛 判官代

義廣

紺戸先祖、

頼隆

伊豆守

義隆

陸奥六郎

○平治之亂、從義朝戰死於龍華越、

増珍

僧

女子

鳥居禪尼

賴隆

毛利冠者

○生僅月餘以父之故配于下總、及賴朝卿起兵、千葉常胤奉之謁見賴朝卿、卿見其風采曰、真源氏之胤也、延坐常胤之上、

賴定

從四位下 伊豆守

義朝

下野守 左馬頭 播磨守 從四位下

○母淡路守藤原忠清女、

○平治元年己酉十二月、始奉 後白河帝敕、攻崇德上皇白河殿、遂至是與藤原信賴之謀叛、

○永曆元年庚辰正月三日、於尾張國野間内海為長田

忠致所殺、年三十八、泊賴朝卿霸業成、創勝長壽

院于鎌倉、収義朝之枯顯葬之、

義賢

帶刀先生

○母六條大夫重俊女、

○久壽二年乙亥八月十六日、與姪義平鬪死於武藏國大倉館、

仲家

八條院藏人 稱六條藏人、

○母周防守宗季女、

○為源三位賴政之義子、

○治承四年庚子五月十七日、戰死於宇治、

義仲

木曾冠者 左馬頭兼越後守 從五位上 伊

豫守 從四位下 征夷將軍

○母游女、

○元曆元年甲辰正月廿日庚戌、於江州粟津邊為

石田次郎所誅、年三十一、

女子

字菊、

義隆

志水冠者

○母今井四郎兼平女、

○元曆元年甲辰四月廿六日、堀藤次親家使郎從藤

内光澄殺之相州入間川原、雖為賴朝卿之掣、亡

父蒙敕勘賜誅、故如斯、

義宗

木曾四郎

義廣

又義範 二條藏人 從五位下 伊豆守 居常陸

志太、稱志太三郎先生、

○母同義賢、

○元曆元年甲辰五月四日、從木曾義仲與範賴・義經

戰、而死於伊勢國羽取山、

賴賢

左衛門尉

○母源基實女、

○保元元年丙子七月、被斬于舟岡山、

賴仲

左兵衛尉

○與兄賴賢俱五人被斬舟岡山、

為宗

六郎 住丹波、號丹波冠者、

○母同賴賢、

○與兄同被斬、

為成

住八幡、七郎

○母加茂神主成宗女、

○同兄被斬、

為朝

住鎮西、故號鎮西八郎、

○保延四年戊午誕生、母江口游君、

○為朝為人魁岸奇偉、意氣豪逸、膂力過人、長七尺許、左手偏長四寸最善射、

○為朝居豐後自稱九國總追捕使、年至十五掠略九國、多行不法、久壽二年、勅太宰府捕為朝、為朝率驍勇廿八人至京師、

○保元元年九月、流伊豆州大島、

○永萬元年乙酉三月、隨流到沖繩島、妻大里按司妹、生男女二人、男即浦添按司、後謚舜天王、

流求中興主、

○承安三年癸巳八月十五日、卒伊豆州八丈島、年三十六、勅賜八郎明神社號、

義實

太郎丸 上西門院判官代

實信

次郎丸 上西門院藏人

為頼

生大島、號島冠者、

○母三郎大夫忠重女、

為家

大島次郎

○母同上、為朝卒之後其母抱而逃、

女子

○母同上、

為仲

九郎

○母同為朝、

○與兄頼賢等俱被斬舟岡山、

行家

初義盛 十郎 藏人 備前守 從五位下

○文治二年丙午五月十二日、於和泉國小木郷、為平六備仗時定所誅、

為家

淡路冠者 與一 號質崎大夫、

○於熊野凡誅、

賴定

加茂冠者

正親

練絹冠者

維義

松井冠者

仙覺僧都

○母顯仲卿女、

乙若

○保元元年、於舟岡山被斬、年十三、

龜若

○同前、年十一、

鶴若

○同前、年九、

天王

○同前、年七、以上合瘞于圓覺寺為義塾側、

女子

鳥羽院官女美濃局

○母恒富尼、

義平

號鎌倉惡源太、

○母橋本游女、

○永曆元年正月廿五日、於六條川原被斬、

朝長

中宮大夫進 從五位下 左兵衛尉

○母修理大夫範兼女、

○朝長至龍華越被重創、遇風雪苦甚不能步、父義朝

察其果不免、至濃州青墓謂朝長曰、汝自處何如、

朝長曰、固決於心、唯待大人命、義朝密刺殺之、

女子

江口腹、

○平治元年十二月廿七日自害、年十四、

賴朝

小字鬼武者 皇后宮權少進 右近衛將監 上西

門院藏人 從五位下 右兵衛佐 權大納言 正

二位 右大將 征夷大將軍

○久安三年丁卯四月八日誕生、母熱田大宮司散位藤原季範女、

○永曆元年庚辰三月十一日、配流于伊豆國蛭小島、

東鑑、伊豆國顯成就院北、隣者賴朝卿在世御亭也、

○治承四年庚子四月廿七日壬申、一院第二之宮三條

高倉宮賜令旨於賴朝、今日到着于伊豆國北條館、八條院藏人行家所持來也、

○治承四年庚子八月十七日丁酉、舉義兵追討於伊豆目代山木判官平兼隆、

○同月廿三日癸卯、相模國石橋山合戰敗北、而遁去於安房國、同年十月十五日甲午、入于相模國鎌倉之亭矣、丁是之時、宿將豪族莫不望風而率從也、

○元曆元年甲辰正月廿日庚戌、遣舍弟範賴・義經討木曾義仲、誅之、

○文治元年乙巳三月廿四日丁未、追討平家於長門國赤間關壇浦矣、

○元曆二年四月廿七日己酉、叙從二位、

○文治五年己酉七月十九日丁丑、發於鎌倉、赴於奧州、征伐於伊達次郎泰衡・西木戸太郎國衡、而十月廿四日庚戌、還着于鎌倉也、

○建久元年庚戌十月三日甲申、發鎌倉、十一月七日丁巳、入洛、同月九日己未、任權大納言、同月廿二日壬申、任右大將、十二月十四日甲午、辭京師、而同月廿九日己酉、下着鎌倉也、

○建久三年壬子七月十二日壬午、任征夷大將軍、

○建久四年癸丑四月二日戊戌、狩於下野國那須野、五月十六日辛巳、狩於駿河國富士野、同廿八日癸巳夜半、曾我十郎祐成、同弟五郎時宗推參于富士野旅館、而殺戮于工藤左衛門尉祐經矣、報父讎也、

○建久六年乙卯二月十四日、首途鎌倉、三月四日、至于京師入六波羅亭、四月十日、參内、同月一日・廿二日、相尋參内、同月廿五日、辭京師、七月一日、奉幣熱田宮、同八日、還鎌倉、

○建久元年十月十三日、賴朝卿為上洛、次遠江菊川宿、佐々木三郎盛綱相副小刀於鮭素割而贈進時、

被染御自筆曰、

まちえたる人のなさけもすはやりのわりなく見ゆる志かな

十八日、於橋本驛游女等群集、先之御連歌、

はしもとの君にはなにかわたすへき

平景時

たゞそまがハのくれてすきばや

新古今集第十 羈旅歌 頼朝

道すから富士のけふりも分さりきはるゝまもなき

空の氣色ハ

同第十 雑

みちのくのいハでしのふはえそしらぬ書つくして

よつほの石碑

續後撰集第九 神祇

いはし水たのミをかくる人ハみな久しく世にもす

むとこそ聞け

續古今集第十 羈旅

よそにみし小篠かうへの白露を袂にかくるふたむ

らの山

續拾遺集第二十 恋

まどろめハ夢にもみえぬうつゝにハしるゝ程のつかのまもなし

新後撰集第八 雑

あひミてし後ハいかこの海よりもふかしや人をおもふ心ハ

玉葉集第六 雑

偽のことの葉しけき世にしあれハおもふといふも

誠ならめや

續千載集第八 羈旅

都にハ君にあふ坂近けれハなこそ其の関ハ遠きとをしれ

○建久九年十二月、稻毛重成造橋于相模川、落之、

頼朝卿臨會歸路、墮馬疾作、

○正治元年 正月、以病革薨髮、尋同月十三日薨、

享年五十三、葬鎌倉法華堂東御門村

○承元五年辛未十月十三日、鴨社氏菊大夫長明入道

蓮胤當幕下將軍御忌日、參法華堂、頰催懷舊淚、

註和歌於堂柱、

草も木も靡きし秋の霜消てむなしき苔を拂ふ山風

○建保六年戊寅、創建頼朝神廟于薩摩國日置郡厚地

村、奉社號曰花尾權現花尾地名、此山上舊有熊野大神祠、蓋出自花時以花祭之義、又

從祀丹後局・永金阿闍梨于相殿左永金右局、

義門

宮内丞 右兵衛尉 早世、

女子

一條二位中將能保卿北方、

○母同頼朝、

希義

土佐冠者 亦稱氣良冠者、

○母同頼朝、始居駿河香貫、

○永曆元年、謫土州氣良莊、

○壽永元年壬寅九月廿五日、為平氏自殺于同國吾河

郡年越山、

女子

字夜叉御前

○久安六年庚午誕生、母美濃州青墓宿長大炊之女、

○永曆元年庚辰二月十一日、自投于抗瀬川死、年十

一、

範頼

蒲冠者 三河守

○誕生于遠江國蒲生御厨、因號蒲冠者、母遠州池田

宿游女、

○建久四年癸丑八月十七日、拘範頼於伊豆國、尋而

殺之、

全成

字今若丸 世呼醍醐惡禪師、

○母九條院雜仕常盤、

○於常陸國為將軍頼家所殺、

義圓

字乙若丸

○母同全成、為圓慧法親王坊官、稱卿公、

○治承五年辛丑三月十日、向平氏戰死於尾州洲俣

川、

義經 女子

字牛若丸 大夫判官 伊豫守 從五位下

○平治元年己卯誕生、母同全成、

○文治五年己酉閏四月三十日己未、於陸奥國衣川館、

為伊達次郎泰衡、所襲、自殺於持佛堂、享年二十

一 金史列將傳云、範車國大將軍源光錄義鎮者日東陸華仙權冠者

性溫和而勇猛、才思甲諸部、外夷多隨拜入學館辯禮儀、後遷威

京錄事、章宗詔轉光錄大夫、累任大將軍、久守範車城押北方、

往昔權冠者日東小僻藩君章宗願厚賞、定總軍曹事官、令入北

嶽、不日破蘇城得印府云々、下略、此義經不死于高館、而逃渡

蝦夷、遂入靺鞨之說所由出也、然而檢、

閱金史及別本、未得此傳、為可以疑耳、

女子

志水冠者義隆 木曾左馬頭室、
義仲一男也

○元曆元年甲辰、義隆被殺之後、不堪哀痛竟得憂疾、

蚤世、

忠久公
至實朝

町田氏正統系譜

一一

藤原姓町田氏正統系譜卷第二 忠久公
至實朝

島津氏元祖

忠久

幼字三郎 左兵衛尉 左衛門尉 大夫判官 豐

後守 從五位下

○治承三年己亥、誕生於攝州住吉、母比企判官能員之妹丹後局、

○丹後局之姨為賴朝卿之乳母、卿より窺伊豆州也、乳母及局從行、於是局得幸于賴朝卿有身、夫人平政子性極妬、聞之、大怒欲潛殺局、卿憂焉、乃宣言流

局日向、陰告其兄能員、使能員與本田次郎親恒奉

之以逃、時局當開胎、比至攝州住吉、既催產氣、

且大雨暗黑、會有一狐操火照之、其狀若擁護者、

然隨其光僅求路、依一石上生男、實忠久公也、產

石猶在住吉社下猪鼻之地、世稱曰誕生石也、住吉

支社有倉稻魂クライヌ祠、蓋狐火斯神之冥助、因呼以為島

津稻荷、且島津氏以雨為嘉瑞者亦ハシ昉于茲也、今按

住吉廟祝田中氏誕生石由來曰、治承三年三月廿

日、忠久公之誕也、今夜當住吉猪鼻之松林現火

光、且燃且消、田中氏祖大宅光宗往而視之、則有

本田次郎者、告以局之本末曰、願救此急難誠君之

惠也、光宗垂愛憐、延入我家扶持母子、既而聞之

近衛基通公、則遂携養于公許也、按今夜大雨甚

闊、乃知廿日無月出也、由此則以三月廿日、為公

之誕辰者或庶幾矣、抑又公之降也、明神眷祐玉燭顯靈、夫住吉明神始出現乎西海、後鎮坐于攝州、公始降於住吉、後賜封于西海、終以山疆河帶、爰及苗裔垂百世無窮之業、開千年不拔之基者、安知不由明神預示幽契之靈應也。

豈不奇哉

○東鑑卷二治承五年辛丑三月九日、御臺所御著帶也、

千葉介常胤之妻依殊仰、以孫子小太郎胤政為使、

獻御帶、武衛奉令結之給、丹後局候陪膳建久二年十月一日、

北條殿室家參賴朝御前、三浦介已下宿老權候侍所行饗飯、此間出御母屋、武者所宗親越後介高成等候陪膳、高成為室家外甥、

又依有文章被召出之云々、此陪膳之夜、可觀當時為有、德貴威之任、然則丹後局候御臺所之陪膳、蓋亦有以也

○同年八月十二日、御臺所男子御平産、比企尼女河越

太郎重頼妻、依召參入候御乳付、

○同年十月十七日、御臺并若公實朝也自御産所入御營

中、比企四郎能員為御乳母夫奉御贖物、此事雖有

若干御家人、能員姨母號比企尼當初為武衛乳母、而永

曆元年御遠行于豆州之時、存忠節餘以武藏國比企

郡為請所、相具夫掃部允、掃部允下向、至治承四

年秋、廿年之間奉訪御世途、今當于御繁榮之期、

於事就被酬彼奉公、件尼以甥能員為猶子、依舉申

如此云々、比企尼即丹後局之姨而尼之侍賴朝卿也、

經廿餘年之春秋、此乃所以局亦從尼而近習賴朝

卿、遂得幸于卿也、且自治承三年丹後局誕忠久公

于住吉、至是凡三歲、局再下向關東、則復在鎌倉

比企谷比企尼許、因有以候御臺所之陪膳歟、照見

前後事狀、可以推知之耳、是後賴朝卿出丹後局、

嫁惟宗民部太輔廣言、忠久公亦畜於廣言之家、因

冒惟宗氏、

○安貞元年丁亥十二月十二日、丹後局薨於薩摩、年

八十二、葬厚地村花尾山下也、

○文治元年乙巳即元曆二年六月十五日、忠久公見賴朝卿

於鎌倉鶴岡而元服、畠山重忠加冠、因名忠久、初

任左兵衛少尉七歲時、賴朝卿賜公鳩作紐刀及十文字

家紋相傳十文字交午二引龍之形也、按實錄有若君五十日百日儀、時賜人々十文字之事、十字謂餅貼十字也、今視往古御家

紋、黑地白書十字、則恐以所賜之十字、即為織紋之號也

○一 源賴朝下文

『島津安藝守久雄藏』

『賴朝卿』
(花押)

下 伊勢國波出御厨

補任 地頭職事、

左兵衛尉惟宗忠久

右件所者、故出羽守平信兼黨類領也、而信兼依發

謀反令追討畢、仍任先例、為令勤仕公役、所補地頭職也、早為彼職、可致沙汰之狀如件、

元曆二年六月十五日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二八六号文書ト同文ナリ)

〇二 源頼朝下文

『同上』

『頼朝卿』
(花押)

下 伊勢國須可御庄

補任 地頭職事、

左兵衛尉惟宗忠久

右件所者、故出羽守信兼黨類領也、而信兼依發謀反令追討早、仍任先例、為令勤仕公役、所補任地頭職也、早為彼職、可致沙汰之狀如件、以下、

元曆二年六月十五日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二八七号文書ト同文ナリ)

〇同年八月十七日、為島津御荘下司職按島津御荘當時係春日神領

及近衛公領、
家、故云爾、

〇三 源頼朝下文

『同上』

『頼朝卿』
(花押)

下 島津御庄官

可早任領家大夫三位家下文狀、以左兵衛少尉惟宗忠久為下司職、令致庄務事、

右、件庄下司職任領家下文、以忠久為彼職、可令致庄務之狀如件、庄官宜承知、勿違失、以下、

元曆二年八月十七日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二八九号文書ト同文ナリ)

〇四 島津庄領家下文

『寫有之』

下 島津御庄官等

可早任鎌倉御下文狀、以左兵衛尉惟宗忠久為下司職、致其沙汰、

右件人、任鎌倉御下知之旨、宜為下司職、可令致
庄務沙汰之狀、所仰如件、故下、

文治元年十一月十八日

『御判 近衛殿歟、下司職即謂
近衛殿下之下司職耳』

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」九三号文書ト同文ナリ)

○五 源頼朝下文

『正文有之』

『頼朝卿』
(花押)

下 信濃國塩田庄

補任 地頭職事、

左兵衛尉惟宗忠久

右人、為地頭職從行庄務御年貢以下、任先例、可

致其勤之狀如件、以下、

文治二年正月八日

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」九七号文書ト同文ナリ)

○文治二年丙午正月十八日、為島津御莊總地頭職、

因以島津為氏焉、島津御莊謂日向・大隅・薩摩及
十二島也、亦稱之與三箇國、猶言古所謂道之後、道之後出應神
紀、島津之字見于延喜式日向縣條、蓋係九州莊內、
莊內即島津御莊內耳、万葉集曰、島門亦同島津、集中門亦訓通
如瀨門是、十二島見于平家談、曰口五島與七島、東鑑所謂實海
島亦作鬼島、今大島以南至石垣等、續紀總稱南島者也、十二島
地頭職之事、見嘉祿三年忠時公御議狀、菊池藤助云、忠久賜姓
島津氏非也、當時稱某氏者、此就本實地名、而自稱也、賜姓非
天皇、則不能私之、菊池之說屬杜撰耳、況花押藪藩翰譚之頗度
乎、

○六 源頼朝下文

『正文有之』

『頼朝卿』
(花押)

下 島津御庄

可令早停止旁濫行、從地頭惟宗忠久下知、安堵
庄民、致御年貢已下沙汰事、

各諸國諸庄地頭成敗之條者鎌倉進止也、仍件職先
日以彼忠久令補任畢、而今殿下依令相替給、雖無
領家之定、至于忠久地頭之職者、全不可有相違、
慥令安堵士民、無懈怠、可令致御年貢之沙汰也、
兼又為武士并国人等、恣致自由濫行、或打妨御年

貢物、或背忠久之下知、每事令對捍之由、有其聞、所行之旨尤以不當也、自今已後停彼等之濫行、令安堵住人、不可違背忠久沙汰之狀如件、以下、

文治二年四月三日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇二号文書ト同文ナリ)

〇七 源頼朝下文

『正文有之』

『頼朝卿』
(花押)

下 島津御庄[▽]官等[△]

可令早停止千葉介常胤代官字紀太清遠非道狼藉

事、

右、當御庄寄郡五箇郡者、以常胤令補郡司職了、

而守其職許、可隨国司下知之処、件清遠狼乱入庄

家、致種、非法苛法狼藉之間、土民不安堵、不及

預所并地頭等沙汰之由有其聞、事实者、清遠之所

行甚以奇怪也、以郡司職、何可打妨預所地頭之下

知哉、自今以後、早可停止件非道狼藉、若尚令違

背者、召取其身可処重科也、且常胤下遣正道者之

由令言上早、而此條尚以不當也、早停止非法、為

郡司職代官、可被國司本家所役勤之狀如件、以下、

文治二年八月[▽]三日[△]

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇五号文書ト同文ナリ)

〇文治三年丁未八月二日、忠久公至薩摩、入山門院

木群城、先是頼朝卿使本田左衛門尉貞親^{次郎親}之

薩摩觀變、貞親經營木群城、撫懷民人還報、至是

公初就國也按本田親恒奉丹後局而逃害上方、蓋親恒為比企能員之親眷、曾我物語曰、本田次郎親恒諱島山重忠、

使歸降頼朝、又曰、曾我兄弟不測父讐、藤祐經之已移別室、而

彷徨不知所為、會親恒至、素欲兄弟遂其志、指畫祐經所在而去云云、

又至若公之將就國也、頼朝卿使親恒之子貞親先之薩摩、以觀察

民心之向背、則本田氏之有鴻勳於公室也、可謂大矣、貞親法名

靜觀、

〇同年九月、公為薩・隅・日三州守護職、是歲創建

稻荷社於山門院、以為島津氏神氏神言、所主祭、

〇八 源頼朝下文

『島津安藝守久雄藏』

『頼朝卿』
(花押)

下 島津庄

可早停止藤内遠景使入部、以庄目代忠久為押領使、致沙汰事、

右、號總追捕使遠景之下知、放入使者、寃凌庄家之由有其聞、事突者甚以無道也、自今以後、停止遠景使之入部、以彼忠久為押領使、可令致其沙汰之状如件、以下、

文治三年九月九日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二二号文書ト同文ナリ)

○文治五年己酉、頼朝卿徵兵諸州、二月九日、致書公、令引兵會鎌倉、將以擊奥州泰衡也、

〇九 源頼朝下文

『正文有之』

『頼朝卿』
(花押)

下 島津庄地頭忠久

可令早召進庄官等事、

右、件庄官之中、足武器之輩帶兵杖、來七月十日以前、可參着關東也、且為入見參、各可存忠節之状如件、

文治五年二月九日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二三四号文書ト同文ナリ)

〇一〇 源頼朝御教書

『正文有之』

嶋津庄之官等不隨惣地頭忠久下知之条、庄官等之企尤以奇怪、有對捍之輩者、可令注申給者、前右大將殿仰如此、仍執達如件、

七月十日

『遠江守時政』(盛時ノ曠)
平(花押)

宗兵衛尉殿(忠久)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三三五号文書ト同文ナリ)

○同年七月十日、頼朝卿自將、東擊陸奥押領使藤原泰衡、以畠山重忠為先鋒、重忠苦請以忠久公為先陳大將、公時十一歳、八月十五日、頼朝卿賜重忠手書、傳宜調護公之旨曰、明日當宿陣原、戒軍士母得為剽掠、手書載左方世謂之明日者國府文書、元禄中綱貫公命菊池某等作之句解

○一 源頼朝御教書註解

あすは 明日者也、是指文治、五年八月十六日言也、こふの 國府之也、按東鑑曰、二品令休息多賀國府、同十四日、泰衡在玉造、文治五年八月十三日、郡之由風聞、自多賀國府經黑河令赴彼郡云々、こなたに 此仁也、東鑑に彼方の事、ちむのはらと 陣之原止也、嘗聞伊をあなたさまといへり、豫守頼義朝臣・陸奥守義家朝臣父子相共承王命、討阿部貞任・宗任、後義家再奉王命、討武衡・家衡、因奥羽兩州之處、構張陣營、其舊蹟平原高岡隨地形而稱陣原・陣岡者多矣、今是所謂陣原亦其一乎、按東鑑、自是後九月四日、有二品令陣于陣岡陣社之事、又按八月廿日、令赴玉造郡給、則圍泰衡多賀波々城云々、然則いふところニ云所御す候へし可御宿候也、宿を須久と訓、いくさたちには 軍仁、こふには 國府仁すくせずと申

なり止申、かまへて 構而也、和訓集曰、かまへて何く、といふは、後を鑑て、戒いふ詞なり、ひか事すなといふハ、漢學讀也、今言、大軍行次驚擾國人之事也、是故士卒等、あかうそ 即吾子所也、與若所同、安和音謹戒勿為強暴也、あかうそ 古語拾遺曰、天照大神育吾勝尊、特甚鍾愛常懷腋下、稱曰腋子、今俗號稚子謂和可古、是其轉語也、古者謂吾兒息曰和加古、和訓集曰、あこは吾子の義、親又乳兒と呼てあこといひし事、うつほ物語に見えたり、職人歌合に、あこやうとも見ゆ、而加古之云、通音也、乃可知、如是方古即吾子之謂、字者言を延たる語助也、當時古言之存有如是者、あかうは二品對重忠、指御子忠久之詞也、所者方也、如來方古文書中多有之、單言吾子、則所指不詳、故稱三郎、則其所指分明也、舊注以若所耳解者未盡耳、一説あかうそ之所字、宜讀音音、あかうそ者二品呼重忠也、汝古曾三郎を強請たる也といひかけ玉へる詞なり、三郎を 三郎者二品之長庶子、即慶後守忠久幼名也、治承三年己亥誕生、此此說やすらかなり、時忠久十一歳也、先是元曆二年、七歳而繼任左兵衛尉、二品尚以幼名三郎呼之者、東鑑中其例多矣、源九郎義經者二品之令弟御家人等下文曰三河守向九國、以九郎判官所被遣四國也云々、やうくニ 漸にや、此詞つきは、今のやうやくのことといふ、僅字の、せんニ 專ニ也、重忠專一こひたるもの、為請者義なり、せんニ 專ニに請願へるなり、指忠久ついでくしたるなり、為附副也也、假名遣七、以幾音相通、又追副之義、謂二品已命先陣重忠也、たうしハ、當時者後、應諸軍之請而使忠久為副將而在先陣也、、當今之 ほうてう、北條也、奥州役供奉人數交名見于東鑑、時也、、庄司次郎ハ、畠山莊司次、けふの 今日也、同五郎有之、乙人之中蓋妨神社佛閣、ひくわんニ 非願ニ也、二品之御素願者也、

神歌佛讀經巨誓匪敢懈、治承四年、揚義兵以采、建立神社佛堂、或寄附神領、或寄進佛領田之事、舉載東鑑、就中赴奥州之前日、召伊豆山住侶專光坊仰曰、為奥州征伐潛有立願、汝持成住侶也、候留守可祈精、將又進發之後、計廿箇日、於此事後山可草創梵宇、自可立置社許、於營作者以後有沙汰者、專光申領狀云、いら々、如此則盜妨神社佛閣之事、於二品の御心固非願可知矣、いらすしむへうなり、不入神妙也也、このくにハ、此國者也、是褒美之詞也、

皇國きはめて極天しむこくなり神國、かまへて言也、
註見上、再言者丁らうせきすな勿為狼、くしたるもの寧反覆之情可見也、

ともニ為具者共ニ也、みなふれまわすへし廻也、けふらうせきしたるものともは今日為狼籍、こきたあるなり有者共者也、

沙汰也也、此時最當如斯也、東鑑後九月九日、二品逗留峰社、而其近邊有寺、曰高水寺、稱徳天皇勅願諸國安置一大觀自在菩薩像之隨一也、彼住侶禪修房以下十六人、參訴于此旅館事、其故者御野宿之間、御家人等僮僕多、以亂入當寺、放取金堂壁板十三枚仰景時、冥慮尤難測、早可札明者、二品殊驚歎給、則可相尋之於衆徒前加刑法、可散彼齋陶之由、けふのひくわんニ重被仰出之云々、此等之事可併按也、

註見上、今いらぬほとにニ入程、あすの明日之也、即日之非願ニ也、
也すくにて宿ニいりなんハ、入奈武者也、奈ゐこんの遺恨、ことにてあるへきなり事ニ而可、有也也、

(文治五年)
八月十五日 八月十五日

筆也、凡當時右筆之職、主君親先下筆、而後右筆者奉其餘而副書之也、今如此
盛時奉 盛時奉也、平民部丞而武衛之右

書、則二品親筆而託盛時奉之、是告示於下之制也
庄司次郎殿 狂司次郎殿也 譚島山重忠也

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一三七の一号文書トホマ同文ナリ)

〇一二 源頼朝書状

これにもつかせ給はんするに候、ほうてう・みうらの十郎・わたの太郎・さうまの二郎・小やまたのもの・おくかたせんちしたるもの・とん、わたの二郎ひとりもれす、むさしのたう／＼のものとも、このけちをたかへす、しつかによすへし、廿一日、ひらいつみへつかむといふことあるへからす、さうなをばせても、かたきをおいなひけても、いかてかをいつくへき、たゝつくもはしのへんまてをいつくことやあるとてこそ、おゝせたひつれ、かさねて、せい二万きをまかりそろうへし、あんないさとも申せはとて、あふなきことすへからす、いかさまにも、ものさはかしく、こゝろ／＼にはすことあるへからす、この御ふみをひとりみ

てハ、したいニやりくして、おのく御返事を

申へし、かさねて、二万きをまかりそろへし、

(文治五年)

八月廿日

いぬのとき

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四〇号文書ト同文ナリ)

右擊奥州泰衡時陣移文也、當初稱奥入、見下文、

〇一三 源頼朝御教書

『市來北山新兵衛藏』

(頼朝) 在御判

『北郷日置之御名也』

北郷弥太郎兼秀訴うる弁濟使職事、これにハ子細

を不知^(候之間、解カ)状をつかハすところ也、申所相違な

くハ安堵せさすへし、且奥入の御共なんとして奉

公ある物なり、あなかしこく、

文治五 十月三日 盛時奉

宗兵衛尉殿^(忠久)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四五号文書ト同文ナリ)

〇一四 惟宗忠久下文

『同上』

下 嶋津御庄政所

補任 北郷弁濟使職事

日置兼秀

右以人、依今度奥人御共之奉公、所補任彼職也、

御庄官等宜承知、更不可違失之状如件、以下、

文治五年十一月日

前左兵衛尉惟宗御判^(忠久)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四六号文書ト同文ナリ)

〇一五 源頼朝下文

▽◎ 在御判 ▲

島津庄住人不隨忠久下知之由、有其聞、尤不當事

也、慥可相從件下知、兼又、救二院平八成直殺僧

早、所行之至不敵事也、於件所知者、可為忠久沙

汰之状如件、

建久二年十二月十一日

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一五五号文書ト同文ナリ〕

〇一六 源頼朝御教書

『寫有之』

(頼朝) 御判

薩摩國救二院平八成直奉公之由申之、而件救二院地頭弁濟使職事、自平家之時、舍弟安樂平九郎為成被妨取、而今為成謀反第一之者也、早以成直以彼地頭弁濟使、無相違可令安堵給者、鎌倉殿仰旨如此、仍執達如件、

五月九日

盛時奉

宗兵衛尉殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一五三号文書ト同文ナリ〕

〇一七 源頼朝御教書

『寫有之』

(頼朝) 御判

自近衛殿被仰下嶋津庄官訴申、為宰府背先例、今

年始以押取唐船着岸物事、解状遣之、早停止新儀、如元可被付庄家也、適為被仰下事也上、如状者、

道理有限事也、仰旨如此、仍執達如件、

(文治三年カ)

五月十四日

盛時奉

伊豆藤内殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一一九号文書ト同文ナリ〕

〇一八 關東御教書

『寫有之』

追仰

又件領内、於他領相交者、不能知行者、

件所領内老所者、可充給備覺弁者、

薩摩國住人阿多四郎宣澄所領谷山郡・伊作郡・南郷・北郷・新御領名田等事、彼宣澄者、平家謀反之時、張本其一也、仍令停止件職早、早可知行地頭職者、依仰執達如件、

建久三年十月廿三日

(盛時カ) 在判
平(時政) 在判
民部丞(在判)

〔二階堂行政〕

⑩ 宗兵衛尉殿(忠久)

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」一五八号文書ト同文ナリ〕

○建久七年丙辰六月、忠久公年十發鎌倉至薩摩、過京師謁近衛前内大臣基通公、公以忠久為假子、因許稱藤原氏焉、而自後猶有稱惟宗者、何惟宗猶如後之名字也、忠久公稱宗兵衛尉、宗以姓稱氏、島津因地為氏、是故至三四世、猶稱惟宗自若、亦同當今之名字也東鑑建保四年七月廿九日、實朝供奉六位十二宗左衛門即惟宗孝親、人中有宗左衛門尉孝親、次島津左衛門尉忠久是孝親以宗為名字也、承久三年七月十二日下文曰、左衛門尉藤原忠久、由此以、為承久三年辛巳始賜藤原姓者、未瑩耳、

○一九 薩摩国 國田帳写

薩摩國

注進 國中總圖田帳

合肆仟拾町深段内〔此間虫喰無字〕部頭八十町(中原親能)

右衛門兵衛尉貳千五百九十一町(島津忠久)

六〇(段九)

千葉介(常地)四百一十一町二段

佐女島四郎二百十町四段

一圓國領二百一十一町

方々權門領寺社五百六町五段〔室府本無三字〕

寺社領六百五十五町内

安樂寺御領百五十四町四段内 領家即別當

國分寺百四町五段 郡々散在下司僧安靜

天滿宮七町五段 宮里郷内下司在廳道友

老松庄廿四町四段 山門院内

温田浦十八町 高城郡内没官御領地頭千

葉介

弥勒寺御領百九十六町一段内 領家即別當

五大院九十一町一段 郡々散在下司僧安慶

八幡新田宮三十五町 郡々散在下司僧經宗

同宮領市比野十五町 入来院内没官御領地頭千〔下司在序權明此下字不見〕

葉介

日置庄三十町 同北郷内下司小野太郎家

綱

益山庄二十五町 加世田別府内下司塩田太

郎光澄

大隅正八幡宮御領二百二十五町

一円御領荒田庄八十町 麿島郡内地頭掃部助

万得御領百四十五町三段内郡々在散
五十七町五段

島津御庄論

此外没官御領内阿多久吉内八段二十二町五段廿、
伊作御庄内

官注進元
但正此下字不見

府領社三箇所五十三町七段内 正八幡論下司見郡

開門宮領四十町此下不見字不見

新田宮領十町 河野邊郡内

中島宮領壹町七段 薩摩郡内

府領社二ヶ所二十五町五段内五ヶ社内
地頭右衛門兵衛尉

伊作知佐十八町 谷山郡

郡本社七町五段 麿島郡内地頭右衛門兵衛

尉

島津御庄一圓御領六百三十五町内 右衛門兵衛尉

没官御領二百八十五町

伊作郡二百町正八幡宮論田
廿二町五段廿 地頭右衛門兵衛尉

日置北郷七十町 本郡司小藤太貞澄無府本

同南郷内外小野十五町 地頭右衛門兵衛尉無府本

和泉郡三百五十町 下司小大夫兼保

残田二千七百廿町七段内

御庄寄郡内没官御領六百十町二段内

三百七十八町三段 地頭千葉介

二百三十二町 地頭右衛門兵衛尉

阿多久吉二百十町四段 地頭佐女島四郎

市來院百五十町島津御庄寄郡
院司僧此下不見
地頭右衛門兵衛尉

満家院百三十町同御庄寄郡
院司業平府本無
地頭右衛門兵衛尉

河邊郡二百二十町内同御庄寄郡 地頭右衛門兵衛尉

府領社十町 下司平太道綱

公領二百十町 郡司道綱

阿多郡二百五十町

寺領四十四丁八段弥勒寺 下司僧安慶

社領四町 弥勒寺 下司僧經宗

寺領五町 安樂寺 下司僧安靜

社領八段 正八幡宮論一官府本無

公領百九十五町四段内 没官御領地頭佐女島四郎

久吉百四十五丁四段 本名主在應種明

高橋五十丁 同地頭佐女島四郎

(有脱力)
已上四ヶ郡、被府領、國司訴訟、

高城郡二百五十五丁内 島津御庄寄郡

寺領五十二丁内 安樂寺 下司僧安靜

温田浦十八町 没官御領地頭千葉介下可在片師高

社領三十町 弥勒寺 下司僧經宗

寺領三十町 弥勒寺 下司僧安慶

公領百四十二町内 没官御領地頭千葉介

若吉三十六町 本郡司藥師丸

時吉十八町 名主在應道友

得吉二町(末之) 名主肥後國住人江田太郎

實秀

吉枝十九町 名主在應師高

武光三十三町五段 名主同師高

三郎丸十町 名主在應種明

万得十五町 名主在應師高

草道万得十五町 島津御庄論 名主紀大夫正家

大河三町五段 島津同御庄論 万得

東郷別府五十三町二段内

寺領八町五段 弥勒寺 下司僧安慶

社領二町 正八幡領 下司在應道友

公領四十二町七段内一字無 没官御領地頭千葉介府本

時吉十五町 郷司名主在應道友

得末四町 名主肥後國住人江田太郎

實秀

吉枝七町 島津御庄寄郡 名主在應師高

若吉六町 同御庄寄郡 名主小大夫兼保

時吉十町七段 同御庄寄郡 郷司在應道友

薩摩郡三百五十一町三段内

寺領二十六町八段 安樂寺 下司僧安靜

寺領五町八段 弥勒寺 下司僧安慶

社領一町七段 府領五ヶ社内 下司郡司忠友

公領三百十七町内

成枝八十六町 郡司忠友

光富四十九丁内廿町万傳 名主荒河太郎種房

是枝九町 名主在廳家弘

時吉六十九町 島津御庄寄郡 名主在庁道友 地頭右衛門兵衛尉

若松五十町 名主在庁種明 地頭同前

永利同御庄寄郡 名主在庁種明 地頭同前

吉水十二町 同御庄寄郡 名主當國相榊使崎田五町 地頭同前

火同九十四町 同御庄寄郡 島津御庄方弁濟使

都浦十町 島津御庄論 万得

宮里郷七十町内

社領七町五段 安桑寺 下司在廳道友

社領一町 弥勒寺 下司僧經宗

公領六十一町五段 島津御庄寄郡 郷司紀六大夫正家 地頭右衛門兵衛尉

入來院九十二町二段内 没官御領千葉介

寺領二段 安桑寺 下司僧安靜

寺領二町 弥勒寺 下司僧安慶

社領十五町 弥勒寺 下司在廳種明

公領七十五町内 島津御庄寄郡

弁濟使分五十五町 本地頭在廳種明

郡名分二十町 本郡司在廳道友

祁答院百十二町内 島津御庄寄郡 没官御領地頭千葉

介

富光五十四町 本郡司熊同丸

倉丸三十町 本主瀧間太郎道房

時吉十五町 本名主在廳道友

得末十三町 本名主肥後國住人江田太 郎實秀

牛屎院三百六十町内 島津御庄寄郡 右衛門兵衛尉

永松二百四十町内 院司元光

幸万五十五町 島津御庄方弁濟使

木崎十五町 名主前内舍人康友

光武五十町 名主九郎大夫國吉

山門院二百町内 島津同庄寄郡

老松庄二十四町四段安桑寺

公領百七十五町六段 地頭右衛門兵衛尉

光則百三十三町六段 院主秀忠

弁濟使分二十七町 名主島津御庄領家沙汰

高橋十五町 本名主是兼入道死去後

莫祢院四十町島津同御庄寄郡 地頭右衛門兵衛尉

延武〔本ノマ〕三十五町 院司成光

土師浦五町 名主小大夫兼保

甌島四十町内島津御庄寄郡 没官御領千葉介

上村二十町 本地頭在廳道友

下村二十町 本地頭藥師丸

日置庄三十町北郷内 弥勒寺 下司小野太郎家綱

同南郷三十六町 没官御領地頭右衛門兵衛尉

加世田別府百町内 尉

社領二十五町弥勒寺 下司塩田太郎光澄

公領七十五町内 地頭右衛門兵衛尉

山田村二十町 名主肥前國住人石居入道

千與富四十町 郷司弥平五信忠

村原十五町 没官御領地頭佐女島四郎

知覽院四十町内島津御庄同寄郡

府領社九町七段正八幡宮論 下司忠答

公領三十町三段 郡司忠答 地頭右衛門兵衛尉

穎娃郡五十七町内島津同御庄寄郡

府領社二十三町正八幡宮論 下司穎娃次郎忠康

公領三十四町内七段 本郡可在序種明 地頭右衛門兵衛尉

指宿郡四十七町内島津同御庄寄郡

府領社九丁三段正八幡宮論 下司忠元

公領三十七町七段 下司平三忠秀 地頭右衛門兵衛尉

給黎院四十町島津同御庄寄郡 郡司小大夫兼保

谷山郡二百町内島津同御庄寄郡 没官御領地頭右衛門兵衛尉

府領十八町 門兵衛尉

公領百八十二町

麿島郡三百二十二町内島津同御庄寄郡

寺領三十七町五段安桑寺 下司僧安靜

社領八十町正八幡宮領

府領社七町五段

下司前内舍人康友

公領百九十七町

郡司前内舍人康友
地頭右衛門兵衛尉但本郡司
平忠純

伊集院百八十町内

上神殿十八町

万得

下神殿十六町

万得

桑羽田五町

万得

野田六町島津御庄論

万得

大田五町同御庄論

万得本主在序道友

寺脇八町同御庄論

万得名主在序道友

時吉二十五町

万得名主同前

末永二十五町

万得院司八郎清景

續飯田八町

万得名主權太郎兼直

土橋十三町

万得名主紀四郎時綱

河俣十町

万得名主僧忠覺

谷口十四町

没官御領地頭右衛門兵衛尉

尉

十万六町

万得名主紀平二元信

飯牟禮三町

万得

松本十八町

万得

右、伴圖田注文、去文治年中比、依豊後冠者謀叛、

彼乱逆之間被引失早、仍大略注進如件、

建久八年六月 日

權掾藤原朝臣在判

權掾伴

在判

大目大藏

在判

權大前

在判

目代右馬允藤原在判

建武元年八月廿四日已時許書了

於京都綾小路烏丸面西頬宿、同交點了、

筆者沙弥光祐

〇二〇 前右大将家政所下文

同正文有之

前右大将家政所下 左兵衛尉惟宗忠久

可早為大隅・薩摩兩國家人奉行人致沙汰條之事、

一可令催勤内裏大番事、

右、催彼國家人等、可勤仕矣、

一可令停止賣買人事、

右件條、可禁遏之由、宣下稠疊、而邊境之輩違

犯之由、有其聞、早可停止、若有違背之輩者、可

處重科矣、

一可令停止殺害已下狼藉事、

右、殺害狼藉禁制殊甚、宜守護國中可令停止矣、

以前條々、所仰如件、抑忠久寄事於左右、不可窺

凌無咎之輩、而又家人等誇優恕之餘、不可對捍奉

行人之下知、惣不慮事出來之時、各可致勤節矣、

以下、

建久八年十二月三日

案主清原

知家事中原

令大藏丞藤原(賴平)

(花押)

別當前因幡守中原朝臣『廣元』

散位藤原朝臣(三階堂行政)

(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一七四号文書ト同文ナリ)

〇二一 關東御教書

『寫有之』

島津庄内郡司弁濟使等名田事、

飲肥南郷郡司名田 鹿屋院弁濟使名田

真幸院郡司名田 滿家院郡司名田

穆佐院郡司名田 南郷弁濟使名田

宮里郡司名田

右、件名田等早可令知行、兼又前掃部頭知行惟澄(中原親能)

所領、同可令知行給者、依前右大將殿仰、執達如

件、

建久九年二月廿二日

『遠江守時政(盛時) 平(在判)奉』

島津左衛門尉殿(忠久)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一八〇号文書ト同文ナリ)

『東鑑卷十六』 〇正治二年庚申二月廿六日、中將家頼家將軍御參鶴岳八

幡宮、御後衆廿人之中束帶與布衣 相交中也忠久預焉于時島津左衛門尉

『東鑑卷十七』 〇建仁三年癸亥九月四日、忠久于時島津左衛門尉被收公大

隅・薩摩・日向等國守護職、是又依能員緣坐也云

々、雖然、同十日、諸御家人等所領可如故知行之由、多以被下遠州御書、是危世上故也云々、

○忠久公在薩摩、聞舅氏比企能員遇害不自安、會實朝召公、公懼、是以徧禱上下神祇、然後行至則無事、此時祈請臺明寺清水郷 青葉山、文書載左、

○二二 島津忠久願文

『清水臺明寺藏』

奉立 大願事

可造立衆集院本堂寺宇參間四面事、

右、件本堂寺宇可奉造立之由、大願志者、左衛門尉惟宗忠久上洛間、為無事安隱泰平、所奉立也、仍今度下向之時、早可令造進之狀如件、

建仁三年十月十九日

左衛門尉惟宗「御判」

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一九九号文書ト同文ナリ)

○建曆二年壬申七月二日、忠久公奉旨、使薩州阿多

郡地頭鮫島前司四郎宗家領伊作莊柿木田地、如故、

○二三 關東御教書

『上町鮫島四郎藏』

薩摩國阿多郡伊作庄領主和田二郎親广柿木田之事、所折紙 獻之也、右如狀、

江田四郎・藤原家俊狼藉無□歟、早相尋子細、所行若実者、可令召置關東給候、仍執達如件、

建曆二年二月四日

右京權大夫在判

嶋津左衛門尉殿

○二四 島津忠久袖判書下

『忠久公』
(花押)

阿多郡伊作庄柿木田の田地之事、

藤原親澄帶證文条、可令安堵由、所成賜外題也、早無其煩付親(證方)、可令知行之狀如件、

建曆二年七月二日

中務

〇二五 島津忠久書下

『同前』

さめしまのむねいへ申、

ねんらいめんきやうのしつニより、かつハせん御
下ちらのむねにまかせて、かさねたる御くゑたい
らを給ハラむとおもふ、あたのミやうしらそのは
たけらの事、

みき、くたんのあたのこほりいけのそのらまんさ
うくうしちりもつせん御くたしふミの状ニめいは
くなり、さらにさうゐあるへからさる状如件、

『忠久公(花押)』

〇二六 島津忠久書状

『比志島隼人藏』

みつゑの院のくんし代左近せう上ミはうか代官か
下知にしたかはさるよし、同うたへ申、ことしち

ならば、もてのほかの事也、すみやかに地頭代か
下知にしたかふて、かきりあるくしけたいおいた
すへからさるよし、下知せしめ給へきよし仰とこ
ろなり、かつはこの御ふみおくんし代ニみせしめ
給へき也、あなかしこく、謹言、

『忠久公(花押)』

(本文書ハ「旧記雑録拾遺諸氏系譜三」比志島文書二四号文書ト同文ナリ)

『東鑑卷廿一』

〇建曆三年癸酉二月二日、昵近伺候人中撰藝能之輩、

被結番共有三番、各當番日者不去御學問所、令參候面

々隨時御要、又和漢古事可語申之由云々、一番六

人之中忠久預焉于時島津左衛門尉、是實、

〇建曆三年癸酉五月七日、甲斐國波加利新庄、去二

日・三日、為和田合戰之賞、被充行于忠久畢于時島津

左衛門尉、抽波加利本庄者武田冠者賜之抽賞記第、

賞記第二載之一載之

〇二七 將軍家政所下文

『寫有之』

將軍家政所下 島津庄内薩摩方住人

補任 地頭職事、

左衛門尉惟宗忠久

右、如本為彼職、任先例、可令沙汰之狀如件、(所仰脱之)以

下、

建曆三年七月十日

(菅野景盛カ)
案主菅原(在判)
知家事惟宗(孝実)

令圖書少尉清原(清定)在判

別當相模守平朝臣(鏡広)義時(在判)

遠江守源朝臣(時房)在判

武藏守平朝臣(師俊カ)在判

書博士中原朝臣廣元(在判)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一、二三四号文書ト同文ナリ)

『東鑑卷廿一』

○建曆三年八月廿六日甲午、將軍家朝實入御于廣元朝

臣之策、是徙移之後御行始也、御後之供奉廿人之

中忠久預焉(于時島津左衛門尉忠久)

『東鑑卷廿一』

○建保二年甲戌七月廿七日庚寅、大倉大慈寺供養

也、午刻將軍家朝實御出、供奉人御後十八騎之中忠

久預焉(于時島津左衛門尉忠久)

○建保四年丙子七月廿九日庚戌、小河法印忠快於相

模川修六字阿臨法、仍將軍家朝實御出、六位十二人

著本千負野矢、在御輿前、此中忠久預焉(于時島津左衛門尉忠久)

○建保六年戊寅六月廿七日丁卯、將軍家朝實被任大將、

御之間為御拜賀參鶴岳宮給、被用御車、御後供奉

衛府十九人(二行左右共年藤次第)之中忠久預焉(于時島津左衛門尉右第二番)

○承久元年己卯七月十九日、北條義時迎攝政道家之

子藤原賴經於京師、為鎌倉主時年二歲、下向關東

後陣隨兵十六騎之内忠久有之(于時島津左衛門尉)

○二八 關東下知狀

『寫有之』

可令早左衛門尉惟宗忠久為

信濃國太田庄地頭職事、

右人、可為彼職之狀、依仰下知如件、

承久三年五月 日(八)

陸奥守平朝臣『在判義時』

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二七〇号・二七三号文書ト同文ナリ)

〇二九 関東下知状

『正文有之』

可令早左衛門尉藤原忠久為越前國守護人事、
右、任先例、可致沙汰之状、依仰下知如件、

承久三年七月十二日

陸奥守平『義時』(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二八四号文書ト同文ナリ)

〇三〇 北条泰時書状

『寫有之』

三郎兵衛尉殿とゞのたゞかいせられて候上に、い
つものにみな人々したいを申候ところに、したい
も申され候はず、さうなく下られ候ひぬ、まことに
ほうこうさうなき人にて候也、且ハそのよしを
上へも申あげ候にて也、

承久三

七月十二日

武藏守『泰時在判』

島津左衛門尉殿『忠久』

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二八二号・二八三号文書ト同文ナリ)

〇三一 北条泰時書状

『寫有之』

御ふみくはしくうけ給候ひぬ、こんと三郎兵衛尉
殿中にちうをつくして御たゞかひの御事ハ、くわ
んとうにも令申候也、そのうゑにいつもへも人
々としたひ申候しに、そのきもなく御くたり候事
もきらくしく覚へ候へハ、其由令申候了、かな
らずいくさのきや奉公にてあるへき事にて候は
ず、方々今度奉公無左右事にて候也、恐々、

承久三

七月十五日

武藏守『泰時在判』

島津左衛門尉殿『忠久』

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二八七号文書ト同文ナリ)

〇三三 関東下知状

『寫有之』

可令早領知左衛門尉藤原忠久

信濃國太田庄地頭職事、

右、任先例、可致沙汰之状、依仰下知如件、

承久三年七月十八日

陸奥守『義時在判』

『右書讀目裏判』

〔花押〕『酒勾次郎左衛門
貞資入道貞阿也』

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二八号文書ト同文ナリ〕

『東鑑卷廿六』

○承久四年壬午三月八日、自去夜、若君賴聊御惱、

仍於御所南庭被行月曜祭、大夫泰貞奉仕之、島津左

衛門尉忠久沙汰也、御使駿河太郎兵衛尉朝村云々、

〇三三 関東下知状

『正文有之』

越前國守護事、任去年御下文之旨、左衛門尉惟宗

忠久可令奉行之状、依仰下知如件、

貞應元年十月十二日

前陸奥守平〔花押〕
『義時』

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二一三五号文書ト同文ナリ〕

『東鑑卷廿六』

○貞應三年甲申十月十六日、天變御祈被行之、島津

左衛門尉忠久為奉行、又一方供料沙汰進云々、

『東鑑卷廿六』

○嘉祿元年十二月廿日、若君賴有御移徒之儀、申一

點御出、御後供奉三十人之中忠久預焉于時島津大夫判官

○嘉祿三年丁亥四月十六日甲子、將軍家賴依御不例、

於御所南門被行鬼氣祭、島津豐後守沙汰也、

『東鑑卷廿六』

○嘉祿三年丁亥六月十八日乙丑辰刻、島津豐後守從

五位下惟宗忠久卒、日來脚氣之上惱赤痢病云々、

享年四十九、葬相州鎌倉東御門、反葬薩摩山門院

感應寺、後奉置廳島五道院、法名得佛道阿彌陀佛、

影殿淨光明寺本牌殿 淨國公時置影、○文獻
通考、嘉祐中帝欲置影殿於洪福寺、

○東鑑卷四

十、建長二年庚戌、造閑院殿、北弘御所島

津豐後前司跡、蓋 得佛公京師藩邸故址也按入來
郷本田

仁右衛門藏、建武二年七月六日、道鑑公賜本田孫二郎、勤京

都大番云々、御状曰、薩摩國役所二條萬里小路南類、是當時之

京邸、
也

賴家

小字萬壽 從五位上 右近衛權少將兼讚岐權

介 左近衛權中將 從四位上 左衛門督 從

三位 從二位 征夷大將軍

○壽永元年壬寅八月十二日誕生、母北條遠江守平

時政女二位平、政子也

○建久六年乙卯六月三日、與賴朝卿俱入洛參 內

時十、
四歲

○建仁二年壬戌八月廿七日、賴家病劇、政子度其

不可起、分割天下、而讓舍弟千幡君十歲、北關

西三十八國地頭職、讓長子一幡君六歲、比關東

二十八國地頭職及總守護職、蓋出乎未亡人政子

之意也、於是一幡外祖比企能員使己女即賴家 側室告

賴家曰、不讓子而兩分諸弟、自古未有能不亂者

也、將軍盡早滅北條氏以斷後患乎、賴家然之、

九月二日、召能員於寢所、陰議滅北條氏、政子

尼隔障子伺聽之、告急北條時政、時政騙能員、

設伏捕而殺之、是日、能員之族據一幡之小御所
館、政子使義時攻之、能員子姪拒戰縱火自殺、

同七日、賴家落髮、翌三年癸亥九月廿九日、時

政幽賴家伊豆修禪寺、元久元年七月十九日、時

政竊使人弑賴家於修禪寺浴室、年廿三、

一幡丸

○母比企判官能員之女、稱若狭局、

○建仁三年癸亥九月二日、外祖比企判官能員自殺

之時、一幡亦焚死、年六歲、

善哉

公曉 惡禪師 鶴岡別當阿闍梨

○母賀茂六郎重長女鎮西八郎、為朝孫也

○建保六年己卯正月廿七日、刺殺伯父實朝於鶴岡

宮中、報父讐也、今夜為三浦義村所斬、年十九

歲 東鑑曰、北條義時持實朝之劍到鶴岡權門、俄稱病讓劍仲

董退去、公曉素知持劍者義時也、故誤斬仲董首云々、是

一壽丸

義時預恐公曉害己、故猝稱

病辭去、其詐巧可知也、

榮實禪師

○建保元年癸酉、信濃人泉小二郎親平扶千壽丸、

圖誅北條義時、不成、千壽丸為僧名榮實、

○建保二年甲戌十一月十三日、和田左衛門尉義盛、

大學助義清等之餘黨居住洛陽、挾榮實為大將、

大江廣元家兵襲之、榮實自殺、年十四歲、

「女子

竹御所 賴經將軍簾中、

○天福二年甲午七月廿七日產兒、以產難逝、年三

十二、

貞曉法印

○文治二年丙午二月廿六日甲戌誕生、母伊達常陸介

藤原時長法師念西女、大進局也、

賴朝卿之夫人平政子嫉妬逐之、故可令在京之旨內

々被仰合、仍就近國便宜、建久二年辛亥、被充賜

伊勢國云々、

○建久三年壬子五月十九日、令上洛為仁和寺隆曉法

眼之弟子入室也、

○寬喜三年辛卯三月九日、於高野山入滅、享年四十

六也、

「女子

字三幡弟姬君

母同賴家、

○正治元年己未六月晦日早世、年十四歲乳母夫掃部頭親能不堪哀傷

實朝

實朝

小字千萬 從五位下 征夷大將軍 右兵衛佐

右近衛少將 右近衛權中將兼加賀介 正四位下

正三位 從二位 權中納言兼左近衛中將 權大

納言兼左近衛大將 內大臣 右大臣

○建久三年壬子八月九日誕生、母同賴家平政子也

○建保四年丙子十一月、實朝惑宋人陳和卿之言、使

和卿造大舶、將以渡宋也、五年四月十七日成、乃

欲浮由比海、自午至申、雖極力曳之、舶膠不能浮、

徒朽沙頭矣、

○建保七年己卯正月廿七日、為右大臣拜賀、謁鶴岡

八幡宮、及夜退去時、為別當阿闍梨公曉所弑、年二十八、葬鎌倉勝長壽院、

○實朝好國風、使人問三鳥六義於藤原定家卿、其所

作之和歌出于新勅撰・續後撰・續古今・續拾遺・

新後撰・玉葉・續千載・續後拾遺・風雅・新千載・

新拾遺・新後拾遺・新續古今等之集、又嘗讀金槐

集右大臣實朝歌集也、載 太上天皇御書下賜時詠歌曰、

おほ君の勅をかしこみちゝはゝに心はわくとも人

にははめやも

山はさけ海へあせなん世なりとも君にふた心わか

あらめやも

ひむかしの國にわかをれば朝日さすはこやの山の

かけとなりゆき

國柱按斯三首、似奉答 太上皇之密旨者、因三首

並如誓詞、其為何事雖未可知也、蓋賴朝卿既建霸

業天下一變、北條氏當國專權、又將不利天朝、於

是下密詔於實朝、以壓鎮北條氏、此其奉答之什歟、

實朝赤心明如皦日、其言至切山海以誓、三首可以

見也、實朝曾言、源氏正統縮于此矣、北條氏聞而

不喜、遂欺公曉弑實朝、噫亦可哀哉、實朝即位未

幾、為外戚所滅、世人妄以為、實朝柔弱徒好文具、

殆非武將之器也、然而姦之深潛孰劇知之哉、向賴

家早殲北條氏、則源氏正統僅三世絕其祀也、亦雖

自知之、當時之勢或未可以行者、余於斯三首、知

實朝誠愨果不貳天朝也、已而承久之亂北條氏播遷

三皇于荒島者、實萌于此、其不臣之心將何如、其

傳至于九世者幸免耳、

○忠季

號三方、 兵衛尉

○母丹後局、父八文字民部大夫惟宗廣言、非賴朝

卿之子也、

○賴朝卿既滅奥州泰衡而歸、以忠久公為若狹國守

護職、其後、公使母弟兵衛尉忠季領守護代、於

是稱若狹島津、

○東鑑、正治元年己未十月廿八日、當誅梶原平三

景時、連判六十六人之中、若狹兵衛尉忠季有之、

忠經

- 正治二年庚申二月廿六日、中将頼家謁鶴岡八幡宮、供奉廿人之中、忠季有之、
- 建保二年甲戌七月廿七日、將軍實朝隨兵十三人之中、若狹兵衛尉忠季有之、
- 同六年戊寅三月廿七日、實朝為拝賀謁鶴岡、供奉衛府十九人之中、忠季有之、
- 同年九月十三日、明月實朝有歌會、披講最中鶴岡騷動、因茲若狹兵衛尉忠季為御使馳參宮寺、
- 同七年己卯正月廿七日、將軍實朝右大臣拝賀謁鶴岡、後騎之中、忠季有之、
- 承久三年辛巳、北條義時反、六月十四日、忠季屬關東於宇治川、自斬敵三人、終陣没矣承久記作若狹兵部入道、部字誤、而東、鑑戰亡記不載忠季、可疑
- 東鑑、建長二年庚戌三月一日、閑院殿造營、雜掌樋二ヶ所若狹兵衛入道跡云々、是忠季第宅之址也、

兵衛次郎 號賤間、

- 承久記、後鳥羽天皇詔關東令貢勇敢士十人、若狹兵衛次郎忠經其一人也、

- 承久三年辛巳六月十四日、屬王師戰死於宇治川、

- 若狹國三方郡有餘裔、大永中、稱島津道正・島津八郎左衛門、又同郡井崎村農戶□左衛門五代以前稱島津氏云々、

忠時公
久經公
至久時

町田氏正統系譜

三

藤原姓町田氏正統系譜卷第三 忠時公
至久時

忠時

初忠義 三郎兵衛尉 左兵衛尉 左衛門尉 修

理亮 大隅守

○建仁二年壬戌、誕生于鎌倉、母島山二郎重忠女本田
宣親宗譜曰、忠久公夫人本田次郎親恒之女也、重忠養為子、而
配忠久公、伊地知重治系圖曰、重忠男女有七人、忠久公夫人為
第六女、稽諸大日本史、重忠有三男、
季僧重慶、三說未知孰是、闕疑可矣

○三四 北条義時書狀

(と脱カ)
こんの三郎兵衛殿、むさしのかみと京上事、承候

了、神妙候、恐々、

『承久三』

五月十九日

『北條武藏守泰時』
在御判

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二七八号文書ト同文ナリ〕

『東鑑卷廿五』

○承久三年辛巳、兵亂之時、屬關東方、五月廿二日

乙巳、從北條武藏守泰時、進發於鎌倉、六月十四

日丁卯、渡宇治川共九十六騎之内也、承久記、討敵七

人、内僧一人、生虜二人云々、泰時稱賞忠義之軍

功以下、而有所進舉關東之書、其案文記左方、

○三五 北条泰時書狀

しまつの三郎兵衛尉とゞのいくさてんのきや仕て

候上に、人々いつもへしたいを申候ところにて、い

つもへもまかり下候也、ありかたくきらくしく

みへ候しにて候也、便宜の時者、可令入見參給候、

しさいはをりかみに見えて候也、恐々謹言、

承久三年

七月十二日

武藏守在判
『泰時』

藤内左衛門尉殿

『續目裏判』(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二八〇号文書ト同文ナリ)

〇三六 北条泰時書状 (三五号文書ノ追書)

(改官 願)

追申、わかさの國中もんくわむ両の候をハ、三郎兵衛尉に關東御せいはいのほとへと申て、申付早、しるしふみをあいくして令進候、わかさの兵衛入道かあとをハうけ、あんとの御下文を扣(給力)て候へハ、そのほかのもんくわんの両候を申付て候也、すこなんとも、たうしハ申付候早、

『續目裏判』(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二八一号文書ト同文ナリ)

〇三七 関東下知状

(忠時)

可令早島津三郎兵衛尉忠義為

越前國生部庄并久安保重富地頭職事、

右人、補任彼職之狀、依仰下知如件、

承久三年八月廿五日

陸奥守平(花押)
『北條義時』

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二九九号文書ト同文ナリ)

〇三八 関東下知状

(忠時)

可令早左兵衛尉惟宗忠義

為伊賀國長田郷地頭職事、

右人、依勲功賞、可為彼職之狀、依仰下知如件、

承久三年閏十月十五日

陸奥守平(花押)
『義時』

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二〇三号文書ト同文ナリ)

『東鑑卷廿六』

〇承久四年壬午改元 貞應

二月六日、

於南庭有犬追物、若

君經頼御與此事、

讚岐羽林義時 堀也

殊庶幾被申行、犬數

廿疋、駿河前司義村加檢見、島津三郎兵衛尉忠義

二十申次之、射手、

小山新左衛門尉朝長 氏家太郎

駿河二郎泰村 横溝六郎

○三九 関東下知状

可令早左衛門尉藤原忠義為近江國

興福寺庄地頭職事、

右人、依勲功之賞、補任彼職之狀、依仰下知如件、

貞應二年六月六日

前陸奥守平(義時)(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」三二二号文書ト同文ナリ)

○四〇 関東下知状

可令早停止為伊賀國守護使乱入當國長田庄事、

右、當庄前、守護之時、不入部使者之由、地頭所

申也、大番役并謀叛・殺害沙汰之外、不可入部彼

使之狀、依仰下知如件、

貞應二年八月六日

前陸奥守平(義時)(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」三三二号文書ト同文ナリ)

『東鑑卷廿六』

○貞應二年癸未十月十三日、撰可伺候近々若君頼經之人

被結番、號近習番共有六番、第六番三人之中、忠義有

之于時島津三郎兵衛尉

○四一 関東御教書

伊賀國長田庄地頭所進解狀遣之、子細見狀、守護

所使狼藉事、可停止使入部之由、御下知已訖、雖

然、於追捕損物者、糺明可被返付給之狀、依仰執

達如件、

貞應二年十二月八日

『義時』(花押)

武藏守殿(泰時)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」三三六号文書ト同文ナリ)

○四二 関東下知状

可令早左衛門少尉藤原忠義為

讚岐國榎無保地頭職事、

右人、為彼職、任先例、可致沙汰之狀、依仰下知
如件、

貞應三年九月七日

武藏守平〔奉時〕
(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二三七号文書ト同文ナリ)

○四三 津之郷地頭代職補任下文

下 信濃國太田御庄沙汰人等所

可早定補津乃郷地頭代職事

左衛門尉惟宗忠義

右以人、於彼郷御代官、有御年貢無懈怠、任先例、
〔假脱之〕

可令致沙汰給之狀如件、

嘉祿元年七月三日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二三三三号文書ト同文ナリ)

○四四 島津忠久讓狀

讓渡

薩摩國地頭守護職事、

左衛門尉惟宗忠義

伊作庄 かわのへの郡 指宿郡

この三ヶ所外ハ、可被致沙汰也、

右、限永代、可致其沙汰之狀如件、

嘉祿三年六月十八日

豊後守〔忠久〕
(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二三四七号文書ト同文ナリ)

○四五 島津忠久讓狀

信乃國太田庄内惣政所

神代郷〔自余二獨除之了、
在判〕

右件所、左衛門尉忠義可讓渡也、不可有他妨之狀

如件、

嘉祿三年六月十八日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二三四八号文書ト同文ナリ)

○四六 將軍家下文

▽ 在御判 ▲

下 左衛門尉惟宗忠義

可早領知信濃國太田庄内神代・津乃地頭職事自
所者除、
之早

右人、任亡父豊後守忠久朝臣讓狀、可安堵彼職之
狀、所仰如件、以下、

嘉祿三年十月十日

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」三五〇号文書ト同文ナリ)

○四七 將軍家下文

『賴經』(花押)

下 左衛門尉惟宗忠義

可早領知越前國守護職・嶋津庄内薩摩方地頭・

守護職并十二嶋地頭職但餘河邊郡・指宿郡・伊作庄、
定此外景庄後家給御下文畢、後

家一期後者忠義可令傳領之 信濃國太田庄内小嶋・神代・石村

南・津乃已上四箇郷 地頭職事、

右人、任亡父豊後守忠久朝臣讓狀、可安堵彼職之

狀、所仰如件、以下、

嘉祿三年十月十日

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」三五一号文書ト同文ナリ)

『東鑑卷三七』

○安貞二年戊子七月廿三日、將軍家賴經渡御駿河前司

義村田村山莊、是為遊覽田家秋興也、辰尅御出、

供奉御後水干
野矢四十八騎之内、忠義有之于時島津三
郎左衛門尉

○四八 北条泰時書狀

しまつの三郎さゑもんたゝよしかくんこうにたま

はりたる所とも、めされてさふらふらむ事、かへ

すくふひんにさふらふ、ことしとなり候てハ、

あきたるところとも、おほろけにハみえ候ハす、

おのつからさふらふもあさましく、小所ともにて

候つるや、これよりのちにもおのつからあきたる

所候ハ、かならずくたふへく候とそおほせ事

候、この御ふみをおなし心に御らん候へし、

(貞応元年) 十一月十三日

『繼目裏判』

(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」三二六の一号・三五六号文書ト同文ナリ)

○四九 北条泰時書状

仰給(儀力)事、こまかにうけ給ぬ、さい京して御心さ
しのわたらせ給候し事へ、いかてかをろかのき候
へき、たゞし、御(儀力)人のらうせきして候し事へ、
をろかならず思ひまいらせ候、とてもちからなき
事にて候也、申させ給候御をんの事へ、かみより
も御きた候へきよし、おほせくたされて候し事に
て候、日んきの時へ、申さたすへく候也、兼又、
はたけやま殿なんとも、御ゆかり候へへ、いよ
くをろかならずこそ思ひまいらせ候事にて候
へ、なにしにかへ御ふしん候へき、あなかしく、
(文暦二年)

閏六月廿九日

在判

泰時

豊後修理亮殿(忠時)

『續目裏判』
(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三八八号文書ト同文ナリ)

○五〇 將軍家政所下文

將軍家政所下

和泉國和田郷住人

補任地頭職事、

前大隅守惟宗忠時

右人、越前國生部庄之替所充給也者、為彼職、可
令領知之狀、所仰如件、以下、

仁治三年二月廿二日

案主左近將曹菅野

知家事彈正忠清原判(在判)

令左衛門少尉藤原(二階堂行綱)
時朝(在判)

別當前武藏守平朝臣(泰時)
師員(在判)

前撰津守中原朝臣(義氏)
重時(在判)
子也、
『建長三年卒、助教師茂』

前陸奥守源朝臣(重時)
重時(在判)

前美濃守藤原(親實)
親實(在判)

前甲斐守大江朝臣(泰秀)
泰秀(在判)
卒、年四十二、
『建長五・十二・廿一日』

武藏守平朝臣(朝直)
朝直(在判)

散位藤原朝臣(義景)
大和守祐時(在判)
力
『建長四年卒、』

『東鑑卷二十七』

○寛元四年丙午七月十一日丁卯、入道大納言家經頼御

歸洛、路次計御供十五騎之中、忠時有之于時大隅、守忠時、

『東鑑卷二十八』

○寛元五年丁未正月一日乙卯、煨飯役御行騰于時大隅前司、

『東鑑卷二十八』

○寶治元年丁未十二月廿九日丁未、京都大番勤仕事、

結番之面々、限三ヶ月可令致在洛警巡之旨、被定

下之共有二、第三番忠時也于時島津、大隅前司、

『東鑑卷三十八』

○寶治二年戊申正月三日壬子、將軍家頼有御行始之

儀、入御左親衛御亭、供奉人五位廿一人之中、忠

時有之于時大隅前司、

『東鑑卷四十』

○建長二年庚戌三月一日丁卯、造閑院殿雜掌事、為

被進覽京都、今日悉被注ムスバ續之、其内北弘御所島津

豊後前司跡云々、

『東鑑卷四十』

○建長二年庚戌三月廿五日辛卯、將軍家頼為御方達

入御相州時頼御亭、供奉人々布衣下括五十五人之中、

忠時有之于時大隅前司、

『東鑑卷四十』

○建長三年辛亥正月一日壬戌、將軍家頼并若君御前

等有御行始之儀、相州時頼御亭入御、將軍家之供奉

廿八人之中、忠時有之于時大隅、前司忠時、

『東鑑卷四十』

○建長三年辛亥正月五日丙辰、二位殿二棟御方等御

行始、秋田城介義景甘繩第入御、二棟御方供奉十

六騎之中、忠時有之于時大隅、前司忠時、

『東鑑卷四十一』

○建長三年正月十一日壬申、將軍家頼參鶴岳八幡宮

給御束帶、御後供奉十九人之中、忠時有之于時大隅、前司忠時、

『東鑑卷四十一』

○建長三年正月廿日辛巳、將軍家頼二所御進發也、

御後供奉四人之中、忠時有之于時大隅、前司、

『東鑑卷四十一』

○建長三年十月十九日乙亥、將軍家頼并二品相州新

造御第入御、將軍家供奉三十三人之中、忠時有之

于時大隅、前司、

『東鑑卷四十一』

○建長三年十一月十三日戊戌、禪定二位家有御徙移ワタリ

之儀、龜谷新造第入御、扈從直垂立烏帽子三十三人之中、

忠時有之于時大隅、前司、

『東鑑卷四十二』

○建長四年壬子四月三日丙辰、御格子上下事、被定

人數、共有六番、三番十二人之中、忠時有之于時大隅、前司、

忠時、

『東鑑卷四十二』
○建長四年八月一日癸丑、親王家宗尊令任征夷大將軍

給之間、可有御拝賀于鶴岡八幡宮之由、雖有被定之儀、所被停也、於供奉人散狀者、被召置御所云

々、騎馬三十三人之中、忠時有之于時大隅、前可忠時

『東鑑卷四十二』
○建長四年八月六日戊午、將軍家宗尊有御方違、供奉

騎馬十九人之中、忠時有之于時大隅、前可忠時

『東鑑卷四十二』
○建長四年九月廿五日丙午、將軍家宗尊有御方違、騎

馬供奉十四人之中、忠時有之于時大隅、前可忠時

『東鑑卷四十二』
○建長四年十一月十一日辛卯、將軍家宗尊新御所御徙

移、申刻出御、布衣下括、御供四十四人之中、忠

時有之于時島津、前可忠時

『東鑑卷四十二』
○建長四年十一月廿日庚子、將軍家宗尊御徙移之後、

始入御奥州亭、供奉布衣四十四人之中、忠時有之

于時大隅、前可忠時

『東鑑卷四十二』
○建長四年十二月十七日丁卯、將軍家宗尊御徙移之後、

始御參鶴岡八幡宮、御後供奉布衣四十人之中、忠

時有之于時大隅、前可忠時

『東鑑卷四十三』
○建長五年癸丑正月三日壬午、將軍家宗尊御行始、供

奉布衣四十四人之中、忠時有之于時大隅、前可忠時

『東鑑卷四十三』
○建長五年正月廿一日庚子、將軍家宗尊御參鶴岡八幡

宮、御後布衣供奉五十九人之中、忠時有之于時島津、前可忠時

『東鑑卷四十四』
○建長六年甲寅正月廿二日丙申、將軍家宗尊御參鶴岡

八幡宮、御後供奉三十五人之中、忠時有之于時大隅、前可忠時

『東鑑卷四十四』
○建長六年八月十五日乙酉、鶴岡放生會、將軍家宗尊

御參宮御出、行列御後布衣三十七人之中、忠時有

之于時大隅、前可忠時

『東鑑卷四十六』
○建長八年丙辰正月一日癸巳、碗飯之後、相州・奥

州以下人々著布衣出仕、各候庭上如例、八十一人

之中、忠時有之于時島津、前可忠時

『東鑑卷四十六』
○建長八年正月五日丁酉、將軍家宗尊有御行始于相州

御亭、今日出仕八十五人之交名披覽之、以三十八

人為供奉、布衣下括、其中、忠時有之于時大隅、前可忠時

『東鑑卷四十六』
○建長八年六月廿九日戊子、放生會御參宮、供奉人

御點散狀百六十二人之中、忠時有之于時大隅、前可忠時、

同修理亮亦有之

『東鑑卷四十七』
○康元二年丁巳去年十月改元正月一日丁亥、將軍家宗御行

始相州禪室亭、供奉人布衣十六人之中、忠時有之

于時大隅、前可忠時

『東鑑卷四十八』
○正嘉二年戊午去年八月改元正月一日辛亥、煗飯、著座于

庭上東西、東座百十八人之中、忠時有之于時島津大隅前司、同

修理亮、亦有之

『東鑑卷四十八』
○同年六月十七日乙未、來八月鶴岡放生會御參宮、

供奉人散狀百二十二人之中、忠時有之于時大隅前司、同修理亮

亦有之

『東鑑卷四十九』
○正元二年庚申正月一日己巳、煗飯、著布衣列候庭

上、衆八十六人之中、忠時有之于時島津大隅前司

○五一 関東御教書

『指宿助左衛門藏』

京都大番事、催具薩摩國御家人等、自明年七月一

日到同十二月晦日、可令勤仕之狀、依仰執達如件、
弘長二年七月十日

武藏守在判
〔政村之〕
相模守在判

嶋津大隅前司入道殿
〔忠時〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」六三九号文書ト同文ナリ

○五二 島津忠時書下

『指宿助左衛門藏』

京都大番勤仕事、御教書案文遣之、早任被仰下之

旨、可被參勤候、但寄事於老耄出家、立代官事、

御誠候也、可被存其旨之狀如件、
弘長二年八月十一日

薩摩平十郎殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」六四一号文書ト同文ナリ

○五三 島津忠時書下

『比志島監物範貞藏』

京都大番勤仕事、御教書案文遣之、早任被仰下之

旨、可被參勤候、但寄事老耄出家、立代官事、御

誠ニて候、可被存其旨之狀如件、
弘長二年八月十一日

滿家非志島太郎殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」六四三号文書ト同文ナリ

○五四 島津道仏覆勘狀

『比志島監物範員藏』
京都大番役事、六箇月勤仕事終早、於歸國者、可
被任意之狀如件、

弘長四年正月二日
(忠時)
道佛(花押)

比志嶋太郎殿

〔本文書ハ「日記雜錄前編一」六七二号文書ト同文ナリ〕

○五五 関東御教書

『山田七郎右衛門久通藏』
薩摩國名主等、令對捍京都大番夫雜事由事、如泉
庄名主保通陳狀者、自身令勤仕番役之上者、何可
致夫雜事沙汰哉云々、自身縱雖勤番役、當國守護
地頭兼帶也、所當公事弁勤之、田島在家争不勤所
役哉、且傍例也、早隨分限、可令催沙汰之狀、依
仰執達如件、

文永二年五月七日
(時宗)
相模守『在判』

(政村)
在京權大夫『在判』

嶋津大隅入道殿
(忠時)

〔本文書ハ「日記雜錄前編一」六七八号文書ト同文ナリ〕

○文永九年壬申四月十日卒、享年七十一、法名道佛

仁阿彌陀佛、葬山門院感應寺、更葬麗島五道院、

魂殿淨光明寺、

忠久公次息、忠時公令弟
忠綱
子孫記別本

四郎左衛門尉 從五位下 周防守

為越前國守護代、住越前、故稱越前家、

忠直

三郎左衛門尉

女子

小田常陸介室

女子

小田筑後守室

四條東洞院敷地相傳次第、系圖曰、三郎左衛門忠

直有弟、曰九郎藏人忠光、忠光弟曰十郎左衛門尉

景村、景村有イモト女弟、三浦又太郎式部妻云々、未知

孰是、書以備異說、

忠時公他腹長子、久經公庶兄
忠繼

子孫記別本

式部少輔 號山田、非嫡妻所生、故不為家督、

久經

初久時 修理亮 下野守

○嘉祿元年乙酉、誕生于鎌倉、母伊達判官入道念性

為尼稱忍性、一作忍西、按賴朝卿子貞曉法師母伊達常陸介妹藤原時長法師念西女大進局云々、念性、念西音近、且共伊達

氏悉同、

○建長四年壬子四月三日丙辰、今日前將軍頼朝并若君

御所・御母儀二位殿等御上洛、而已去月廿二日、

御出御所、今日為重服、尤可有憚敷之由、陰陽道

雖申之、不能御許容、遂以御進發云々、供奉人路

次奉行十七人之中、久時有之于時島津大隅、修理亮久時

○建長八年丙辰六月廿九日戊子、放生會御參宮、供

奉人事、越州任例注惣人數、申下御點、百六十一

人之中、久時有之于時大隅、修理亮

○建長八年七月十七日乙巳、將軍家宗御參山内最明

寺、供奉人之中、久時有之于時大隅、修理亮

○正嘉元年丁巳十二月廿四日甲辰、當參人數之中、

或可然之人、或撰要樞之輩、始被結番、廂衆此事

以仙洞之儀、被摸關東之條、頗可有其憚敷之由、

被仰合于相州禪室、就被答申之篇、以内藏權頭親

家・遠江十郎左衛門尉頼連為御使、内々被窺叡慮

所、有勅許、亦侍之參昇可為何樣哉之趣、同申之、

於其境、至被嫌思食侍者、人數定不足敷之旨、被

仰下之云々、廂御所一日一夜結番共有六番、一番于

十人之中、久時有之于時大隅、修理亮

○正嘉元年十二月廿九日己酉、今日被結番御格子番

云々、共有六番、一番十人之中、久時有之于時大隅、修理亮久

時、

○正嘉二年戊午正月一日辛亥、煨飯、兩國司被候大

廂、其外著座于庭上東西、東座百十八人之中、久

時有之于時大隅、修理亮

○正嘉二年二月廿五日、將軍家二所御精進、始御濱

出、供奉八人之中、久時有之于時修理、亮久時

○正嘉二年三月一日辛亥、將軍家宗二所御進發、後

騎楚鞞廿騎之中、久時有之于時大隅、修理亮

○正嘉二年六月四日壬午、勝長壽院供養曼荼羅供也、

將軍家宗于時修理、亮久時渡御、供奉人御後廿二人之中、久時有之

○正嘉二年六月十七日乙未、來八月鶴岡放生六會御

參宮、供奉人事、為申下御點其記書樣、百廿二人之中、久時有之于時大隅、修理亮

○正嘉二年八月十五日辛卯、鶴岡放生會將軍家宗于時大隅、修理亮

參宮、供奉人先陣隨兵十人之中、久時有之于時大隅、修理亮

○正元二年庚申正月廿日戊子、於御所中、被定早旦

番衆、其內於壯士者、歌道・蹴鞠・管絃・右筆・弓馬・郢曲以下都以堪一藝之輩、於時、依可有御

要被結番定、去比御要之時、無人之間、殊以此御沙汰出來、仍仰小侍、況於藝能輩目六、度度被仰

合相州禪門治定云々、工藤三郎左衛門尉光泰奉行

之、城四郎左衛門尉為清書定、共有六番、三番申

○正元二年二月廿日戊午、廂御所結番更被書改、行

方書之定、共有六番也、五番十二人之中、久時有

之于時大隅、修理亮

○文應二年辛酉正月一日癸亥、煨飯、兩國司以下著

布衣出仕、先候東西侍申、出御時刻之後、相分于庭上東西、著座東座九十五人之中、久時有之于時大隅、修理亮

○文應二年正月七日己巳、將軍家宗于時大隅、修理亮參鶴岡八幡宮、

供奉人布衣五十一人之中、久時有之于時大隅、修理亮

○弘長元年辛酉四月廿四日乙卯、將軍家宗于時大隅、修理亮入御于興

州禪門極樂寺新造山莊、御息所同渡御、供奉人御所御方步行十七人之中、久時有之于時大隅、修理亮

○弘長元年四月廿五日丙辰、於極樂寺御第、有御笠懸、射手十四人之中、久時有之于時大隅、修理亮

○弘長元年七月十二日壬申、將軍家宗于時大隅、修理亮入御最明寺第、覽弓・鞠・競馬・相撲等勝負、亦管絃詠歌以下有

御遊宴等云々、供奉人中御所御方將軍家宗、御息所步行九人之中、久時有之、還御之時騎馬于時大隅、修理亮

○弘長元年八月十五日乙巳、鶴岡放生會御息所為覽

舞樂渡御、其後將軍家宗于時大隅、修理亮御出、供奉人布衣三十三

人之中、久時有之于時大隅、修理亮、

○弘長三年癸亥正月一日、境飯、相州以下著布衣、

出仕如常、申時刻之後各降庭上、座列九十九人之

中、久時有之于時大隅、修理亮、

○弘長三年正月一日未刻、將軍家宗尊御行、始入御于

相州禪室之亭、中御所方御息供奉二十人之中、久

時有之于時大隅、修理亮、

○弘長三年正月七日戊子、將軍家宗尊御參鶴岳八幡宮、

供奉御後四十九人布衣之中、久時有之于時大隅、修理亮、

○五六 島津道仏讓狀

『寫有之』

すりのすけひさ時にゆつりわたす所へ、さつま

のくにのすこしき、おなしきくにのうち、

さつまこほりいちくのあん・やまとのあん・へき

のなんかう・ミやさとのかう・あくね・十二とう

のしまこのゆつりにまかせてちぎやうすへし、も

しさいといひ、みくうしといひ、かたへいら

んをなさん事もあらへ、なかくいけんをはなちて、

上まで申上て、そのいらんせんものよりやうを申
給はるへし、

ふんゑい二年六月二日 (忠時) 道佛『御花押』

〔本文書ハ「旧記雑録前編」一六七九号文書ト同文ナリ〕

○五七 関東下知状

『島津安藝守久雄藏』(久盛)

可令早修理亮久時領知薩摩

國麿嶋郡地頭職事、

右、任親父前大隅守忠時法師法名道佛去年十二月十三

日讓狀、可令領掌之狀、依鎌倉殿仰、下知如件、

文永六年十月廿三日

相模守平朝臣(時宗)〔花押〕

左京權大夫平朝臣(政村)〔花押〕

〔本文書ハ「旧記雑録前編」一七二二号文書ト同文ナリ〕

○五八 島津道仏誠状

『寫有之』

一たうふつかそりやうらの事、めんくのしそくま

こともにわけゆつるとゆへとも、しそんなからん

しそくらのふんをハ、その一このうちハ、ひさ時
ち行すへし、

一御かうしようとうの事、

そりやうのふんけんをさためをかれをハぬ、しか
るをかのふけにつきて、はいふんの御くんしをた
いかんせんともからあらんにをきてハ、そのりや
うハひさ時ちきやうすへし、

一きやうとおうはんの事、

ひさ時かさいそくにしたかひて、一ミとうしんに
あひつとむへし、もしそりやうひさ時かけちを
そむきて、たいかんのともからあらハ、そのちき
やうのふんをハ、ひさ時これをちきやうすへし、
一ひさ時にゆつりあたふるそりやうのうちのをそぎ
にをきてハ、ひさ時につけをハぬ、

右、のちのらうろをたゝんかために、そんしやう
の時、かきあたふるさうくたんのことし、

ふんゑい八年九月十五日

(忠時)
たうふつ『在判』

(本文書ハ「旧記雑録前編」一七二七号文書ト同文ナリ)

〇五九 関東下知状

『寫有之』

可令早任前大隅守忠時法師法名道弘讓狀沙汰修理亮

久時所領等事、

右、如道佛今年九月十五日讓狀者、讓与久時之所
領内、於除分者、付久時早、次道佛分讓于子孫所
領事、無実子輩分者、一期之後久时可令知行云、
者、任彼狀、可致沙汰之状、依鎌倉殿仰、下知如
件、

文永八年十二月廿四日

相模守平朝臣〔時宗〕(花押)

左京權大夫平朝臣〔政村〕(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編」一七三三号文書ト同文ナリ)

〇六〇 関東下知状

可令早修理亮藤原久時領知伊賀國

長田庄事、

右、任親父前大隅守忠時法師法名道佛今年九月十五日
讓狀、可令領掌之狀、依鎌倉殿仰、下知如件、

文永八年十二月廿四日

相模守平朝臣〔時宗〕

左京權大夫平朝臣〔政村〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」七三三号文書ト同文ナリ〕

○六一 島津久時書狀

〔指宿助左衛門尉藏〕
為高麗征伐被遣武士候、同可罷渡之由、被仰下候

也、恐々謹言、

建治二年後三月五日

久時〔在判〕

吉富次郎殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」七七一号文書ト同文ナリ〕

○六二 將軍家政所下文

將軍家政所下

可令早大隅修理亮久時領知薩摩國

伊作庄・日置庄地頭職等事、

右人、為彼職、守先例、可致沙汰之狀、所仰如件、
以下、

建治二年八月廿七日

家主菅野
知家事

令左衛門少尉藤原

別當相模守平朝臣〔時宗〕〔花押〕

武藏守平朝臣〔義政〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」七七四号文書ト同文ナリ〕

○六三 安達泰盛副狀

御恩御下文一通令進之候、御拝領之条、悦存候、

恐々謹言、

〔建治二年〕
八月廿八日

〔安達泰盛〕
秋田城介〔花押〕

謹上 大隅修理亮殿〔久慈〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」七七五号文書ト同文ナリ〕

○六四 安達泰盛書狀

伊作庄并日置庄御拝領之条、御面目之至、悦存候、

故如此仰給候之条、尤本意候、恐々謹言、

(建治二年)

十二月十日

(安達泰盛)
秋田城(介)(花押)

謹上 大隅修理亮殿御返事

(久懸)
(本文書ハ「旧記雜錄前編」二七七六号文書ト同文ナリ)

○六五 関東御教書

『山田七郎右衛門尉久通藏』
走湯山造營事、

莫彌兵衛入道・市來入道・谷山郡司等致對捍云々、

早可令催沙汰之状、依仰執達如件、

建治三年九月七日

相模守『時宗』在判

大隅修理亮殿

(久懸)
(本文書ハ「旧記雜錄前編」二七八七号文書ト同文ナリ)

○弘安七年甲申、先君忠時公相值十三年回辰、於是、

久經公建淨光明寺于麿島或謂今本、立寺地、而施新鐘一口、

以助先君冥福也按東鑑曰、嘉禎二年六月五日、今日武藏守泰時於北條、修右京兆十三年追善給、正日

雖為來十三日、故被引上之云々、十三回忌為當時之俗、可知也、

○六六 淨光明寺鐘銘

『淨光明寺鐘銘』隱起
島津莊内薩摩方麿島郡造立梵宇、名淨光明寺、嚴

考、前隅州禪定幽儀道佛第十三年之間、為祈成等

正覺增進佛道之妙果、造此鐘、同抽慇懃之誠、成

陶冶之功、和霜之聲遙期鷲峯之曉、經夜之響遠傳

鹿苑之嵐、願以今功德、上至佛界下及那落、先祖

過去幽靈皆預餘薰、一切法界衆生、普得利益、仍

為後代、聊所記置也矣、

弘安七年歲甲申 閏四月己三日

大願主前下野守

藤原朝臣久經

法名道忍

鑄師太宰府住人丹治恒頼

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二八五一号文書ト同文ナリ)

○弘安七年甲申閏四月廿一日、卒于筑前州宮崎役所、

享年六十歳、法名道忍義阿彌陀佛、歸葬薩州山門

院、後更葬麿島清水五道院、コイハイ魂殿淨光明寺、

長久タケヒサ

亦作高久、大炊助 法名教佛 號中沼、

○母同久經、

○信濃國守護代、肥近鎌倉幕府、

○東鑑卷四十八正嘉二年戊午正月一日、相州禪室 御沙汰 院飯、兩

國司被候大庇、其外著座于庭上東西、東座百十九
人之中、大隅修理亮・大隅式部大夫・大隅大炊

助・大隅式部丞・大隅四郎五人次第有之、

○同卷五文應二年即改元弘長辛酉正月一日、院飯、東座九

十五人之中、大隅大炊助・大隅藏人(大隅修理亮モアリ)有之、

○同弘長元年八月十三日、宗尊親王放生會御出之時、

可為後陣隨兵之中、大隅大炊助有之、

○同卷五弘長三年癸亥正月一日、院飯、庭上座列九

十九人之中、大隅大炊助有之、

○嚴考、忠時公賜長久信濃國太田莊、而居之、

○六七 島津道仏讓狀

しなのゝくに太田庄内

こしまのかう

一 おほいのすけ(大炊助長久、阿蘇谷久時)のふん

さつまのくに

いすゐん(伊集院) きれのゐん(給養院)

えのこざり(羅雄郡) いづみの庄(泉)

みづいゑのゐん(満家院) たしはこのちきやうすへしこの

しなのゝくに太田庄

いしむらのみなミかう

つゝ二郎丸ニ給田屋敷以下、略此

いつみのくに

上てうのかうの内五かり子細見讓狀、

こけふん

さつまのくに

みづいゑのゐんこのちへ すりのすけ以下略此、おほいのすけ

文永四年十二月三日 沙弥道佛

武藏守平朝臣

書博士中原朝臣

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二七〇五号文書中ニアリ)

○六八 關東下知狀

可令早大炊助長久領知和泉國上條郷五箇里、信濃

國大田庄内石村南郷津野次郎丸給田屋敷、薩摩

(國伊集乃)

院・額姓郡・泉庄・滿家院等地頭職事、

〔右〕親父前大隅守忠時法師法名文永二年六月二

日・同三年十月十日・今月三日讓狀等滿家院者、母一期之後

可令知行之、可令領掌之狀、依仰下知如件、

文永四年十二月十九日 相模守(時宗)

左京權大夫平朝臣(政村)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一七〇六号文書ト同文ナリ)

○六九 關東御教書

「稅所治部左衛門藏」

到來建治三年六月廿一日

薩摩國滿家院郡司稅所介義祐字与地頭大隅前司

入道道佛後家尼代子息大炊助長久并加治木郡司氏

平相論條々、中俣田畠在家并山口田地垣内及兵衛

太郎屋敷名田等事、郡山田畠在家山野并土々呂木

田地等事、

一 堺田々在家等事、

一 蒲原在家田地等事、

一 七箇所屋敷園事、

右所々、依為郡司名内、沙汰付義一之處、称各別

之由、長久令押領旨、甚自由也、先停止長久濫妨、

為各別否尋究子細、可注申矣、

一 卒都婆原事、

右、義一訴狀遣之、為郡司名者可沙汰付、若有子

細者、可注申焉、

一 東俣并小山田村内作田事、

右、如同狀者、為郡司名之處、長久取取作毛旨、

子細同前矣、

一 地頭条々致非法由事、

右、子細見同狀、尋問長久、可注申焉、

一 義一不并地頭得分由事、

右、子細長久申狀、尋問義一、可注申矣、

一 氏平狼藉事、

右、背催促之由注進候處、氏平所申子細也、云根

源、云違背之段、尋明溯底、可申焉、
以前条々、依仰執達如件、

建治三年五月十日

(時宗)
相模守(花押)

大宰少貳殿

○七〇 中沼長久書狀

去九月廿日、御札并穢所義祐之申狀、十月一日到來、承候了、抑滿家院内中候以下六ヶ村事、義祐之監□之至、雖令申度々子細□被仰下候、任御教書之旨、返退申、巨細上府之時、可令申候、恐々謹言、

建治三年十月七日

(中丞)
大炊助長久(花押)

○七一 比志島時範軍忠狀

薩摩國御家人比志島五郎二郎源時範謹言、

欲早依合戰忠勤預御注進子細事、

副進

自大炊助殿所賜證狀案文

件條、去年六月廿九日、蒙古人之賊船數千余艘襲來壹岐島時、時範相具親類河田右衛門尉盛資、渡向彼島、令防禦事、

大炊亮殿御證狀分明也、次月七月七日、鷹嶋合戰之時、自陸地馳向事、以同前、爰時範依合戰之忠勤、為預御裁許、粗言如上件、

弘安五年二月日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一八三六号文書ト同文ナリ)

○七二 中沼長久証狀

當國御家人比志嶋五郎次郎時範令合戰之間事、去年六月廿九日、五郎次郎并親類河田右衛門尉盛資相共、罷乘長久之乘船、渡壹岐嶋候事實正候、同潤七月七日、鷹嶋合戰之時、五郎次郎自陸地馳向候之条、令見知候了、若此條偽申候□、日本國中(者)大小神爵可罷蒙長久之身候、恐惶謹言、

弘安五年四月十五日

(中丞)
大炊助長久(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一八四〇号文書ト同文ナリ)

○七三 靜信申狀

大隅大炊助入道代沙弥靜信謹言上、

欲早賜御書下、奉付薩摩國守護所、被召出故

右大將家建久九年二月廿一日御下文、賜御注進、

令言上関東子細事、

副進 一通御下文案文

右、如御下文之狀者、日向大隅當國內南郷・宮里

・滿家院所之七ヶ所之名字雖為各別、彼名田等引

載于狀、宛賜豊後守忠久、所令拝領也、子息忠時

令相傳候領之後、件郡郷内於滿家院者、大炊助入

道帶親父忠時之讓狀、知行無相違之處、為稅所篤

秀當院郡司職并郡山以下村之掠申之、所押妨也、

然者、早被召出於 右大將家建久九年御下文、賜

御注進、為令言上関東、恐之言上如件、

弘安八年十月廿五日

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」八六九号文書ト同文ナリ)

○七四 関東式目及び蒙古合戦并岩門合戦

勲功地配分注文抄

〔在口裏〕〔本ノマ、〕
〔摺〕殿奉上披露案〔摺〕

弘安九年潤十二月廿八日、未下向之輩有之云々、

可令注申之由、同可相觸守護人と有之、

一為宗人々之中、嶋津大隅大炊助長久法師肥後國相良

領少卿入道跡

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」八七八号文書中ニアリ)

○山田聖榮自記曰、大炊助高久ト申ハ、信濃國守護

代ニテ、當國居住中沼殿是也、其外御知行在々所

々地頭代官ヲ指置レ、強ニ退轉ナカリシニ、元弘・

建武ノ亂出来テ、宮方將軍方ノ合戦ヨリ、天下又

サマノニ成ヌル上ハ、近國ノ豊前・肥前邊庄一

郷サヘミナ散々ニ成ヌ、況東國ニオヒテヲヤ、彼

大亂ハ貞久ノ御代ナリ、然ハ九州合戦ノ次第、道

鑑ノ御成敗ノマ、ト云々、

○嘉曆四年己巳七月、武藏守平英時下知狀曰、彼比

志島名事、為地頭進止之否、前地頭大炊助入道教佛與佛念相論之處、教佛他界之間、彼跡下野前司入道道義相續知行之處、道義亦死去畢云々、由此則大炊助長久無嗣、以其舊邑滿家院等賜之 忠宗公者、而長久之歿、當在嘉曆四年以前、

女子

母同久經、

○三浦式部太夫家村室、有嬰兒三人、家村戰死後為尼、名忍覺、

令泉藏古系圖曰、野本備中守母也、此乃家村三子中之一人身、

○寶治元年丁未六月五日、先是三浦若狹前司泰村奉鎌倉將軍賴經之密旨、欲亡北條時賴、時賴伺知之、廢賴經、波及泰村、今日秋田城介景盛入道覺地等襲泰村西御門館、泰村之從族據故右大將家法華堂防戰、而後自殺、

○東鑑卷三十八曰、若狹前司泰村之弟三浦式部太夫家村後家者島津大隅前司忠時女子也、有三人嬰兒、是

等皆所令落飾也、又曰、若州以下亡卒後家等不可居鎌倉中之旨、可召仰彼輩云々、

○東鑑卷五、弘長元年辛酉六月廿三日、諏方兵衛入

道蓮佛・平左衛門尉盛時等、於龜谷・石切谷邊、

生虜故駿河前司義村之子息大夫律師良賢、是依有

謀叛之企也、駿河八郎入道式部大夫家村子并野本尼若狹前司泰村

娘已下、其張本數輩云云、今按、駿河八郎入道亦忠時公之外孫、然則忍覺尼有三人嬰兒云

者、應是、且夫謂謀叛之企者非矣、家村等之子息欲報父讐于北條氏耳、豈可謂之反哉、

○七五 關東下知狀

伊達判官代入道念性女子尼妙海代定佛與島津下

野三郎左衛門尉忠長代景光、相傳信濃國大田庄

(代力) 神田鄉內中尾村事、

右、訴陳狀子細雖多、所詮、妙海所進大隅入道道

佛正嘉二年十一月廿四日狀者、南殿仁親久於者志

候之上、志深久見佐世給候倍者、信濃國大田乃神

(代力) 田乃中尾乃沙汰者世佐世可給候、所乃物共此樣於

可存知也、穴賢々々、如狀者、一旦計付當村事之

由所見也、難稱讓狀、而道佛後家尼西忍者、依為妙海之伯母、以彼狀、自正嘉至于正應四年、三十餘年知行之由、妙海令申之處、道佛娘尼忍覺扶持妙海之間、不限當村、充給自餘屋敷名田之上、西忍一期依令領掌、中尾村為芳恩、自然雖送年月、正應二年西忍死去之後、改易之由、忠長申之、妙海不得別田屋敷、無扶持儀之由雖稱、如忠長所進妙海書狀等者、件村事、令懇望之、忠長亡父下野前司久時忍覺等、依相親同家之由、妙海承伏之間、旁以為芳恩之由、忠長所申非無謂、仍妙海訴訟非沙汰之限者、依鎌倉殿仰、下知如件、

永仁六年九月三日

陸奥守平朝臣(花押)
(宣時)
相模守平朝臣(花押)
(貞時)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇二五号文書ト同文ナリ)

忠康 無子孫、

式部大夫一本作式部少輔、按藤野氏、佐多氏等古系圖盡作式部大夫、與東鑑符、今從之。

○東鑑卷四十八正嘉二年戊午正月一日、垸飯、著座庭上
東西、東座百十九人之中、大隅式部大夫有之、
忠佐 無子孫、

左衛門尉

○東鑑卷三十四仁治三年壬寅十一月四日、將軍家賴為武藏開發御方違、渡御于秋田城介義景武藏國鶴見別莊、供奉人廿三人之中、大隅左衛門尉有之、忠康為武藏門尉、姑供奉、然仁治壬寅、先正嘉二年癸丑年、由此則大隅左衛門尉乃周防前司忠綱次子、四郎左衛門尉忠家歟、宜併按也。

久時

大炊助 號阿蘇谷、

○東鑑卷四十八正嘉二年戊午正月一日、垸飯、著座庭上
東西、東座百十九人之中、大隅四郎有之、今按四郎疑何者兄長久稱大炊助、兄弟同時不應稱同名也、又、久時子稱四郎、弟忠經初名五郎、蓋亦為是歟、供奉。

四郎

按文和三年甲午六月廿日、 太守師久公攻陷和泉知色城、軍忠狀中、有大隅四郎忠資、今推其年代、則阿蘇谷久時之嗣四郎者豈非忠資歟、

西——宗為——忠經——經久——

忠利——久盈——久孝——

左近將監

忠康——久堅——

六郎左衛門——久左衛門——

忠明——忠朝——

雅樂助——源右衛門——

忠俊

為吉田氏之養子、

右家系久時之遐胄羽月鄉土阿蘇谷彦左衛門所藏、
而脱落譜牒難信用也、因係阿蘇谷名字文書二二通、
鈔錄於左、

○七六 島津師久目安狀

當國凶徒和泉庄名主等并牛屎左近將監・在國司入道以下卒多勢、去十月廿二日、寄來師久之城郭間、馳向、一日一夜致合戰之刻、師久三ヶ所被疵左ウ引合事、同伯父尾張守資忠被疵右肱早、仍當國守護代酒勾兵衛四郎・同左衛門四郎・愛甲弥四郎・土田五郎・阿曾谷三郎右衛門尉・堀源五討死早、其外手負百餘人在之、注文路次難儀之間、追令進上候、仍兩御所之御間、御發向御延引候者、師久捨國、可令參洛候中、恐惶謹言、

文和四年十一月五日 左衛門少尉師久

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二六〇〇号文書中ニアリ〕

○七七 島津元久書狀

進上 御奉行所
摠國之為大將軍、探題樣可被馳參段、先日申候、辭退之旨無分別候、謂家、謂仁、謂分限、彼是不可有子細候、早々被罷立候者、悅入候、阿蘇谷殿

可為副將軍候、恐々謹言、

極月二日 元久(花押)

田代殿

(本文書ハ「旧記雜錄附錄二」五七八号文書ト同文ナリ)

○七八 島津元久書状

參津事一日も急敷候、國々面々候へとも、何ヶ度ともなく催促申候間、定近日可有津候哉、就夫此間長々それに在津之事痛敷候、何様先山門被越候て、國々面々を被待候へく候、一人にても阿蘇谷方御談合候て、出陳候へく候、それにて徒ニ日数を被送候事、尤いたハしく存候、今日十四日、重催促をいたし候間、さのミおそなをる事あらしと覚候、恐々謹言、

卯月十四日 元久

田代刑部少輔殿

○應永記曰、應永四年丁丑四月下旬に、清色城今樋脇

に被押寄、山北よりは前上總介伊久為大將、嫡子守久・始良三郎左衛門尉忠安・阿蘇谷出羽守興久子息四郎助久・伊作加賀守・下野宗十郎云々、

○舊譜曰、阿蘇谷久時以門地、自高陵蔑士大夫、市來政家者、惟宗廣言之孫也、乃言曰、島津殿亦惟宗氏耳、何得自高耶、久時曰、雖然源流自別各出譜帳為證、久時之先、出自曾我大納言、傳至惟宗廣言、廣言生 忠久公、政家之先、出自宗大納言、傳至惟宗廣言、廣言生忠康、忠康生 忠久公云々、政家譜圖以 忠久公、為忠康之子、固妄謬然、久時譜圖以 忠久公、為廣言之子、亦何安謬之爾甚乎、夫久時者、二世忠時公之第六子、世間人亦猶可見知之矣、而況於久時乎、然則久時曰、以 忠久公、為廣言之子、云爾者、曠代市來氏之私說、而與久時爭其出自、蓋為傳者之誤也、明矣、

初代	忠經
二代	忠光
三代	光俊
四代	經俊
五代	道俊
六代	實氏

町田氏正統系譜

四

藤原姓町田氏正統系譜卷第四 自忠經至實氏

二世太守忠時公第七之字
●●●●●
忠經

五郎 式部丞 常陸介 稱大隅氏、

○母同久經、

○東鑑卷四十八正嘉二年戊午正月一日、燒飯、著座庭上

東西、東座百十九人之中、大隅式部丞有之按今泉藏古系

圖忠經稱式部丞、近是矣、又嘗聞新田宮執印藏書、有大隅式部丞忠繼者、當是山田始祖式部少輔同人、而其系圖以丞誤書少輔

耳、併錄供攷、

○建治二年丙子閏三月、奉 久經公之旨、從征高麗

之役、按此時、征伐高麗無明文、此世所謂蒙古ムンゴル。

高麗之軍事也、先是、蒙古主於西土、令外國朝貢

者千餘國、而惟皇國獨立宇宙之間、未嘗有一介通

好者、文永八年九月、蒙古使其大夫趙良弼奉書求

聘好、高麗附牒狀、朝議艸答書、相模守北條時宗

抑而不遣却其使、文永十一年十月五日、蒙古來寇

對馬、守護代右馬允藤原國助死之、同月十四日、

寇壹岐、建治元年四月、蒙古號國曰元、使其臣杜

世忠・何文著・都魯丁等、九月七日、北條時宗斬

杜世忠・何文著等五人于鎌倉、減省公私用費、罷

京師大番兵、挺武幹士、分遣鎮西諸國、以備元寇

據大日本史、蒙古以高麗嚮導、侵掠壹岐・對馬及緣海

郡邑、於是、北條時宗將伐高麗、傳令於西國、而

忠經奉征討之旨者、特挺當其選也、此時宗族從行

忠經云、

○七九 島津久時書狀

為高麗征伐、被遣武士候、同可罷渡之由、被仰下

候也、恐々謹言、

建治二年後三月五日

久時御判

大隅五郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二七七〇号文書ト同文ナリ)

○弘安四年辛巳五月廿一日、蒙古兵入寇壹岐・對馬、

關東及九州二島兵禦之、同月廿九日、五郎忠經與

兄大炊助長久等、擊蒙古賊于壹岐島、

○同年七月晦夜、大風雨、海水簸蕩、蒙古船破壞人

物漂没、敗卒數千人尚在鷹島繕修壞船、閏七月七

日、忠經與比志島時範、自壹岐島還、擊蒙古軍於

鷹島鷹島屬肥前國、殺溺無數、請降者千餘人、皆斬

之、大日本史蒙古傳曰、敗卒數千人尚在鷹島、乃

知、蒙古十萬兵得生還者僅三人、應是忠經等擊蒙

古軍于鷹島以後之事大鏡曰、龜山天皇深憂蒙古來寇、奉

難大納言為氏為勅使、聖天子至誠之應徵、其靈顯之速、天動

威神起風、蒙古軍盡沒海底、為氏自伊勢歸路聞之作歌、而獻

之、勅をして祈るしるしの神風に寄くる浪そかつくたけつる、

由は世稱以為神風、不其然乎、後之俗士疑、偶々時運到者、反

淺意未深考其所本如此者耳、通語曰、弘安四年夏、元人大舉來

寇、七月、據五龍山、八月朔、風波大起、飄没虜船數十萬人、

有張百戶者、領餘衆三萬、走博多浦、追擊讎之、縱生虜三戶、
還其國、因吉之曰、我邦神明所扶、不可以窺問也、歸報諸汝王、
莫復來矣、五雜俎云、得歸者僅三人、
耳、曰千闍脫、曰莫青、曰吳萬五、

○永仁二年甲午七月晦日、太守忠宗公賜忠經書、

以勤戍筑前博多津之事、時謂之參津、亦以備元寇
也、

○八〇 島津忠宗警固番役覆勘狀

警固事、就皆參、自五月致勤仕候事、仍執達如件、

永仁二年七月晦日 忠宗御判

大隅五郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二九八八号文書ト同文ナリ)

『限城有馬某藏』

○元應二年庚申五月、薩摩國八幡新田宮雜掌言上狀

曰、為同國加世田別府内村原名地頭大隅式部丞女

子代、左衛門四郎実名不知非裔背國中平均先例、令違

背惣領加世田別府地頭御代官支配、去正和貳年・

同六年兩年分不辨濟御神拝用途、無謂事下略

副進

一通 加世田別府地頭御代官狀

當別府内御神拜用途五分一村原分被相、
延可貢進由事、卯月廿三日付、正和二

一通 同別府地頭御代官狀

同社神拜用途當別府致沙汰早、於村原分、
者可致沙汰由事、正和六年二月十一日

右、上狀中、大隅式部丞謂即忠經也、阿多郡加世

田別府村原名今曰村原村在地頭館北、
距十五町餘、當時忠經領村

原名地頭耳、由此則至于成久之世、住加世田者、

蓋依祖宗食邑之遺地也、且忠經女子即宗長妹忠繼

姉、而平賀三郎左衛門之室也、又村原村有時宗稱

名院、謂尚古葬地、

○太平記卷廿四曰、康永四年乙酉八月晦日、天龍寺供

養也、二階堂丹後三郎左衛門尉執蓋・島津常陸前

司佐々木三河守兩人執綱之役也今按、自正嘉六年至康
永四年幾九十年矣、忠

經非得百歲長壽、則
不能耳、可以貽疑也、

久氏 無子孫、

七郎 稱大隅氏、

○太守久經公使久氏為薩摩國守護代事、見于若松彦

兵衛藏書、蓋以阿蘇谷久時、為守護代者之後歟、
闕疑矣、

若松氏藏書曰、文永十一年甲戌六月十七日、六波

羅御教書者、薩摩國御家人若松四郎忠重與王掾家

永相論是枝名田畠山野事、訴狀如此、口狀者家永

為訴人、沙汰未斷之處、為守護代久氏於方人、帶

甲冑弓箭亂入當名、構城郭致主從敵對云々、事実

者、甚無謂略中、建武三年十月十二日関東御下知狀

者、若松四郎忠重申条々、

一薩摩國是枝名事、右、當名住人王掾家永相語守

護代大隅七郎久氏以下輩、致蒞田狼藉之由、依訴

申、於六波羅有沙汰略中、又曰、同年十二月五日御

教書者、若松四郎忠重申條々、

一薩摩國是枝名事、

一大隅七郎久氏王掾家永事、明春三月中可召進也

云々下略、弘安五年十月廿七日同下知狀者、若松四

郎忠重與大隅七郎久氏・王掾家永相論條々下略、

○弘安七年甲申、有大隅七郎久氏與薩摩國薩摩郡

司孫太郎忠能相論同郡成枝名同名田之事、今按、是年七月一日、駿河守平重時奉將軍惟康之旨、被附與件論所于、久經公之下知狀載在、久經公舊譜、雖然、是年閏四月、久經公既已没焉、蓋未聞鎌倉歟、頗可疑、故今改收之久氏譜、

〇八一 関東下知狀

薩摩國薩摩郡一分郡司孫太郎忠能与惣地頭下野久經并舍弟大隅七郎久氏等相論条々、

一成枝名五舛米事、
一名田參町五段下地事、

右、訴陳之趣、子細雖逾所論、島津莊三箇國日向大隅薩摩内、云本莊、云寄郡、云私領所務各別也、本莊者領家一圓之地、寄郡者半不輸、私領者領家地頭不相綺、仍代々給安堵御下文之由、忠能令申之處、

代々惣地頭進止之旨、久經雖申之、如忠能祖父忠友給貞應二年四月日下知狀并寛元四年十月廿九日御教書等者、郡司進止之条、無異儀歟、而帶忠能

父忠國文永十一年四月日切符、先例惣地頭進止之由、久經雖申之、彼切符為近年狀之間、自往古地頭進止之条、実證不分明、隨如惣地頭代善心弘長三年十一月十二日和與狀者、當名惣地頭不可相綺之由所見也、但依惡口之咎、可被付論所於久經旨、載狀左之上、不及子細、次押領以後得分并作毛事、忠能雖申子細、依惡口之咎、被付論所於久經之上、子細同前、

一 忠能親類所從等牛馬事、

一同親類忠澄所從乘馬并身代二人鹿皮及殖竹事、

自餘略之、

以前條々、依鎌倉殿仰、下知如件、

弘安七年七月一日

(業時)
駿河守平朝臣花押

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一八五七号文書下同文ナリ)

一 宗長 無子孫、

初忠實 據今和泉藏古系圖、忠經之子曰忠實、 彦三郎 三郎左

衛門尉川上久國藏古系圖曰 左京進 號給黎、

○東鑑卷四十二曰、建長四年壬子七月廿三日、今日將

軍家親王宗尊御方違、以前供奉步行八人之中、進士三

郎左衛門尉宗長有之、

○同卷四十九、正元二年庚申正月一日、煨飯、著布衣出

仕八十六人之中、進三郎左衛門尉有之進進士之略也

○同卷五十、文應二年改元辛酉正月一日、煨飯、東座

九十五人之中、進三郎左衛門尉有之、

○同弘長元年八月十五日、宗尊親王鶴岡放生會、供

奉人布衣御笠手長、進三郎左衛門尉有之、

○同卷五十一、弘長三年癸亥正月一日、煨飯、庭上座列

九十九人之中、進三郎左衛門尉、同日、宗尊親王

御行始、供奉人中、亦有之、同月七日、御參鶴岡

八幡宮、供奉人之中、進三郎左衛門尉御沓手長云々、同

月廿三日、二所御參詣、申障之由之中、亦有之、

○同年八月九日、宗尊親王御上洛、擬供奉隨兵之中、

進三郎左衛門尉宗長有之、

○按東鑑、宗長班位多在大隅某之次、可以觀為彥三

郎左衛門尉也、蓋宗長始終仕官宗尊親王、親王特

寵異賜以宗字、仍稱宗長也、遂昵近鎌倉幕府者歟、

當時藩內舊史宗長之名迹無所見、為此耳、

女子

○今泉家藏古系圖、忠經之長子忠實、次女子、平賀

三郎左衛門入道後家云々、

忠繼

三郎兵衛尉襲用王父道佛公之初名也 號町田藤野氏等

于後、訓點據百、次佐多氏舊譜

○母伊集院郡司辨濟使淡路房女富松左京亮家譜道鑑公時、有伊集院野田淡路房

兼祐、疑即斯族、按忠繼娶于伊集、院郡司女者、住址伊集院地方耳

○忠繼領伊集院鄉町田村、因號町田、既而忠繼無子

弟、石谷忠光襲焉、併町田村更號町田、比諸後世、

則猶嫡嗣死而無子者、昇次男為嫡子、謂之嫡子成

耳、且按、當今以町田村視之石谷村、則町田村最

為編小、里老傳稱、今之土橋村中之原舊名石原村

町田原、當初屬町田村云、

忠光

五郎忠經之嗣

五郎太郎 初號石谷 藤野氏等
古采圖 後號町田、

○按乃父忠經稱五郎、而忠光稱五郎太郎、稽諸當時

之俗、則太郎是長子之通稱、蓋以為後於忠經、故

也、自後町田氏世襲五郎、乃所謂祖先名字子孫相

承皇朝振古、而然者此又可以備忠光承兄忠繼統之

一證也 凡忠光以下皆書其後名、至一公、
室、則或以其時稱、餘並倣此

○忠光始領薩摩國日置郡伊集院郷石谷村、因號石谷、

其後更號町田者、以承襲舍兄忠繼之遺領也 按昔者
地名為稱號、稱號猶如當今呼大名國衙地、曰仙臺侯、
曰白川侯、又有因以為名字者、如南部松前、乃其類也、
以本貫

○焦餘遺書曰、伊集院本城在昔為石谷、町田依為總

領、格護石谷城云々、

『家藏卷本焦餘遺書』

町田之家之代々私之書物

伊集院之本城古ニハ石谷之城にて候、町田・伊集院

兄弟にて候、町田ハ依為惣領、石谷ヲ被致格護候、

鹿兒島へ代々被致住居候、伊集院之先祖侍從房字ハ

俊忠、為山伏、其子ノ圖書兼久次第ニ家モ繁栄仕、

二三代ヨリ救威□、鹿兒嶋へ被致御敵ヲ候、其後伊

集院者□院殿一類如肥後被落行候、

(石谷村繪圖、省略)

『焦餘遺書』

伊集院殿□候故、

從先規、伊集院之慶賀村より七月益ニハ參候而、塔

頭こしらへ候也、其地を道場之門と申傳候、先祖之

石塔有之地にて候、町田殿為家繼道場之門地聊余ニ

スヘカラス候、古道場之跡として、阿施陀(勢)一躰御座

候、現佛之阿弥陀ニ而候、町田殿永代可被信候、又

御諏訪事、伊集院殿威勢之時、石谷へ鷹野ニ被指越

候、兩日鷹野ワサモ無之、腹立にて、其日ニ立願ニ

鷹ノワサモ能候ハ、御諏訪モ伊集院へ可有勸請之

立願候故、次日鷹野仕合一段能候而、其ヨリ伊集院

ニ御諏訪勸請之由候、其跡として石谷にも御諏訪有

之、近代までハ、伊集院之御諏訪祭之日、諏訪大夫・

中嶋殿、石谷之御諏訪御供一膳參候、本々石谷□御

諏訪にて、伊集院へ被引候故、石谷之諏訪□代

中嶋殿格護にて候、近年□今モ伊集院□

(繪圖アリ、口繪ニ)

○伊集院譜曰、石谷城者、自元祖忠經至六代忠國、

雖為居城、城內褊狹故移于郡本城、而後新築伊集院城以移住焉、自石谷遷于諏方神宮道場於伊集院城、由是町田家領石谷、以居住之號石谷也云々、此說屬孟浪、何者、始侍從房俊忠居古城村、其後助三郎忠國以古城村平城、叛貞久公、誅伐之業已見于曆應中文書、且町田忠光始稱石谷、後號町田、既而太守忠國公再賜石谷村出羽守高久、因復以石谷為氏事見前後之傳、

○五郎忠經子男四人、伯子曰三郎左衛門尉宗長、蓋忠經在鎌倉日生鎌倉、後舉進士近習宗尊親王、終没他壤、故山田聖榮自記曰、至宗長給黎殿、則吾猶不知履歷、此宗長雖長子、以無後於國為別門、乃父忠經立其仲子忠繼為嗣、忠繼食采於伊集院町田村、因稱町田、叔子忠光食采於同鄉石谷村、因稱石谷、季子俊忠為山伏、其嗣居古城村、既而忠繼歿無子、弟忠光嗣焉、聖榮自記曰據市來八左衛門藏而日記有詳略、今從善本、町田殿庶子石谷殿・給黎殿・阿多殿是也、而町田殿依子孫斷絕、舍弟石谷殿稱町田殿、故以

石谷殿為總領也云々、或人曰、聖榮自記今以石谷殿為總領也者、應謂忠光十世孫町田俊久死無子、立其オヤ亞父出羽守高久、以為俊久嗣也、此說非矣、

何者、出羽守高久始號町田、寶德中、忠國公賜石谷村高久、高久因以石谷為氏、聖榮自記謂、弟石谷殿稱町田殿、而高久不是俊久之弟、且高久始稱町田氏、則前後既齟齬矣、至若夫以給黎為町田庶子、則自非續忠經統者、又惡ウツクシ可得以給黎稱町田之族耶、況總領者謂受襲父之家統田宅者乎、由此觀之、則忠經之伯子宗長不立、別號給黎、故曰庶次男忠繼為嫡嗣稱町田、未及嗣卒而無子、故曰町田殿斷絕、其弟石谷忠光立為嫡嗣、故曰石谷殿稱町田、以為總領也、忠光始稱石谷、故古系圖曰、忠繼號町田、忠光號石谷、新撰譜曰、忠光號町田、是自後世追書之耳、又一書曰、町田殿庶子石谷殿・阿多殿二人也、而町田殿依繼絕以七世之次男土佐守直久為總領、直久死無子、弟則久嗣是、為町田家督云、此說以出羽守高久誤為土佐守直久者、

固屬妄謬矣、直久是俊久祖父之弟、而稱町田氏、況此時未聞有號石谷者、且直久應永廿一年從伊集院頼久之誘、死於原羅之戰、推其年間、直久却先俊久死亦未可知矣、而以町田直久陣死弟則久嗣、或者、混淆之俊久死亞父高久嗣、而附會其言、遂與前說忠光為忠繼嗣、互涉曠代疑議矣、於是、今削偽定實附錄手竝、以傳後葉云爾、

○伊集院譜曰、俊忠者聖家人也、天生心猛豪、而要為伊集院之號、以還俗矣、而不遂其意、四十二歲而卒也、其心依無隱、感之其子久兼號伊集院、然者給黎并町田雖為先名、依名摠字為伊集院之庶子者、然給黎非庶子、其謂町田伊集院之内村名也、給黎隔別也云儀アリ、貞久御判形自筆在之、年號觀應元年三月廿一日而相定畢云々、此町田氏為伊集院之支庶者、其說甚無謂、何者夫為伊集院之地也、往古有伊集院院主大夫紀能成者、能成無嗣、以藤原時平曾孫藤原昌成為養子、使嗣院司職、子孫世領其職、建久圖田帳有伊集院院司八郎清景、

即昌成六世孫、清景曾孫曰伊集院彦五郎清重入道迎齋、觀應二年、歿筑前金隈陣、迎齋子曰伊集院又五郎、又建久八年、内裏大番中、有伊集院郡司和泉小大夫、又曾木郷宮里某藏建武四年十一月軍忠狀曰、今年七月廿五日、薩摩國市來城江發向之間、以同廿九日、押寄水手畢、至于八月二日、捨身命、連々致合戰之上、為後卷故、平城南手昼夜警固之条、伊集院郡司四郎於同所令見知訖、脇元譜曰、伊集院郡司僧高清之妻脇元清高女也、乃如此當時稱伊集院者、紀姓院司之族而、俊忠之後則稱大隅某、是時伊集院鄉内公領私邑犬牙相錯、而未嘗有全領伊集院者乎、夫俊忠之後專稱伊集院者、以冒他家伊集院氏也、初非全領伊集院之謂也、因引證故城由來記于左、

○故城由來記曰、伊集院四郎時清・迎清は、忠久公御代伊集院郡司也、其本紀姓より出、孝元天皇五世の孫武内宿禰の苗裔紀貫之の孫、伊集院の本主太夫紀能成と云る人、上古より伊集院を知行

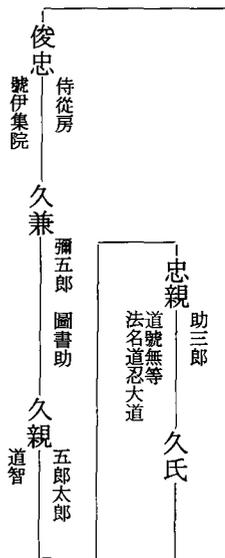
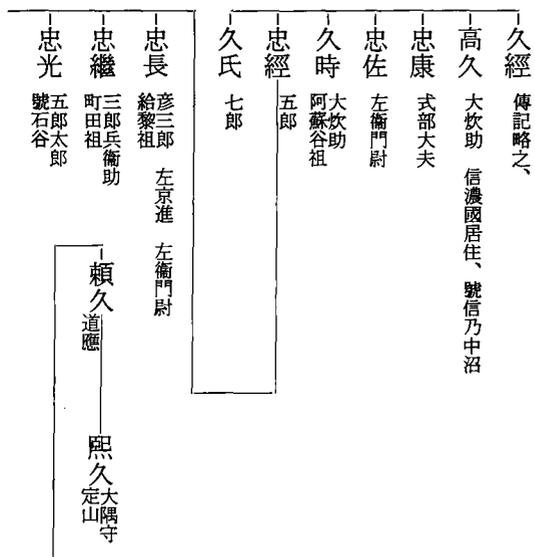
す、然に此能成子なし、仍大職冠鎌足流閑院大臣冬嗣公より六代の苗裔從四位上丹後守保昌の息男又太郎昌成と云る人を養子として、伊集院郡司職を讓る也、昌成二代薩摩守成恒・三代伊集院六郎清実、豊後國於宰府戰死す、八代左衛門尉清持・九代又次郎清光・十代伊豫大掾清忠是也、末は系圖に見得ず、此故伊集院家亡跡を御當家二代の守護 忠時公の御末子常陸介忠經の孫子弥五郎久兼相續有て、子孫長くさかえ給ふ、是より御家伊集院と申也、 貞久公御代に伊集院家に賜ふ御教書の文曰、筑前國金隈合戰のとき、父伊集院彦五郎入道迎齋令討死早、恩賞追而可有御沙汰、伊集院又五郎殿尊氏御判とあり、是は御當家伊集院にあらず、古伊集院六郎清実か次弟八郎清景入道迎明也、四代の孫彦五郎入道迎齋と見えたり、此一族に中川・久富両家有りと云ふ、

○自建長中至應安、伊集院妙法院御領別府諸官名主職・田所職之事、補任左衛門尉紀清光之事、在清

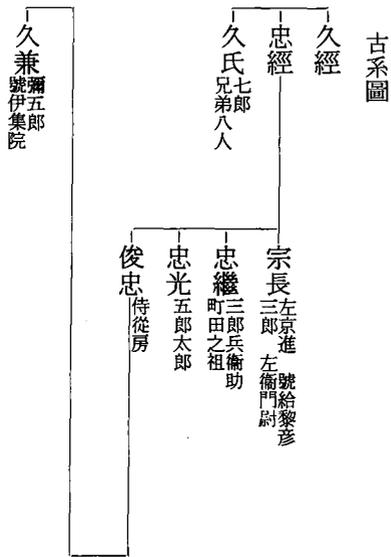
水野田某藏文書中、清光即伊集院郡司職九代又次郎清光、又可見公領私邑相錯之形勢也、按曆應二年、 貞久公賜酒勾氏狀曰、伊集院一分郡司大隅助三郎入道道助忠親也、道助時未冒他家伊集院氏、又建武五年、重久篤兼狀曰、忠親為麿島郡司、則道助當時為麿島郡司、而不在伊集院也、自後專以伊集院名字聞者、自道助子長門守忠國押領伊集院以敵對于 公室始也、夫既冒他家名字、則似非公族者、而妄自謂、繼忠經統、蓋為掩冒他家名字歟、殊可以怪矣、且觀應元年、乃忠國以伊集院城叛太守貞久公之最中也、 貞久公何故有封敵賊忠國曰以汝為町田嫡家之理邪、況於此時、 貞久公方下宜早誅伐忠國以下凶徒之令、頻々見于當時軍忠狀乎、然則伊集院譜所言後人妄作明矣、又觀應中、貞久公御證判在之者、蓋所賜他家伊集院清重也、而作伊集院譜者、不察此誤認、為公族伊集院事、又從而作以町田為伊集院支庶之誣妄、自強欲出町田上耳、雖然、今也其以觀應中 貞久公賜判形云々

一事、伊集院譜說悉屬杜撰浪說者、不俟辨而可知也、然而伊集院譜往々書以俊忠為忠經之後嗣矣、恐後世有以同胞舊家、開闢牆爭端者、於是、鈔寫古系圖中宜以比較考證者二三策、以備於忠繼稱町田、忠光稱石谷、忠光後於忠繼、更稱町田之據信矣、庶乎博洽君子幸是正云、

○十四世太守勝久公長男忠良之裔藤野氏古系圖

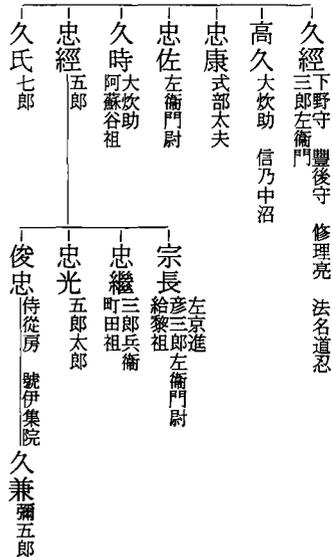


○五世貞久公庶長子川上賴久之裔川上式部太輔久國古系圖

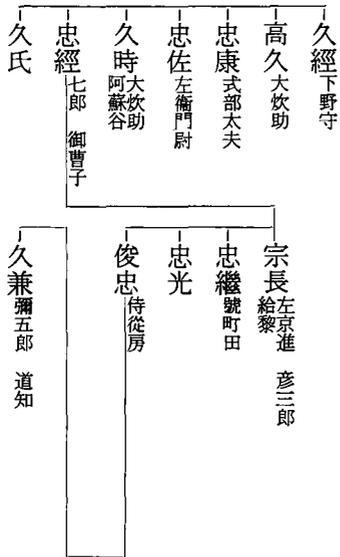


○三世久經公次息伊作久長之裔石見與吉郎久品古系圖

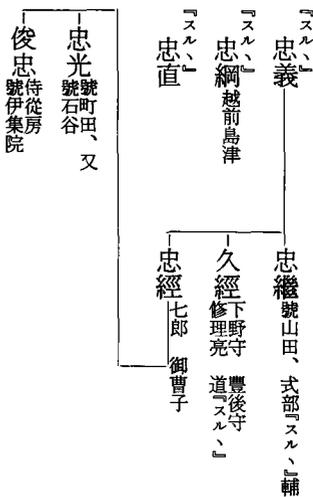
圖



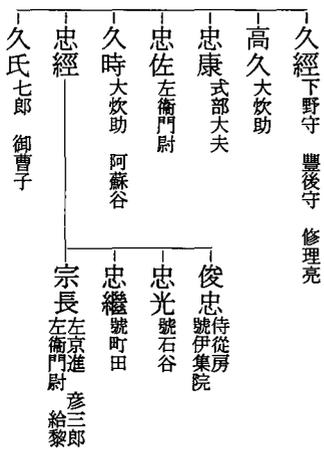
○四世忠宗公六男北郷資忠之裔古系圖



右同一本古系圖



○六世師久公世子伊久君之裔相馬山城守忠成古系圖



○六世氏久公令弟但馬守氏忠之裔石坂但馬守久隆古

系圖

久經 下野守 豐後守

高久 大炊助

忠康 式部大輔

忠佐 左衛門尉

久時 大炊助
阿蘇谷

忠經 五郎

久氏

宗長 左京進

忠繼 號町田

忠光

俊忠 侍從房

○八世久豐公五男伯耆守忠豐之裔志和池右衛門尉忠

光古系圖

久經 下野守 豐後守

高久 大炊助

忠康 式部大夫

忠佐 左衛門尉

久時 大炊助

忠經 七郎 御曹子

忠長 左京亮 彦三郎
左衛門尉
給黎

久氏 阿蘇谷

忠繼 號町田

忠光 號石谷

俊忠 侍從房
伊集院

入來院重矩藏公室古系圖

久經

忠康 式部大夫

忠佐 左衛門尉

久時 大炊助
アソタニ祖

忠經

久氏 七郎

宗長 左京進 彦三郎 左衛門尉
喜入祖

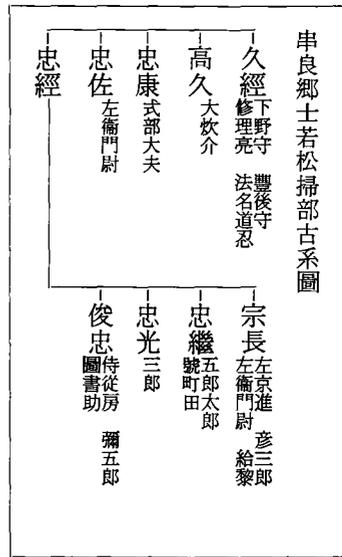
忠繼 三郎 兵衛助
町田祖

忠光 五郎 太郎

俊忠 侍從房 久兼 圖書助
號伊集院 彌五郎

(貼紙)

串良郷士若松掃部古系圖



○忠光法名天安永麻大禪定門、以七月廿八日為忌日、

室法名永松大法尼、夫妻牌殿石谷永福寺、按町田

氏先隴タイノハカ之墟相傳呼古道場門、阿彌陀堂猶存焉、夫

道場雖僧院通稱、昔時時衆教地必有斯稱、夫自

道忍公造時衆宗淨光明寺、世依之、然則忠經・忠

光以降、蓋亦葬時衆教地耳、況禪說未如今日之熾

乎、伊集院鄉舊有時衆宗長聚菴、其故址未詳在何

處、又隅之清水野田某藏、文永中御教書載伊集院

郡司・名主等號御家人、對捍淨光明院修理用途事、

淨光明院蓋亦時衆宗、因併記供攷、

○爰忠光廿三世之孫町田助大夫久居里第在麿府城東

新橋之西今宮城邸、元祿九年夏四月廿三日、城市

火時罹延燼、文獻什寶被焚燬、獨得灰燼之餘者數

葉焉耳、雖則燬餘、亦唯存歷世名字、至夫兄弟男

女及生卒月日母氏葬地、則寥寥乎、廿六世久視嘗

竊慨焉以為、夫祖宗命脈子孫紹續、則子孫之心固

不忍忘其祖宗矣、而今不測祖宗之墓所、其可忍乎、

惟夫自祖宗而傳十餘代之間、豈唯嫡々是繼乎、其

必有兄弟姊妹之屬、況於母氏妻妾臣僕之遺墳、未

嘗無之也、稽諸焦餘遺簿曰、古老傳稱、石谷道場

門古道場、是町田氏先隴之地也、其地後繪堤塹メクラシ、ミヤ、

前似築石砌イシカキ、且歲時致祭以到于今、然而未及獲其

墓石、以為可疑矣、於是乎、今茲文化八年春三月

廿八日、差發丁夫、周堀古道場地、可方一段一畦

十五畝、初獲墓石五基、次日七基、乃至又明日百

廿八基、併前後凡堀出墓石一百四十有餘、其最大

者二基高五尺許、其低者不降二尺二三寸、骸骨猶

存者亦有之、若夫破碎不全者、則不可舉數也、謹按

二世 太守忠時公之息男支子受封伊集院鄉邑者、

固多矣、疑其古墳遺塋亦在其中矣、但今所掘出之

墓石無一字偏旁之存、則為誰之墓石不可得而考也、

雖然焦餘遺簿及古老傳說以斯地、為町田氏先隴墟、

則固不可以委之荆棘荒場、況今墓石纍々然出于茲

乎、即以掘出墓石就故處排置之、更樹碑以誌于後

世焉、

○又仍舊設五郎忠經・三郎兵衛助忠繼之神主、且自

長久・忠康・忠佐・久氏以及宗長、無子孫、而不

與祭者、亦從而設紙牌耐祭於祖宗之傍、抑去祖宗

之世既五百有餘歲矣、於戲九原不復作、赫赫神靈

知與不知、無致之帛祭、則幽魂將何所憑、矧夫自

長久而至于宗長、皆吾祖宗之伯叔昆弟、若夫有子

孫、則吾將安設紙牌、更可以祭之耶、今斯七人者

無後代苗裔、絕其祀既尚矣、雖然自吾祖宗而視之、

則同胞所出於吾本有瓜葛之親、豈亦可忍忘哉、是

乃所以兼主之祭也、於是併記諸忠光傳中、而欲永

世莫廢絕云爾、

俊忠シユンチウ 子孫記別本、

侍從房 為山伏、伊集院氏祖、

●光俊

五郎

○生年月日闕焉、

○法名德聞紹芳大禪定門、

○室芳蘭大法尼、夫妻牌殿石谷永福寺、

○相傳、弘安中、忠經・忠光等命沿海警守、按建治

元年乙亥九月、將軍惟康親王命九州二島、嚴海防、

以備蒙古、 太守久經公領兵衆、戍筑前宮崎城、

後伊作久長代之勤戍宮崎廿年矣、厥間 公命町田・

伊集院等之衆皆赴宮崎役所、共備蒙古、當初稱戍

兵之衆曰在津、猶如在鎌倉、是年罷京師大番兵、

又正中元年甲子、北條高時命 貞久公、募兵衆如

筑前博多、是謂參津、猶如參洛也、既而去年元弘

三年癸酉二月、 貞久公奉 後醍醐帝綸旨、同五

月廿五日、公與筑後守少貳貞經惠妙・大友近江守

貞宗簡等共、攻九州探題北條英時于博多、英時自

殺、公及少貳・大友共鎮衛筑紫、公徙博多、

居松口、時人号曰松口殿、又異稱日本傳引藤原經

長記曰、正安三年十二月十日、異國賊船來于薩摩

國子數島者一艘、凡海上船可三百艘、蓋元世祖因

於我二十三年、罷征日本、遂死而後已、成宗繼立

使僧寧一山、一山不歸、故浮巨艦候我動靜寧一山

元成祖遣皇國親我虛實、時伏見帝、正安元年、北條貞時捕一山、流伊豆州、故不能歸也 又至應永四

年丁丑四月、元久公遣 久豐公為名代之博多、

見于國記、然則當時蒙古入犯不唯宮崎・博多、既

有寇於本藩海島、今推其時勢、舉國マツ學家、或至宮

崎、或守西邊、不敢逼也、乃如忠光・光俊以下數

世、蓋亦、赴邊防、務戎役也、其存没或有未可聞

知者焉、故於光俊傳、姑書以備參考、

○古者國府必建總社、其一鄉一村亦有總社、謂之產

土神欽明紀、所謂鎮守也、薩之日置郡伊集院獄村

有誓尾神社、奉祀七五神今内陣奉安男、女木像十二座、是天朝祀典

所秩、乃王代總社已、至後、以下谷口村諏方社、

稱總鎮守、蓋自伊集院氏始焉、前此、猪鹿倉村熊

野新宮為鎮守、神社考曰、忠久公所創也、又石谷

村前谷山上有熊野權現社、神社考曰、奉祀伊柴冉

尊・速玉男・事解男、祭日九月九日、神田五石、

勸請年月不詳、按文永六年三月、僧慶西及嫡子紀

時道有權現御敷地暨御造替云云之證狀、慶西及時

道蓋紀姓伊集院郡司之族也、其御敷地大窪今隸福

山村、穴湯前即同温穴前、今石谷南岩井谷田頭有

土穴、濶可十畝、俗號蛇穴是也、桑迫在仁多尾、

瀬戸口在前谷島廻北、中牟多疑中尾田在芋洗東、

又呼神免田地在前谷中、又權現社山下曰寺之前、

蓋僧慶西嫡子時道等住址之墟、當時兼主權現社神

戶茸修事、其書如後、

○八二 僧慶西・紀時道連署讓狀

『山七郎右衛門藏』
ゆつりわたすうちのをよくほのてんはくらの事、

一所あなゆのまへ參段

在田壹町内 一々くわんしやてん參段

一々五月てん一段冊

一々せとくち一段冊、『伴三』、『仁三』はんさうに三

郎『郎』かつくる一段冊、

一々中牟多田貳段冊、文永八年五月

八日、寂然在判

一々きくほうかやしきのその

在蘭參一ヶ所内

一々いやはらうけうはさうてう『弥太郎』

一々自分のその

右、件のてんはくらにおいてハ、こんけんのこしきちといひながら、僧きやうせいかせんそさうてんのしよりやうなりによて、しそんせうかうニあ『所領』いわけて、たのさまたけなく、ぬやうねんをかき『公事』て、ゆつりわたすところなり、かた／＼のくんし『公事』いてきたらんとときハ、四分かいちをつとむへきなり、但こんけんのこさうたい『するうへ』すりまへにをきてハ、よりあいてすへし、又さすしきもせうかうのさた『雜職』

ゝるへきなり、きやうこうにゐらんさまたけをい

たさんもの、きやうせい『遺跡』かゆめせきたるへからす、

又他人ニ『沽却』こきやくのときハ、『本名』ほんみやうニこきや

くして、そのあたいをとるへし、よてきやうこう

のためニ、せうもんの狀如件、

文永六年歲次己巳三月日 僧慶西在判

嫡子紀時道在判

『續極印』
(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」七一七号文書ト同文ナリ)

○夫文永六年、距 太祖公之世未遠、而熊野神為石谷總社、則不可以不書也、因邇推文永年代、丁吾祖宗之時、於是鈔錄慶西・時道之證狀、認石谷總社之來由、又町田大概記曰、石谷之權現是は伊集院江被為移事、不罷成候故、石谷江古之地に宮所有之、就夫古ハ御屋形より御再興御座候、勝久公之御代、迄右之通ニ而候、棟札細々有之候事、

(熊野權現來由記、本文書ハ「旧記雜錄前編」二七一八の一号ト同文ナリ)

『伊集院阿多平右衛門藏』

忠久公初而薩州御下向之節、御船中風波荒候ニ付、

無恙薩州御着岸ニ付而者、於御國元熊野三所權現

可被遊御勸請と之御誓願ニ而、俄風波相静候ニ付、

御舟無恙薩州日置郡伊集院之内、日置浦へ被遊御

着岸、則伊集院御城之東ニ熊野三所權現被遊御勸

請候由、當所麓新宮權現由緒書ニ相見得申候、

(熊野權現來由記、本文書へ「旧記雜錄前編」二七一八の二号ト同文ナリ)

○光宗

七郎左衛門 飯牟禮祖、

○町田七郎右衛門譜曰、光宗元祖五郎太郎忠光別

房之子、而為二代光俊之弟、始為僧稱自德亦作自得、

留學紀伊州、已而還俗稱七郎左衛門光宗、光宗

子曰太郎左衛門光秋、光秋歸住薩摩、時奉明神

來、崇奉伊集院飯牟禮嶽、立祠祀之、因飯牟禮

氏焉、光秋子曰對馬守光貞、光貞子曰七郎兵衛

尉光時、光時之孫曰又九郎光義義或作言、光義戰亡

櫛間陣云々、按如斯、則光義自自德光宗為七代

孫、今推其世數、年代迥ハカ不合、以為可疑矣、且

町田仲右衛門俊雄新撰譜以自得為忠光之庶長子者、固非矣、元禄中既駁其誕、今亦不取也、

●經俊

五郎太郎

○生卒年月闕焉、

○法名聰山昌叡大禪定門、

○室聰貞大法尼、夫妻牌殿石谷永福寺、

○八三 沙弥寂澄・紀清忠連署田地売券

『山田八郎右衛門藏』

うりわたすせんそさうてんの私りやうの事、

在伊集院用丸内水田壹町貳段原田垣本者、右、件

田者、寂澄かさうてんのそりやう也、しかるを、

『要用』あるにて、本そたうならひにまんさう

『公事』『臨時課役』『造營役』

くうし、りんしくわやく、うさ御さうえいやく、

正宮御さうえいやくにいたるまでちやうし候て、

本せうもんあひそへて、石谷久徳にやうねんをか

きて、うりわたすところ實也、井みそにいたるま

て、いらんあるへからず、たゞし、この田には、しりかひのよね式舛、『搦稱』『莖』かちしろ貳枚なし候、その御弁ハ、本名へなさせ給へく候、よてきやうこうは、たのさまたけあるへからさ覽ために、うりけん如件、

弘長元年歲次辛酉十月廿八日

沙弥寂澄在判

紀清忠在判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一六三七号文書ト同文ナリ)

○右、紀清忠即伊集院郡司職、十代伊豫大掾清忠者歟、然則寂澄疑當是郡司九代紀清光、時以先祖紀能成相傳地、賣渡諸石谷久徳、乃可以知清忠是為伊集院本主也、又按自茲歲弘長辛酉、後六十四年至元亨四年甲子、有石谷右衛門三郎入道道有、道有之名闕而不詳、豈非石谷久徳之後歟、其用丸村モチノムラ今屬石谷邑新用村用丸一作餅丸、蓋久徳者前此知行石谷邑、故稱石谷氏、此時從紀清忠買取用丸村内原垣

本之田、因清忠所致賣券于石谷久徳也、久徳以係石谷収而供致、

○八四 ふつけう讓狀

『山田八郎右衛門藏』

ゆつりわたししたてまつるもちまろのうちすいてん

いちやうにたん、あさなはらたかひもとの事、

みき、くたんのてんちハ、ふつけうさうてんのと

ころなり、しかるにはつつる御せんに、したひせ

うもんらをあいそへて、ゑいたいをかきてゆつり

わたししたてまつるところしちなり、たのさまたけ

なくりやうちあるへく候、よてこ日のために、せ

うもんのしやうくたんのことし、

けんちくわんねん十月三日 ふつけう在判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一七六四号文書ト同文ナリ)

右、建治元年乙亥、自前文弘長元年辛酉、相後僅十六年、而佛教者將用丸名、永讓之初鶴御前、由是佛教似石谷久徳之法名、而斯文書在山田宗久家

藏、則其初鶴是佛教之女、適山田宗久乎、抑初鶴非女子而男子歟、未詳、且山田氏又石谷久德與佛教別人、久德以禰所獲田、未幾、附屬之佛教、佛教又以讓初鶴歟、亦未可知、非敢質言也、但用丸村係石谷邑、故供攷、

●道俊

五郎入道

○生卒年月闕焉、

○法名慈覺長恩大禪定門、

○室慈雲大法尼、夫妻牌殿石谷永福寺、

○按道俊稱五郎入道、乃道俊豈得非道號哉、古人祝髮改名必稱某入道道某、通俗謂之法名、其實道號、猶如後世隱居名耳、抑又二世光俊・三世經俊乃至四世道俊、如此三代以俊名、亦猶如後世通字、然則道俊既入道後、猶以實名行歟、雖然當初入道者必有道號、豈唯於道俊無之耶、闕疑可也、入道之稱見于唐律疏識、云入道謂為道士女冠若僧尼、又云不因官度者、是名私入道、又枝山前聞云、道號別號、古人間有之、非所重也。

○八五 中村道有みそ代米配分狀

『在裏』
に殿御かたより中村のゑもん入道狀

つゝミタのミそ代米のはいふんのき御文、
『儀證』

しまめくりの堤代米はいふんの事、

合一ヶ年分ニ四舛定、
此内但舛ハこくご定

つゝみた六反かふんニ、一舛三合六夕一ヶ年分
も此田
うち二荒
残田とも
もて丁を
弁

に『欠』殿御うちより御さたあるへく候、

延慶二年六月廿日 道有(花押)

○八六 鎮西下知狀

嶋津式部孫五郎法師法名道慶与石谷右衛門三郎法師法名道慶

有道相論薩摩國伊集院三小山原内中原与良金知行原

堺事、

右、就相論、擬有其沙汰之處、今年二月廿六日、

両方出和与狀畢、如道有狀者、於良金知行原者、

道慶領掌之、至中原者、道有相傳之、而就彼堺雖

及上訴、以和与之儀、自富松北中野猿走、定于向
嶋北上鼻崎畢、向後互不可有異論云々、道慶狀旨
趣同前者、此上不異儀彼地武家成敗之条、前々其
沙汰畢、然則、相互守彼狀、可領掌矣者、依仰下
知如件、

元亨四年十一月廿九日

『北條英時也』
修理亮平朝臣(花押)

(本文書ハ旧記雜錄前編「二四」四号文書ト同文ナリ)

○按、自延慶二年己酉至元亨四年甲子改元、正、凡十六

年焉、然則中村右衛門入道道有與石谷右衛門三郎

入道道有、蓋同人耳、併考之、曆應三年資久注進

狀曰、大隅五郎兵衛尉助久分、有中村右衛門三郎

者、此右衛門三郎疑即道有也、蓋道有中村氏而居

于石谷邑、故亦稱石谷、所謂以地名為氏之例、又

右衛門三郎從軍助久、乃於助久有緣故之人明矣、

書中曰、島廻在石谷館西前谷、又道有以伊集院內

中原名、為世傳之地、則舊居于石谷者、而其書中

云原中原實曆檢地帳載中原原、其三小山同帳載小
山下歟、富松今作飛松、中野疑今中尾在飛松北、
今谷山界呼仁田尾地、東對櫻島、猿走蓋唐見峯東
北宮之尾地乎、曩時此有猿王社、而廿代忠尚時遷
之飛松、其址更稱宮之尾、於是猿走之名廢云、以
上並係石谷邑裡、照見諸地圖、則瞭然矣、今石谷
館坤方宮下門熊野祠官宅竹林中有五輪石三墓、其
中央鑄道有之二字、此乃石谷右衛門三郎道有之墓
歟、其左右二墓並無刻字、又其前稍高處有石塔、
甚奇古、四方梵字存陽甫之二字、夫自延慶二年己
酉至文化九年壬申、歷年所凡五百十五年、道有即
為中村右衛門三郎、則從助久勞軍務、身被創者、
而其墓復出于世、豈可無是辨哉、因書以俟道有之
考云、道有墓右側有小墓、缺上半、銘云、存實居士橋口民部左
衛門、又有小墓、銘云、道權穆佐內藏介淳重、天正十七
年己丑二月□日、此二墓固近代與、
道有之墓、新舊迥異、姑附注于此

●實氏

五郎 常陸介常陸介蓋沿襲鼻祖忠經之稱者乎、

○生卒年月闕焉、

○法名廓法淨徹大禪定門、

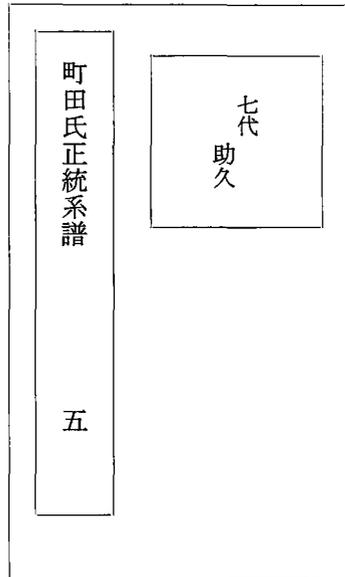
○室廓然大法尼、夫妻牌殿石谷永福寺、

○永福寺有丘上置三法名之墓石、其二名既磨滅、右

位法名熟視、則如有法淨徹之三字、蓋後世追修實

氏等之冢于此者歟、然而三法名文字漫漶可惜耳、

(表紙)



藤原姓町田氏正統系譜卷第五助久

●助久

五郎兵衛尉

助久稱大隅五郎兵衛尉、而不稱町田氏者、大

隅守忠時公之族、故至於子孫稱大隅某、猶如

下野守忠宗公之族稱下野某、餘皆倣之、

○元亨五年乙巳即正中二年、葦 太守公南巡諸郡、

助久供奉焉、昔者國君即位、則巡視封內、謂之國

廻、國廻狩者猶言巡狩、後謂御巡見也、按今年十一月、忠宗公薨逝、蓋 貞久公前承守護職、而傳國、故有國廻之舉也、元亨五年、貞久公オトシ貴庚五十七歲、且夫供奉人中、比較其從者馬匹之多少、當知大家小身之分限、乃大隅五郎兵衛尉馬七疋、上下廿五人者、不過酒勾兵衛入道・本田孫二郎・式部彦七・大隅助三郎・中原六郎之數人、則助久當初為公族巨室可知矣耳、

○八七 島津貞久國廻狩供人數注文

國廻狩御共人數事

御分御前又者御分歟

御力者四人 御厩者十二人

御馬十〔定〕〔欠〕

御物夫衆御狩夫衆

福崎八郎 下二人 馬一疋

田中入道 下一人 馬一疋

乙鶴御前〔新納時久歟〕 御舍弟 下三人 馬一疋

市來御前〔榊山資久歟〕 同 下三人 馬一疋

殿原『殿原』

東条藤二郎

上下三人 馬一疋

鳥羽孫七

上下三人 馬一疋

鳥羽右衛門二郎

上下三人 馬一疋

鳥羽弥六

上下二人 馬一疋

御中間

御弓袋差

下一人 馬一疋

永田太郎

下一人 馬一疋

宗五郎

下一人 馬一疋

一惣家子并殿原次第不同

○式部彦七『山田友久欵』

上下廿七人 乘馬六疋 雜駄三疋

○小田原入道

上下十人 乘馬三疋 雜駄一疋

式部小三郎

○今村七郎

上下七人 乘馬一疋 雜駄一疋

○酒勾兵衛入道代彈正左衛門尉 兵庫允

上下卅人 乘馬十疋

○本田孫二郎

上下廿五人 馬十一疋

○益山入道

上下八人 馬三疋

○中原六郎④條

上下廿五人 乘馬七疋 雜駄二疋

○本田藤内左衛門尉 上下六人 乘馬一疋 雜駄一疋

○黒木彦二郎④直 上下廿人 乘馬七疋 雜駄二疋

○本田孫兵衛尉④新 上下十人 馬二疋

○仲四郎 上下十人 乘馬二疋 雜駄一疋

○市來崎彦六 上下四人 馬一疋

○本田四郎兵衛尉 上下六人 馬二疋

○源右衛門尉④源藤左衛門尉 上下八人 乘馬一疋 雜駄一疋

○本田又四郎 上下五人 乘馬一疋 雜駄一疋

○井入道 上下五人 馬一疋

高水彦九郎 上下五人 馬一疋

執行殿『本ノマ、』

白拍子一人 上下四人 馬一疋

一泉殿御分『和泉下野守忠氏也』

御馬三疋 御厩者五人 御雜色二人 御力者二人

松房④御前まろ御分

御馬二疋 御厩者三人 御雜色一人

又三郎殿

御馬三疋 上下五人『本ノマ、』

殿原分

○新田又四郎 馬一疋 下二人

式部源四郎 馬一疋 下一人

○本田又六 馬一疋 下三人

石塚平三郎 馬一疋 下一人

谷口二郎三郎 馬一疋 下二人

一大隅五郎兵衛尉〔助久〕 馬七疋 上下廿五人 雜駄二疋

一大隅助三郎 馬八疋 上下廿五人 雜駄二疋

一猿渡新左衛門尉 馬三疋 上下十一人 雜駄一疋

一猿渡藤三郎 馬三疋 上下十一人 雜駄一疋

一姉崎八郎 馬二疋 上下七人 雜駄一疋

一猿渡藤四郎 馬二疋 下三人

一伊藤入道 馬二疋 上下十人 下二人 さい駄一疋

古庄縫殿允衆人数事 馬二疋

脇殿 下一人 馬一疋

おくにまわりかり御入にしゆくつきの事、

一はん さつまこほり 二はん ミやささと

三八ん くしきのおかりのため 四はん なんかう

五はん へぎの庄 六はん いさくの庄

七八ん ちらみのゐん 八はん ゑのこほり

九はん きいれのゐん 十はん たにやまのこほり

十一はん かこしまのこほり

〔即正中二年乙丑也〕
元亨五年後正月廿二日

〔口裏ニ在〕
九ツ國廻御共人数

〔欠〕
〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」一四三〇号文書ト同文ナリ〕

當時、貞久公都泉郡山門院、故先入自薩摩郡、

終至于麿島郡也、

○建武四年丁丑即延元二年、市來太郎左衛門時家入道

尊應伊集院助三郎忠國、據市來城、軍勢稍驕張シテヤウ來

城兼今市來郷長里村鶴丸城云、是年秋七月廿八日、川上

三郎左衛門尉頼久川上代、太守貞久公、攻市來城

按建武四年五月十八日、足利尊氏致山田式部三郎狀曰、為薩摩

國凶徒誅伐、所差下島津三郎左衛門尉・大隅左京進入道也、左

京進入道伊作家二代宗久也、同時尊氏致渋谷平次郎狀曰、島津

孫三郎云云、島津三郎左衛門尉與孫三郎、並川上頼久之俗稱、
時頼久在京師、至是遣國擊南朝之黨也、頼久稱孫三郎左衛門尉、
而略稱三郎左衛門尉者、猶如宗長稱彦三郎左衛門尉而東鑑略稱
三郎左衛門尉之例曰、故今併注
于效、以證當時之俗、餘倣此、五郎兵衛尉助久為軍奉

行、時山田式部龜三郎丸友久山田宗久入道慶次男、時稱島津氏也。・莫

禰次郎太郎成長入道圓也亦作遠矢遠屋、平氏村岡等率五郎良文後胤、領莫禰。

衆來會、於是廿九日、宮里正永三郎次郎種正宮里

鄉内正永名主・延時彥五郎忠能領薩摩郡延職、故稱正永、時名、故稱。・河田慶喜

慶喜身智門房、紀姓、上古薩州宮里郡司職。・小濱十郎等會吾軍、俱攻市來

城、連戰至于八月三日、

同月四日、助三郎忠國之徒據伊集院石谷、為市來

城後距、助久又與河田慶喜等擊走之、燒夷村落、

同十日、延時忠能與市來時家軍戰于市來石走石走在市

來地頭館東南三、同十四日、延時忠能・石原忠充稱大隅次郎四郎、伊集院三

夜戰于市來赤崎赤崎在市、來湯田村。同廿日、

石原忠充與市來救兵戰鬪忠充時屬、守護方者。

○建武四年九月十四日、伊集院助三郎忠國引兵、救

市來城忠國時稱、大隅氏。川上頼久與莫禰圓也等、還兵擊

之、戰于伊集院郡本伊集院有郡本村、按國記曰、郡本合戰勝敗不詳、蓋頼久敗忠國軍、忠國

引退、故復圍市來城也、且郡本合戰助久不見、然而至同十七日

圍市來城時、助久掌軍奉行、則自十月至于十四日、助久亦為軍

奉行、同月十七日、助久為軍奉行、與酒勾兵衛次郎久景守護代左、衛門尉也。復攻市來城連戰、至於同廿七日、是

日延時忠能・鮫島彌二郎入道來阿阿多地頭鮫島、四郎宗家裔。有戰

功、同廿八日、南朝大將三條侍從泰季以指宿成榮

兵、救市來城也、助久為軍奉行、與上野三郎四郎・

山田龜三郎丸友久・莫禰圓也・比志島孫三郎範經

義範長、庶子。・延時彥五郎忠能・河田慶喜等禦之、自廿

八日至於晦日數十戰、大隅愛壽九伊作家三代下家臣、野守親忠幼名。

東條源七尚元等有戰功、比志島範經・莫禰孫五郎

貞友入道覺與・覺與弟乙房丸戰死也俱莫禰圓也之二子。

〇八八 延時法仏軍忠狀

「財部延時某藏」延時又三郎入道申、

目安

延時又三郎入道法佛申、薩摩國市來院城塙合戰

軍忠事、

一今年建武四七月廿八日、大將下野左金吾發向件城塙之時、

法佛重病之間、差遣舍弟彥五郎忠能於代官、押寄

彼城塙野頸之手、迄于八月三日致合戰忠節之衆、

軍奉行人大隅五郎兵衛尉「助久」・上野四郎太郎等見知訖、

一同九月十七日、重大將發向彼城郷之間、忠能自同
十七日迄于廿七日、或押寄水之手、或於大手連、
抽軍忠之条、軍奉行人大隅五郎兵衛尉并酒勾兵衛
次郎見知早、

一同廿八九日晦日兩三ヶ日者、向于後卷之手、捨身
命致合戰早、此等次第、同五郎兵衛尉并上野三郎
四郎等所令見知也、

右、軍忠之次第、賜御承判、預御注進、為浴恩賞、
言上如件、

建武四年十一月 日

〔川上頼久即左金吾〕
承了〔花押〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」一九七九号文書ト同文ナリ〕

〇八九 島津愛壽丸軍忠状

〔志布志阿多家藏〕

嶋津大隅愛壽丸言上

薩摩國凶徒等構市來院城郷、依立籠之間、以今年
九月廿九日、御合戰之時、愛壽丸若黨東条孫七尚

元以下、致軍忠、合戰之次第〔二階堂族見建武四年十一月三日山田友久軍忠状〕隱岐七郎行貞、知覽院三郎久直〔知覽院三郎伊佐平次貞時裔、歟鳥等一族也〕、本田五郎次郎入道覺勝令見知訖、然者早賜御一見狀、為備後證、目安状如件、

建武四年十一月廿日 ④廿四

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」一九八七号文書ト同文ナリ〕

隱岐七郎行貞二階堂族、見于建武四年十一月三日
島津龜三郎丸友久軍忠状、

右、愛壽丸軍忠状案、蓋助久以掌軍奉行、故所起
草、當藏町田本宗者、而今在阿多氏、

〇建武四年三月十七日、始三條侍從泰季トナ薩摩地、
募勤王師、指宿彦次郎入道成榮應之、此時、太
守貞久公在上方、屬尊氏、故使助久伐成榮、助久
將兵、師子息孫六及頼娃三郎等、擊成榮、大戰于
揖宿郡、斬成榮之男揖宿忠泰以下數人、抽軍功、
然而文獻不足、成績闕詳、今據成榮狀曰、為御敵
御字下嗣、或謂當作敵字、島津上總入道道鑑之一族大隅五郎兵衛
子息孫六・頼娃三郎等、數十回合戰揖宿、而成榮

之子息次郎及一族親類若黨數輩令戰死畢、請早賜御一見狀、將以備將來龜鏡也、成榮恐惶謹言、因注進成榮之兵陣亡被創名員、其中揖宿次郎忠泰以下十六人、即成榮之子息及親族從者也、先是元弘三年五月廿七日、貞久公賜成榮狀曰、親類忠繼被疵、忠繼當是厚地孫六、當時成榮從公、伐九州探題北條英時、至是成榮應南朝、故指斥吾公、爲御敵耳、且曰、平合戰蓋謂今年八月十五日公攻伊集院平城時也、

○九〇 指宿成榮軍忠狀

『高岡指宿某藏』

『三條泰季』
加一見了(花押)

薩摩國指宿彦次郎入道成榮謹言上、

欲早致度、軍忠(上カ)者、賜御一見狀、備後證龜鏡事、

右、去年三月十七日、薩州御大將三條侍從殿御下向之間、任 綸旨之旨、馳參最前、及數十ヶ度合

戰、爲御(敵カ)嶋津上総入道、鑑一族大隅五郎兵衛子息孫六・穎娃三郎等、成榮子息次郎并一族親類若黨數輩令打死早、將又市來院後卷之時、代官高野中務丞朝久致散、合戰、令分取了、至于今、每度合戰不斷絕之条、世以無其隱候、然早賜御一見狀、爲備後證龜鏡、恐、言上如上件、

延元三年二月五日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二〇〇〇号文書ト同文ナリ)

○九一 薩摩國指宿合戰討死手負注文

目安

薩摩國指宿郡度、合戰事、

討死分

一人 指宿次郎忠泰 一人 野間彦六忠友

一人 中村四郎家忠 二人 厚地八郎入道善心

手負分

一人 高野中務丞朝久

平合戰分一人 奈良三位房俊忠扶持人討死手負等在

一人 原田彦五郎入道妙栄手負等在之、

一人 山崎又次郎忠弘 扶持人手負等在之、

一人 赤崎左衛門三郎 同

一人 原田小次郎 同

一人 嶋間七郎久宗 同

一人 吉田又四郎清忠 同

一人 岩本平太郎政忠 同

一人 山崎平四郎忠遠 同

一人 杉岡助七家秀 同

一人 神野平三郎 同

任傍例、

右、爲浴恩賞、大略注進如件、

指宿郡可彥次郎名忠篤、道号成榮、其先帝恒武裔伊佐平次貞時男、太宰大監物良元次男頼娃三郎忠永領頼娃・揖宿・知覧等、忠永嫡子太郎忠方頼娃本地頭、次男次郎忠光揖宿本地頭、而成榮忠光五代孫也、

○曆應三年庚辰九月十一日、助久與樺山三郎右衛門

尉資久 樺山始祖、亦稱島津下野 領莊內樺山之地・小河小太郎・酒勾次

郎左衛門尉久景等、擊凶徒有戰功、此時助久家族

中村右衛門三郎及中間孫三郎並被創小川小太郎熊谷平山一族、承久

宇治軍功賜觀島郡司、嘉元三年、觀、島雜掌兼種小河小太郎入道殿云云

○九二 樺山資久合戰手負注文

『垂水遠矢某藏』

九月十一日

『此口切レ、不知』

小河小太郎分

親類小宮九郎長廣被疵ヲトカヒ、射疵

(若黨カ) 三尾谷門右衛門尉經盛被疵左射射疵

同又次郎經家被疵右射射疵

旗差右馬五郎被疵右射射疵

同孫十郎季長分

自身被疵左射射疵

大隅五郎兵衛尉助久分

中村右衛門三郎被疵左射射疵

中間孫三郎被疵右射射疵

酒勾次郎左衛門尉分

萩本左近次郎教家被疵左射射疵

中間彦三郎被疵右腕射疵、

資久分

中間伴三郎被疵左肘射疵、

右、注進如件、

曆應三年九月十一日

『樺山三郎右衛門尉』
資久(花押)

以下建武四年軍忠狀三通延時法佛一通、莫禰圓、騰寫也一通、河田慶喜一通、
以供當時之証見、

○九三 延時法仏軍忠狀

目安

延時又三郎入道法佛申薩摩國市來院所々合戰軍

忠事、

一法佛當病之間、今月十日、差遣捨弟彦五郎忠義於代官之處、市來太郎左衛門入道以下凶徒等、於當院石走待請之、致合戰之刻、射臥數輩、凶徒等令追還之条、同所合戰事、宮里九郎入道并石塚平太郎等所令見知也、

一同十四日夜、當院内赤崎合戰之時、捨身命、令致

数尅合戰之条、在國司又次郎并甌嶋小河小太郎等

令見知之訖、

右、合戰次第賜承判、預御注進、浴恩賞、爲施弓

箭面目、言上如件、

建武四年八月 日

『守護代酒匂久景』
承了(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一九五五号文書ト同文ナリ)

宮里紀姓河内判官代兼遠配薩摩國、其裔領隈城宮里郷、石塚氏見前、

○九四 莫禰(遠屋)円也軍忠狀

『宮之城阿久根某藏』
莫禰遠屋次郎太郎入道円也軍忠事、

一建武四年七月廿七日、押寄市來城之時、赤崎手先懸分取頸五、内一人市來太郎左衛門入道、尊親類下五郎太郎入道子息又五郎家郷頸、一人同一族河上又次郎頸、三人頸不知名字、即從弥八左膝射疵・同弥六射疵、此等子細大將御見知畢焉、

一 同年九月十四日、大隅助三郎忠國以下凶徒等、伊集院之内於郡本、懸合之戰之時、致円也先懸、被射殺乘馬上、親類平六貞連左腕射疵、此等子細大將御見知畢矣、

一同月廿四日夜、合戰之時、円也子息孫太郎重貞左腰射疵・孫子彦八貞勝右股射疵・親類角八郎貞政右股射疵・親類

角孫九郎貞泰右足射疵・郎從三池太郎政直頭射疵・郎從左近次郎兼貞左股射疵・郎從權三郎重宗右半目射疵・中間孫

六左肘射疵・楯突五郎三郎左足射疵焉、

一同月晦日、後卷合戰之時、嫡子孫五郎入道覺与討死・

同舍弟乙房丸討死・親類角五郎三郎成道討死・親類半

太郎成政討死・郎從原田太郎貞宗討死・郎從本村右衛

門太郎重勝討死・旗差平次討死・中間庄三郎次郎討死・

中間別府源三郎死矣、

手負分

孫子彦八貞勝右膝射疵・親類六郎四郎行貞右肩切疵・郎從

下大隅四郎兼廣左足射疵・郎從下大隅開形次郎宗貞左腕射疵・郎從下大隅牛禰兵衛五郎道綱左肩射疵・郎從三池

射・郎從下大隅牛禰兵衛五郎道綱左肩射疵・郎從三池

次郎貞直左肘射疵・郎從諸五郎友政頭射疵・中間源八左脂射疵・中間八郎太郎額射疵・中間後藤三郎左膝射疵・度々合戰之時、討死九人、手負廿三人、分取頸五、此等子細、每度大將御見知之上者、為預御注進、恐々言上如件、

建武四年十一月 日

承了在判

〇九五 河田慶喜軍忠狀

『財部有馬某藏』目安

薩摩國宮里河田智門房慶喜中軍忠事、

一 今年建武四七月廿五日、同國市來城發向之時、自同

廿九日押寄彼城大手、迄于同八月三日、捨身命致

日夜合戰畢、仍山門次郎左衛門尉・大隅式部三郎

令見知畢、

一同八月四日、伊集院石谷在家仁楯籠御敵之間、隨

御催促馳向彼所、追拂凶徒等、令燒拂在家之条、

莫禰又太郎令見知畢、

一同九月晦日、大隅助三郎・鮫嶋彦次郎入道以下凶徒等、致彼城後卷合戰之時、慶喜親類河田弥三郎家弘令討死畢、仍莫禰彦次郎入道所令見知也、然早任軍忠之実、且給御證判、且為預御注進、恐言上如件、

建武四年十二月

(鳥津頼久承了(花押))

河田智門房申

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一八九一號文書ト同文ナリ)

山門氏、伊佐平次貞時弟千葉平三郎胤國始來薩摩山門院、因氏焉、石塚氏亦山門之一族也、大隅式部三郎即諸三郎忠能後、

經山田宗、久嫡子、

石谷館南八町餘有馬鬣岡、象形、又遷逸有呼城ヶ

尾、其顛平底、凡可八段、四方懸崖相環如削、蓋

壘砦遺墟、故名焉、又東行二町餘有前山原、前山今訛曰圓

山、原多故墳、瓦器片屑碾碾破碎碎往々出于土中、

相傳佛寺廢壞之址也、按建武四年八月四日、河田

慶喜軍忠狀曰、伊集院石谷在家楯籠御敵云云、夫

軍兵屯據者、必負嶮依阻、乃若城ヶ尾亦可併考、

按曆應三年庚辰八月、貞久公師禰寢彌次郎清種・

同孫四郎重種・和泉摺伴三郎保末等、攻伊集院一

宇治城、一字治城城在伊集院大田村、去地頭館西北三町餘、按一字治蓋對平城、平城後稱內城、故本城為一內、古城

為二、又攻市來城皆下之、蓋此時、助久與樺山資

久等俱從、貞久公、擊伊集院忠國也、忠國奔而保

同郷平城、平城城在伊集院古城村、北去地頭館半里餘後呼內城、故同四年辛巳八

月十五日、公復師禰寢重種等攻平城也、而助久

與禰寢殿之書、蓋為在于此間之事也、可見矣、

○九六 町田助久書狀

『小松掃部藏』

一日令進書狀候、細々申上候、抑先度御申候間事、

御狀を志布志ニ遣候處ニ、櫛間事と申候、右大寺

入者依身上無沙汰候、重可申にて候者、愚身參候

也、不然者、狀をも可遣候、近日田代ニ罷越事候

者、早々可令返候、尚々入御見參候、諸事申承度

候、毎事期後信候、恐々謹言、

(曆應三年)

八月十七日

助久(花押)

禰寢殿御方

○家寶十文字古旌一旒、其長六尺三寸、幅一尺三寸、軸心竹、其緒紅組、有蘇、紅色脱似黃白、其紋黑地白十字、大三尺七寸餘、圍其下書天照皇大神宮、左八幡大菩薩、右春日大明神之十六字、抑黑地白十字、與得佛公甲冑紋相合、東鑑所謂賜十字、是餅作十字者、蓋公室徽號自是出也、而斯古旌經暴露星霜之久、絹地敝爛脆如不勝、文字墨痕亦脱蝕不詳、殆不可讀矣、於是別模全圖、又収小副書、如後、(副書ノ旌繪及ヒ文字ハ省略)

於戲、前代之政足以徵今者莫如器、故其器在、則其政可得而託焉、其器亡則豈唯政而已乎、併物無知矣、五郎兵衛尉助久建武中、為道鑑公軍奉行、凡四百七十年于茲矣、書力之傳雖可千年、然其可以徵今者世或無幾矣、今覽斯古旌、則猶遭遇建武古人、豈莫令神想暗飛越千五百歲前哉、況旌旗主將號令三軍之要器乎、是故稱兵、謂之抗旗、退師、

謂之反旌、若夫旌旗亂次、不可以振旅也、又況助久捍監軍之重任、攻市來城、戰揖宿野、竟效摧陷廓清之功、宜諡、曰節巖全功也、而其旌旗存在于當今者、可謂希世遺寶・本宗重器矣、且夫黑地白十字乃本町田宗家之舊紋、既而只今唯十字無輪郭、蓋將其輪郭、分付之支族、而為一紋兩樣者也、故附注諸此、以諗來者云、

○建武五年戊寅三月、本田次郎左衛門尉久兼八幡天王寺所々合戰軍忠言上狀中、大隅助次郎入道有之、又文和三年甲午六月、師久公陷和泉尾崎城、上書告之、且請軍忠輩賜御教書、注進文中、有大隅其甲八名、

○九七 島津師久注進狀

注進

薩摩國凶徒和泉庄下司并名主等、可寄來老父道鑑之陣山門院木牟禮之城之由、承り及ひ候之間、師久押寄和泉知色彦三郎入道行覺所楯籠尾崎城、

自今月十日迄于同十二日、晝夜致敵、合戰、凶徒等數輩討取責落彼城、入替御方軍勢候之處、同國牛屎左近將監高元・同一族等并肥後國葦北之凶徒等、相加和泉御敵等、寄來師久陣之間、不廻時刻、洪谷一族并當國地頭御家人等馳來、致合戰最中候、戰功之次第追而可令言上候、隨而尾崎城先懸分捕手負等勘文一卷、將又最前馳來致忠節之輩等交名注文一通、進覽之、被成下御感御教書候者、亦可抽戰功候、同着到一卷進上之候、若此条偽申候者、可罷蒙八幡大菩薩御罰候、此之旨可有御披露候、恐惶謹言、

文和三年六月廿日

左衛門少尉師久

進上 御奉行所

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二五三〇号文書ト同文ナリ)

○九八 知色城攻手負分捕注文

知色城攻落時手負分捕注文

大隅四郎忠資分捕頭一 同三郎次郎若黨宮里紀三政杉

分捕頭一 否笠孫六政平右指射疵分捕頭一 酒勾左衛門四郎
忠胤分捕頭一 山田弥九郎貞有右目上切疵 中村左衛門四郎
知景分捕頭一 篠原新五郎秀久ヲトカヒ射分捕頭一 薦野太郎
宗泰分捕頭一 永利中務丞兼光分捕頭一 酒勾次郎左衛門中
間四郎右肩射疵 大隅四郎黨稻本三郎兵衛尉氏泰左肘射疵
否笠孫六若黨久富九郎友泰左股同 酒勾左衛門三郎
景頼右足同 本田中務丞泰久右股切疵 小田原孫次郎景郷
一頭 宮里郡司孫九郎久保右肘射疵 中条次郎左衛門尉
政安右同 飛彈弥四郎教幸右目上射疵 山門彦太郎秀直
右股、同、

右、注文如件、

文和三年六月日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二五三一号文書ト同文ナリ)

○九九 知色城攻味方交名注文

薩摩國知色城責落之時、最前馳來、依致忠節、

可被成下御教書人之事、

「北郷始祖資忠」川上頼久子、後越前守頼久、又四郎・彦四郎共
下野尾張守 上總彌三郎 下野又四郎 同彦四郎

大隅三郎次郎 同七郎三郎 同七郎 同六郎二郎
〔高城重棟〕
 同孫太郎 同八郎五郎 渋谷參河守 同河内權守
〔入来院〕
〔那答院重實〕
 同次郎左衛門尉 同五郎左衛門尉 同太郎左衛門尉
〔東郷重切〕
〔岡本重興〕
 尉 同九郎左衛門尉 同五郎四郎 同平太郎左衛門尉
〔重出〕
〔守重〕
 同太郎左衛門尉 同平三 同五郎 同八郎
〔入道道惠〕
 三郎 莫禰彦太郎入道一族 山門彌次郎入道一族
〔執印丹下先祖〕
 薩摩郡司彌太郎一族 國分平次郎 新田宮執印左衛門大夫
〔國也〕
 遠屋次郎太郎入道 山門彦四郎 莫禰〔國也〕
〔四男〕
 遠屋孫太郎 同小太郎 本田次郎左衛門入道 別〔久兼〕
 府次郎兵衛門尉 永利又太郎〔女秀〕 酒勾次郎左衛門尉
〔師兼〕
 石塚平七入道 若松孫太郎 武光三郎一族 野田
〔時友〕
 又次郎 同次郎 吉永孫三郎 多田彦六 石塚平
 六 市來次郎太郎 三島儀平、

右、注文如件、

文和三年六月日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二五三三號文書ト同文ナリ)

右、文和三年、貞久公貴オトシ庚八十七歲、師久・

氏久二公分領薩隅、臨三州麻亂、方勤劬討賊、公族舉宗悉衆挑戰之最中也、是歲六月、攻知色城陷之時、分捕功名第一、曰大隅四郎忠資、次大隅三郎二郎、且同時致軍忠交名中、大隅三郎次郎・大隅七郎三郎・大隅七郎・大隅六郎二郎・大隅孫太郎・大隅八郎五郎、及上建武五年三月軍忠狀大隅助次郎入道總九人、當是大隅守忠時公親族、故稱大隅、當時稱大隅氏者、長久以下町田伊集院之人、而以上中八人列北郷・川上・佐多等之次、則為名門右族可知矣、且中村左衛門四郎知景當是大隅式部丞女子代左衛門四郎同人而、中村右衛門三郎之兄弟也、或謂大隅四郎以下疑町田氏人亦在其中矣、若夫忠光以下唯嫡々相嗣而無兄弟支屬、則史之闕文也、因今欲校訂四郎忠資以下世系出處、而載籍不足、豈可劇知之哉、於是鈔寫諸助久譜中、以俟異日之參考云、

○助久法名節巖全功大禪定門、

○室節操大法尼、夫妻牌殿石谷永福寺、

咒祖 皇孫、後世依其忿怒像、稱呼禿神、又以為軍神、所謂麻利支天者附會之也、翻譯名義集云、麻利支、此云陽炎、即發惑星也、新田宮支祠有大將軍社、又始良鄉軍大明神亦同神也、西俣村郡山分界、平門在

伊集院中川名、垣内門在土橋村、本文曰伊集院忠國所管、而町田殿御存知、則町田氏亦在伊集院預有知之者也、

○永徳四年甲子改元 至徳、太守氏久公、使榊山孝久シホキ與書清久領隅州大禰寢院郡本永吉田園、

○一〇一 島津孝久宛行狀

『在家藏』大隅國大禰寢院郡本永吉内田園注文別紙 有之、事、為給

分所相計也、任先例、可致沙汰之狀如件、

永徳二年七月十日

孝久(花押)

町田五郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二四二七号文書ト同文ナリ)

按、氏久公康安・康曆中、賜大禰寢雅義大禰寢院總辨濟使職及郡本村、又延文六年十二月五日、

賜禰寢郡司右馬助久清書曰、

○一〇二 島津氏久預ケ狀

大禰寢院内永吉並郡本地頭得分事、為兵糧料所、所預置也、任先例、可被致沙汰之狀如件、

▼延文六年十二月五日氏久 修理亮御判

禰寢郡司殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二四九号文書ト同文ナリ)

其郡本村未詳、永吉今大根占神川村有永吉屋舖、在始良界、即是、至是禰寢氏反、故收之更給之五郎清久、以為食邑、蓋代本領石谷者也、可謂恩光矣、後至應永十九年十二月五日、久豊公賜志々目某等大禰寢院永吉、為給分所、見志々目某藏、斯文書始在阿多新之丞俊綿許、雖然以當藏本宗者故、正徳五年乙未二月廿四日、俊綿還致之本宗久壽也、若夫建武四年十一月廿日伊作愛壽丸文書、亦當在本宗者、而猶留在阿多氏者、蓋應永中、本

宗徵時依阿多氏、乃所以併其文獻重器遺託于彼也
乎、抑又本文記・家牒唯止二三策而已哉、想應
若干通、而今存千百二十一者幸耳、

○清久法名道圓了果大禪定門、

○室了鏡大法尼、夫妻牌殿石谷永福寺、

● 忠良
タ、ヨシ

五郎 法名道傳

○應永之初、 太守元久公北方伐肥後州球麻相良、

以授日之眞幸人北原範兼、町田氏從焉、想忠良也、

按、北原範兼稱周防守、北原鼻祖兵衛佐玄幸之曾

孫也、先是、北原玄幸與求麻相良氏交通、既而相

良之弟祐賴在德滿城、曾與玄幸生忿爭、拔刀相刺

而死矣、由是兩家結怨矣、玄幸之子範兼陳謝前罪、

乞援師於 元久公、 公自將至于求麻、擊相良氏

克之、於是、眞幸院復舊、使北原氏居焉、範兼子

久兼甫十三、朝于麿島、謁 元久公、應永廿年、

從 公詣京師、然則清久從軍 元久公、伐相良氏

者、應知應永初年、 元久公賜伊集院彈正少弼賴
久狀曰、

○一〇三 島津元久書狀

眞幸周防助範兼飛書到來して曰、日州之事、須木・

油之木崎・深藏面々屬當手之處、今月四日、伊集

院紀州催一族、深藏在家放火、大勢攻來間、眞幸

ニ差越候、依之一族中、日置・吉利・南郷・富松・

大田・町田等之衆江茂被仰合一進分頼入、來十八

日、可有出陳候、恐々謹言、

九月十四日

元久御花押

應永年中、 元久公之時、正八幡宮於神前、大事

成御相談御座候、連判七人之事、次第判形御下知

之通、本田・伊地知・阿多・平田・肥後・石井・

酒匂也、但酒匂者惣家老職之家なれハ、憑ニ可然

由御意候、右者御家ニ相傳之家人衆由緒有筋、北

郷・樺山御一家之御衆者、國中之政道家督同断之

由、元久様御意被成候儀を、酒匂安國寺と申人書付を以、義久公江御申之由候、右様子ニ付、近キ比、正宮神前為存衆徒江申候得共、七人相談之書物不相見得候、前に宮炎上之節、焼失候覽と被申候、

聖榮自記曰、應永四年丁丑四月下旬、清色城ニ被押寄、山北よりハ前上總介伊久為大將、鹿兒嶋よりハ陸奥守元久為大將・新納越後守實久・北郷讚岐守義久・樺山安藝守教宗・佐多氏義・和泉久親・川上・本田・阿多・平田・肥後・石井・伊地知・上井・鹿野屋・猿渡・田代・長野・千代富・北原・伊東・土持・宮崎・跡江・木脇・清武・曾井・佐々津・岡富・縣・盛長・八代・財部・飯田・石塚・岩千野・白糸・綾・池尻・穆佐・海江田・飢肥・櫛間・和田・高木・眞幸・栗野・菱刈・馬越・平良・曾木・税所・加治木・平山・平松・平瀬・中津野・餅田・吉田・蒲生の人々皆一人當千之思をなし、下略

右、併按 元久公書與聖榮自記、則 公征討真幸及澁谷之族也、町田・阿多兩氏從行者可知矣、

○忠良法名燈菴道傳大禪定門、

○室傳心大法尼、夫妻牌殿石谷永福寺、

ナホト
直久

稱町田土佐守、

○飯牟禮某新撰譜曰、本宗町田俊久無子、故土佐守

直久為町田宗領云云、此妄誕、蓋訛傳出羽守高久

事、而言之也、

○町田駿河久門譜曰、町田殿庶子ハ石谷殿・阿多殿

是二人ナリ、然ニ町田殿ハ子孫斷絶ニ仍テ、七代

目之ニ男士佐守直久ヲ總領トス、又直久之一跡ヲ

則久嗣テ、町田之家督ト成ト云、是所以寛永中久

門自稱嫡流、與本宗久幸爭町田正統也、 朝命使

島津忠長論斷之、卻久門之濫望、以久幸為本宗自

若、然則久門譜所載、以上之妄說、當削除附之火

而塞後之疑竇者也、

○應永廿年癸巳十一月十二日、應伊集院彈正少弼頼

久誘、死於魔島原羅之戰舊譜作十二月七日死於小野戰者、按小野原羅其地接比在魔
城西半里、原羅今作原良、即原野之略、古言野讀曰乃良、如曠野、野往是也、都城家臣蒲生某藏

舊記曰、義天吉田へ御越の留守、伊集院霜臺か
こ島なまころしの城へ略、伊集院の衆はらゝにて
うたれて候下、

○一〇四 小山田範清軍忠狀

『比志島集人藏』

滿家小山田伊賀丞源範清申度、軍忠之事、

今月十二日、爲伊集院方退治、大將御發向候之間、

兄河内守義勝爲名代、相催滿家一族、最前馳參御

方、於四郎坂陳、伊集院方大田三郎・町田土佐守

等以大勢馳向間、範清致戰頭、(マ)令追拂敵勢之後、

於原羅之田間、致散、合戰之条、門實彌五郎・町

田土佐守并數多敵勢令討取之条、主護御見知上、

河田右衛門尉・前田又四郎・副田淡路守等同所合

戰之間、被見知早、然早預御任進、爲施弓箭面目、

粗言上如件、

應永廿年十一月十六日

承候了(花押)

源範清(花押)

應永廿一年甲午正月四日、小山田範清披露狀曰、

○一〇五 小山田範清拳狀

凶徒伊集院以下、今月二日、引率數多軍勢押寄略、

退散之間、令討竹之山・石谷邊御敵、死骸及五十

餘矣、身方ニ首取高名之輩、淵脇弥太郎・岩永兵

衛太郎、強動凶徒等勢氣勞、重相催人數寄來事程

遠候条、急速一族以下隨兵相供仁可令攻御敵城候、

身方救勢奉憑者也、此旨、早速可有御披露候、仍

如件、

承了 公久豐御花押

○或謂、魔島福昌寺役人家町田氏出自直久之族也、

雖然、役人家町田譜八郎左衛門忠宗以前闕如、故

其分脈出處不詳、但其家傳稱、太守元公時、

使町田・鎌田所隸福昌寺三代守邦仲翁和尚、以知
管福昌寺事、子孫仍襲職焉、鎌田譜曰、十一代三
郎左衛門尉政春二男鎌田四郎右衛門尉將永、應

元久公命、町田・鎌田兩家為福昌寺宰、被附與仲
翁和尚、今按仲翁和尚行業略記、仲翁住福昌寺、
在 元久公逝去後、則傳譜所載闕疑可矣、蓋仲翁

元久公獨子、母氏伊集院忠國女、明德四年癸酉、
隨僧石屋、于妙圓寺薙髮、年十五歲云云、雖則剃
度、元是公子、其尊無一、或有使親臣副侍仲翁者、

猶今御附人也、稽之行業略記曰、家臣等見仲翁在
厨竈くわ做務、不堪驚歎、願代其勞、所謂家臣是乃奉
仕仲翁者、町田・鎌田蓋其人、既而後、至仲翁住

福昌寺、町田・鎌田就為福昌寺公人、延及子孫、
所隸福昌寺者歟、且夫仲翁為僧、始居伊集院、其
母氏忠國女、僧石屋之姉、石屋為伊集院賴久叔父、

賴久有寵於 元久公、町田土佐守直久是賴久之徒、
然則或說以為、直久之族 元久公時所隸仲翁、則
町田氏保副ホツ於仲翁之謂、亦猶今御附人也、然於其

久清ヒサキ
果然否、則豈敢質言于茲哉、唯就或說作推考云、

飛驒守 道號廣林 阿多氏祖也、

按阿多氏新撰系圖、久清稱五郎、舊譜不載、蓋
後人贅筆也、夫久清父清久・兄忠良並稱五郎、
五郎素宗家通名、又久清不應稱父兄同名矣、因
今削而不取、

○應永記曰、應永四年丁丑四月下旬、清色城被押
寄、山北ヨリハ前上總介伊久為大將中、被打立、

魔島ヨリハ陸奥守元久為大將、新納越後守實久、
北郷讚岐守・樺山安藝守・佐多・和泉・河上、
御内ノ人々本田・酒匂・阿多・平田・肥後・石

井・伊地知・上井・鹿野屋・猿渡・田代・長野、
千代富・北原、皆成一人當千、思月杉南一揆、
此ヲ前途馳參、山東ヨリハ伊東・土持・宮崎諸

以下略、阿多即町田、
郷自後所記、故云爾、

○應永七年庚辰三月十七日、 太守元久公賜久清
大隅禰寢内本給分地、

○一〇六 島津元久安堵狀

『志布志阿多新之丞藏』
大隅國大柵寢内本給分事、不可有相違、仍可令

領知之狀如件、

應永七年三月十七日

(元久)
陸奥守(花押)

町田飛驒守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二六五一号文書ト同文ナリ)

○應永十八年辛卯八月廿二日、 太守久豊公使國

老吉田美作守兼清與書久清、領薩摩州阿多一郡、

○一〇七 了玄宛行狀

『阿多新之丞藏』
薩摩國阿多郡之事、爲料所宛行申處也、仍任先

例、可有知行之狀如件、

應永十八年八月廿二日

了玄(花押)

町田飛驒殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二八二三号文書ト同文ナリ)

○一〇八 町田広林久契狀

『樺山主計藏』
○今時分子にて候徳犬丸御意ニかけられ候ニよ

て、上方よりも無子細蒙仰候御事、千万畏入存

候、於後ミ貴方を万事ニたのミたてまつり、無

他事御ようニまかりたつへく候、若条僞候者、

應永十八年九月十一日

(久)
町田飛駄入道廣林(花押)

(教宗)
樺山殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二八三〇号文書ト同文ナリ)

○應永廿四年丁酉二月廿四日、 太守忠國公賜久

清薩摩州鹿島郡中村・郡本兩村、

○一〇九 島津忠國宛行狀

『志布志阿多新之丞藏』
薩摩國鹿嶋郡内中村・郡本爲料所宛行處也、然

者早任先例、知行不可有相違之狀如件、

應永廿四年二月六日

忠國(花押)

町田飛驒殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二九九三号文書ト同文ナリ〕

○應永廿五年戊戌正月、久清與伊作氏構兵、伊作

氏求援軍於 久豊公、公遣兵救伊作氏池水春意譜曰應

永廿五年二月九日、阿多與伊作内亂、戰於多布施貝殼、應永

崎、阿多方頭、人池水主税介純仁、打取伊作兵三人、應永

廿七年庚子、與伊作家行成、或謂久清獻領邑於

久豊公歸順、誤也、久清領阿多如故、

鑑、可以觀久清全盛也、

○一一〇 洪川道鎮滿賴書狀

〔志布志阿多新之丞藏〕

南蠻船可着岸當津博多候之處、依海上怖畏、其

方ニ逗留之由、注進到來候、不可然候、仍先京

都へ申候了、如何ニも被加御助成、早ニ此面ニ

被送越候者、目出候、就其態遣迎船候、隨而津

浦ニ警固事堅申付候、可有御心得候、恐ニ謹

言、

〔必永二十六年〕
八月五日
町田飛驒守殿
〔九州探題職（洪川滿賴）道鎮（花押）〕

町田飛驒守殿

〔本文書ハ「旧記雜錄附錄」二二一六号文書・同附錄二二一一九五号文書ト同文ナリ〕

○一一一 洪川道鎮滿賴書狀

〔志布志阿多新之丞藏〕

就南蠻船事、先日、進飛脚候之處、委細御返事

本望候、然而此船于今逗留、無心元候時分、自

京都兩度如被仰下候者、早ニ此面へ召寄、可送

進兵庫津之由候之間、重進使者、不可有御無沙

汰候、上意可有御不審候坎之間、先日、御返事

共令京進候き、委細之旨、愛阿可申候、將又當

職事、義俊蒙仰候之間、進狀候哉、恐ニ謹言、

十月廿三日
道鎮（花押）
〔必永二十六年〕
〔洪川滿賴〕

町田飛驒守殿

〔本文書ハ「旧記雜錄附錄」二一九七号文書ト同文ナリ〕

○一二二 洪川義俊書狀

〔志布志阿多新之丞藏〕

就南蠻船事、進芥河愛阿候、委細申候哉、如何

ニも早々送給候者、目出候、具嶋津方へ申候了、
(久嬰)

御無沙汰候者、不可然候、恐々謹言、
(応永二十六年)

十月廿三日
『九州探題聯』
義俊(花押)

町田飛驒守殿

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」二一九六号文書ト同文ナリ)

〇一一三 渋川義俊書狀

『志布志阿多新之丞藏』

就南番船事、進愛阿之處、御奔走之由申候、目
出度候、但于今延引不可然候、其段嶋津方使
申候了、如何ニも早々此面へ被廻候者可然候、

尚遲々候者、上意可無勿躰候、恐々謹言、
(応永二十七年)

二月十七日
義俊(花押)

町田飛驒守殿

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」二一九八号文書ト同文ナリ)

〇一一四 宗壽書狀

『志布志阿多新之丞藏』

就南蠻船事、愛阿越國之處、御奔走目出候、隨
而自嶋津殿使者尚委細申候、如何ニも此船早々

被遣廻候者可然候、事々連々可申候、恐々、
(応永二十七年)

二月廿三日
『九州探題聯』(飯倉美濃守入道)
宗壽(花押)

町田飛驒守殿

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」二一九九号文書ト同文ナリ)

〇一一五 渋川義俊書狀

『志布志阿多新之丞藏』

嶋津方使者歸國之時、委細申之處、南蠻船去月
十五日、可出船之由、自那弗答狀到來候、目出
候、但又延引候者、其後さ右無音候、無心元候、
度々委細申之候上者、雖不可有御等閑候、尚々
御奔走可然候間、態進飛脚候、具嶋津方へ申候、
可有御心得候、恐々謹言、
(応永二十七年)

三月廿二日
義俊(花押)

町田飛驒守殿

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」二二〇〇号文書ト同文ナリ)

〇一一六 町田阿家久清書狀

『志布志阿多新之丞藏』

先日、石塚大和入道下向候時、預御狀候条、於

今恐悦至候、隨而就南蠻船事、自上方御書拜領、
面目至畏入存候、兼又彼船出津致用意候刻、匠
作大勢にて、去月廿三日、此境寄來候あひた、
馳向防戰仕候處、仍敵方數百艘以兵船、彼船可
取之由、相工候事現形候間、大驚候て、綱碁切
捨、俄退出候、よて懸置候間、其外當津者共、
不殘一人も退散候間、是非不及候、無面目次第
候、此等之趣、彼使者委細令申候間、定披露可
被申候哉、此趣任上意候様ニ御方便、於身悦喜
此事候、恐々謹言、

(応永二十七年)

卯月七日

家久御判

芥河殿

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」二一五号・「同附録二」二二〇一号文書ト
同文ナリ)

忠清

徳犬丸徳大丸、舊譜作愛徳丸
今據久清與樺山殿書

飛驒守

始稱阿多氏、

○永享四年壬子四月廿日、太守忠國公賜忠清書、
使領河邊郡内田野上十八町・高橋三十六町地、又
曰、伊集院謀反既發覺、他日有闕所、則移給七十
町、其宜待之、

○一七 島津忠国宛行状

『志布志阿多新之丞藏』

河野邊内田野上十八丁并高橋三十六丁、此外之事者

伊集院現形候時、闕所次第立替七十丁、爲料所可

相計狀如件、

永享二年卯月廿日

『忠國公』(花押)

阿多殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二一〇八号文書ト同文ナリ)

○永享四年壬子六月晦日、忠國公賜忠清伊作莊大
野、

○一八 島津忠國宛行狀

『志布志阿多新之丞藏』

薩摩國伊作庄之内大野事、所宛行也、早任先例、

可被領知狀如件、

永享二年六月卅日

『忠國公』

(花押)

阿多殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二〇九号文書ト同文ナリ)

○永享四年十一月三日、 忠國公賜河邊郡内泊津、

曰、嘉乃忠節也、

○一九 島津忠國宛行狀

『志布志阿多新之丞藏』

薩摩之國河邊之内泊之津事、依忠節當行所也、早

任先例、可爲領知之狀如件、

永享二年十一月三日

『忠國公』

(花押)

阿多殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二二六号文書ト同文ナリ)

○永享四年壬子十二月七日、 忠國公使令弟薩摩守

好久與書忠清、領伊作院和田・大野、多布施高橋、

河邊田邊田・田上・野間・今田・泊津、又賜忠清

盟書、

○二〇 島津好久用宛行狀

『志布志阿多新之丞藏』

薩摩國伊作院内、和田・大野、多布施内高橋、河

邊内田邊田・田上・野間・今田・泊津之事、爲料

所當行所也、任先例、可令領知狀如件、

永享二年十二月七日

『薩州家初代忠國公令弟
島津薩摩守用久初名』 好久(花押)

阿多殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二二七号文書ト同文ナリ)

○二一 島津好久用契狀

『志布志阿多新之丞藏』

契狀

一右之意趣者、天下てんへん候いふ共、相替申まし

き事、

一御大事之時者、身之大綱と存、御用可立申事、

一如此申談候上者、若わんさん、くわうかい出來候
する時者、以面可申承事、若此条々偽申候者、

日本國中大小神祇、別而者伊勢天照大神 熊野三所
こんけん 八幡大ほさつ 諏方上下大明神 天滿天
神御爵可罷蒙候、

永享二年十二月七日

好久(花押)

阿多殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二一三〇号文書ト同文ナリ〕

○永享九年丁巳五月廿八日、 忠國公賜忠清子龜徳
丸河邊郡今田八町、按忠清幼字徳大丸、乃知龜徳
丸是忠清子也、舊譜誤矣、

〇一二三 島津忠國宛行狀

〔志布志阿多新之丞藏〕
嶋津御庄薩摩方河邊郡内今田八町事、爲料所所宛
行也、早任先例、可領掌之狀如件、

永享九年五月廿八日

〔忠國公〕陸奥守(花押)

阿多龜徳殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二一〇七号文書ト同文ナリ〕

○以下文書五通所交渉于阿多氏、果爲何事、未有所
考、姑隨本譜逐年次、而存其舊、

〇一二三 僧琳慶讓狀

〔志布志阿多新之丞藏〕(久松)
嶋津下野彦三郎左衛門尉殿御子息徳壽御前与琳

慶、自幼少依申師弟契約、奉讓薩摩國阿多郡五大
院内田地拾町貳段、同池邊園壹ヶ所評付者、

右、彼田園等、依不淺徳壽御前御志、相副河邊弥
平太入道後家自筆讓狀并次第證文等、限永代奉讓
畢、守證文等之旨、可有御知行候、但社役者、任
先例、可有其沙汰候、更不可有後日違乱煩變改之
儀候、爲後代龜競讓狀如件、

文保貳年二月廿日

僧琳慶(花押)

○一二四 沙弥覺受讓狀

『志布志阿多新之丞藏』
讓与 後家御分所

薩摩國阿多五大院水田江田伍反・河縁五反

右、件院田者、沙弥覺受爲重代相傳之所領之間、

限永代お可讓与也、但於社家御年貢等仁者、任于

本證文之旨、無懈怠、面々令勤仕免、子々孫々末

か末マテ可令知行也、仍爲後代龜鏡、證文之狀如

件、

曆應六年 癸未正月五日

『伊作家宗久弟恒吉
新三郎法名覺受』

沙弥覺受(花押)

○一二五 沙弥覺受讓狀

『志布志阿多新之丞藏』
讓与 字嶽壽所

薩摩國阿多五大院水田北下四反、久留□六反、

合壹町、

右、件院田者、覺受爲重代相傳之所領之間、限テ

永代お、所讓与字嶽壽仁也、但於社家年貢等仁、

任本證文之旨、無懈怠、面々仁令勤仕、無他妨可

知行也、仍爲後日讓狀如件、

曆應六年 癸未正月五日

沙弥覺受(花押)

○一二六 島津久光讓狀

讓与 薩摩國阿多郡多布施内五大院河縁五反

右、件院田者、久光爲重代相傳之所領之間、限テ

一期仁、所讓与婦ニテ候者也、一期ノ後者、可被

讓孫仁テ候米壽仁也、但於社家年貢等仁、任本證

文之旨、無懈怠、面々仁令勤仕、無他妨可知行也、

仍爲後日讓狀如件、

至徳二年 乙丑六月一日

藤原久光(花押)

嶋津恒吉

(貼紙)

「按、當時久光者、未有所見、但忠久公第三子掃部助忠直之嫡三郎左衛門泰忠號宮里、十代之孫久光無子孫、疑是歟、書以供考、」

〇二二七 某書狀

先度渡愚狀送申候處ニ、御念比の御意のとをり悦喜仕候、兼又かさねてあんないを申入候、御はいりやうの御事、ひたすらたのミ入存候、我々かふねの間事ハ、風ニより候て、しせんの時ハ、御意をたのミ入候、委細者使僧申され候へく候、事々、恐々謹言、

五月卅日

代主

(朱印)

進上

『中山王世主歟
海印可考』

○市來伊集院某か藏書曰、阿多名字は町田殿舎弟ノワタラセ給フヲ、元久ノ御代ニ、人數一分ニ阿多城ハハメラル、然處、謀叛を起して、伊集院諸勢を彼城ニ引籠ル、シカレハ、伊集院ニハ依爲忠節

一孫四郎

人、爲其恩賞、阿多と名乗ラセケル、仍今守護方ニ一人モ無シト云々、右、阿多名字ハ、町田殿舎弟のわたらせ給ふとあれと、阿多忠清ハ高久より以前に別されて、應永十八年八月廿二日、忠國公より阿多一郡を賜りたれば、阿多氏を名乗ける、又石谷も、高久に忠國公より石谷を給りたればぞ、石谷とは稱せられたり、さるを石谷殿舎弟町田殿と名乗らるとは、前後の辨へなき誤なり、又阿多とは、伊集院より恩賞として名乗らせけるなど、尤妄説ぞ、また謀叛おこせしとは、久清か始、伊作家と合戦ありしをいふにや、覺束なし、夫阿多氏島津七黨之一也、七黨者謂新納・北郷・伊集院・町田・川上・阿多・梶木見于合類節用集、梶木蓋樺、阿多山氏、當初以在梶木云爾、阿多氏若是名族、豈伊集院氏所授哉、

○應永廿年癸巳十一月十二日、同兄直久、歿于原羅陣、

比志島氏藏文書曰、伊集院諏訪之御祭禮を勤事、

以前無之、伊集院殿御威勢理運之時、滿家より伊

集院實取時勤之、以其例于今如此、滿家五人之殿

原之事、常波・谷口兩人ハ伊集院殿河田城江御働、

有引足爲敗軍、伊集院之御手、石谷殿を彼兩人被

討被申候、其忠ニ河田義祐達 上聞、懸御目於河

田城蒙御免也、

久親ヒサチカ

伊賀守 歌人一本作歌讀

○阿多譜曰、爲兄直久之嗣町田越右衛門久張譜曰、直久之六忠譜云、按久親直久之弟而非子、蓋後於直久之說所以出于茲也、供攷、

則久ノヒサ

左京亮 土佐守

○永享十二年庚申五月十五日、用丸左京亮久則以垣

本水田五段、與樺山孝久爲質券也、用丸今屬石谷

新用村用丸・垣本並見、蓋則久初名久則、或謂顛倒久

則誤書則久、後終承其誤不改耳今按諸家大概曰、阿多

凡昔時書實名、多上下其字者有之云云、且夫當時所用大觀通寶

錢其直最貴、東鑑曰、八丈絹一疋代廿文、錢重若石、則左京亮

貸三貫文質稻田五段者、固不足怪也、

○一二八 用丸久則質券

『樺山家藏』
用丸候、よて借用申候里錢之事、

合三貫文定

『今無字號、蓋今ノ新用村之旧名』『新用村之地名』
右、いなます名の内かいもと水田五段、しちにを

き申候、十月中にさた可申候、其すき候ハ、本

物返の狀をしたゝめ候て、此狀をハ此方へ可給候、

先しちニおき申候、やかてくうけ申候へく候、

仍爲後日狀如件、十月中すき候者、此下地之事ハ

御計たるへく候、

永享十二年五月十五日

用丸左京久則

此文をば、さ京方へ返す、同年十一月なしのこしの(マ)

○一二九 用丸久則質券

申請候御料足之事、

合二貫文定

右、水田かいもと五段しちにおき進候、年明候ハ

、やかて請申へく候、來三月すき候ハ、彼水

田は御計たるへく候、仍後日のための狀如件、

永享十二年十一月二日

左京亮(花押)

〇一三〇 久兼書狀

又、殘候料足事、三貫七百文長州方より、被進候者、存候へく候、昨日之狀申出候へく候、御心得候て、可有御披露候、

去六月、御料足七貫文請取申候之内、三貫七百文ハ殘候、負錢之分、昨日之御返事申入候ことく、用丸殿一貫文、和田殿一貫文、右馬助殿一貫五百文、薩摩殿六百文にて候こと、昨日四日、用丸殿・薩摩殿料足返却申候之間、殘候共ニ五貫三百文わたり候を、殘負錢二貫五百文にて候、恐々謹言、

八月五日

久兼(花押)

略狀

橋口孫七郎殿

久兼

今按、用丸疑是日州莊内之地名也、於是、就都城主、周咨詢莊内中名田字號、竟未得有當今稱用丸處矣、宜俟異日索要而取舍斯券書云、

〇則久之子曰忠幸、忠幸次子曰盛久、奉仕 太守忠

昌公、戰死于日置郡郡山軍、

〇文明記曰、文明十七年乙巳二月十一日、島津修理

亮忠廉豐州家祖季久子方命、忠昌公遣國老村田肥前守

經安伐之、經安領市來・伊集院官兵八百餘、陣于

郡山上原、忠廉與吉田尾張守泰清・同治部大輔孝

清・大隅正宮神官留守・桑幡某、進攻上原、經安

敗績、町田六郎左衛門尉盛久・鯁坂左衛門次郎・

寺田平七・木下彦太郎五人死之云云、按則久兄直

久與伊集院頼久、不順 久豐公、然而則久以下夙

歸順 公室、故盛久在官兵中、且助三郎忠好列犬

追物射者、蓋高久拜國老、町田本支悉事 公室、

出仕魔府者也、

忠好タ、コシ

初忠政タ、ミ據新納喜 忠タ、ナリ爲右衛門譜 助三郎 土佐守

道號道因

○文正元年丙戌十月三日、犬追物、助三郎忠好爲射
手之一人、

○一三二 犬追物手組

百疋

犬追物手組之事 文正元年
十月三日

島津薩摩殿 二十三疋 島津助九郎 八疋

島津九郎左衛門尉 三疋 伊地知又九郎 十二疋

大寺千徳丸 三疋 島津助三郎 一疋

天辰三郎丸 一疋 餅原攝津守 三疋

村田阿児三郎丸 十三疋 島津三郎次郎 三疋

蒲生十郎三郎 九疋 長野助五郎 九疋

島津新三郎 十疋 島津新次郎 六疋

檢見 喚次

島津十郎左衛門尉 天辰新六

○一三三 犬追物手組

川上十郎左衛門藏
犬追物手組之事 年号
不知

島津又三郎 島津助三郎

島津筑前守 比志島河内守

島津飛驒守 島津式部大輔

平田新右衛門尉 諏訪神五郎

島津助次郎 鳥山丞丞

檢見 (A)

島津上野守

(表紙)

十代	成久
十一代	俊久
十二代	高久
十三代	頼本
十四代	梅吉

町田氏正統系譜

七

藤原姓町田氏正統系譜卷第七自成久至梅吉

成久ナリヒサ

五郎丸 伊賀守

五郎丸、舊譜作五郎、今據盟約狀狀在阿多氏、今在本宗、

○尊崇卑庶則天下常理、而至夫乘變態之勢也、異姓猶奪天下、況宗室乎、建武之亂四海鼎沸、疆以併弱、庶而凌嫡、町田之族阿多氏出自七代清久、一旦勃起奄有南方九郷、身擁阿多城、因阿多氏焉、

丁此之時、本宗成久亦居阿多邑、於是、成久與阿多忠清盟書曰、凡雖三州動亂、不敢離貴方様而立、不敢信讒間、(マ、)儼臨大節、當務立功、貴方於予亦當如之、有渝斯言、カエルコト諸神殛之、ツミセシ特當所鷹屋明神罰之、稽諸舊史曰、町田氏阿多一城仁波免良留、正謂之也、阿多城址在花瀬村、又鮫島城・貝殻城・江田城址、在阿多郷、而忠清及町田氏所居未詳何處宜追考噫夫阿多忠清出嫡未遠、而宗家成久依焉、其盟詞猶若待假父然、且俊久尋殤、ツイテワカシニス以勢論之則阿多氏可取、而不、高久承統者、蓋出于 大岳公之意、乃賜高久石谷也、抑又祖宗之業文武之圖、連綿傳世至于今日者、阿多氏無乃預有力乎、都城蒲生某舊記曰、莊内ニ者、本は鮫島・阿多平四郎忠景のむすめ也、爲朝サイ合候、谷山方の子別府ニもおなし、帖佐もさめしま、かこ嶋さめしま多し事入可申哉、本のあはは今はなく候、町田一家、あたへ御ざ候略、今按北条英時下知狀曰、如建久三年十月廿二日御下文者、薩摩國阿多四郎宣澄所領谷山郡・伊作郡・日置南郷・同北郷・新部領名田等事、彼宣

澄者、平家謀叛之時、張本其一也、仍令停止件職
訖云々、所謂本之阿多今亡、是也、

〇一三三 町田成久契狀

『志布志阿多新之丞藏、今在本宗』
契約

右意趣者、縱三ヶ國雖轉變候、貴方様はなれ申、
身持別持ましき事、

一和讒仁候ハ、何程廣説被聞食候共承候、以面直可
申承事、又今までハ廣説不承候、縱何様事出來候
共、用申ましく候、御大綱之時者、御用可立申候、
身大綱之時者、可被見繼申候、

若此条、偽申候者、

日本國中大小神祇、殊者伊勢天照大神宮、別而者
當所鷹屋大明神 益山八幡大菩薩 天満大自在天
神 諏方上下大明神御討お可罷蒙候、

應永廿七年霜月廿八日

五郎丸

阿多殿

〇應永三十年癸卯二月六日、太守久豐公使伊集院

頼久入道道應給成久伊集院中河名等中川村在石谷北半里許、先

是、應永廿七年庚子、頼久改先非、皈順 久豐公、

公亦納頼久之女爲夫人、石谷村爲湯沐邑、以結其

驩心、然而頼久失其舊邑、且石谷亦收公、於是頼

久家臣吉俊某、爲乞給頼久領地于 久豐公、公乃

給頼久川邊上總介久世之舊領、頼久遂去伊集院徙居川邊、是

以、頼久奉旨班與成久中川村者也先是、氏久公賜清久

地、以至應永十九年因除移中川村、
抑亦以中川易石谷歟、俟考、

〇一三四 伊集院頼久宛行狀

『在家藏』

伊集院内、中河名水田□□二段、同齒・山野□□

給分所宛行也、□□任先例、可被知行之□□件、

『應永三十年』
三十年二月六日

『伊集院頼久也』
道應(花押)

□賀守殿

〇成久法名鐵春香樹大禪定門、

○室梅香大法尼、夫妻牌殿石谷永福寺、
高久タカヒサ

初亮スミヤ久ヒサ南郷休左衛門等譜、左京亮 出羽守

○號町田、後稱石谷氏、

○高久兄成久之子俊久蚤世無子、故高久為俊久之嗣、
傳見于後、

胤久タネヒサ 子孫串良町田新八、

五郎左衛門尉 周防介

○奉仕 太守忠國公、公拜胤久為御家老職、文明

二年、太守立久公傳 忠國公之位、而胤久御家

老職如故、

○阿多久清系圖曰、胤久之後在隈城、即行脚傳謂、

隈城町田是也、蓋胤久嘗領隈城地頭職、子孫因居
耳、

○一三五 町田胤久・恒吉將滿連署坪付

『田布施宮式部藏』
多布施田坪付

國分寺の門けん六

水田一町五段

畠三段

嘉吉元年十月十九日

二宮殿

つねよし
將滿(花押)
まち田
胤久(花押)

○一三六 町田胤久外二名連署坪付

『大崎伊集院十助藏』
坪付

牛屎院内光吉水田

一せとくちの門

三反冊 みつハシ

以上

此内一反なかミねのすわ田
七反 大きやう

一町三反 うへの田

一反廿日 牛尾の内
みなミ田

一反冊 同内 井ミねのをもて

三反 同 かハラ田

- 三反 同 こくし田
- 一反 同 中かハラ
- 一反十 同 むかへ田
- 一反 同所 ひらぎ
- 一反 同 せう作
- 五反 同 小山下
- 一反廿 同 山下のならひ
- 二反 同 わたい所
- 三反 同 やところ
- 二反 光永の内 みねさき

以上五町廿卅

寶徳貳年

十二月五日

- (村田) 經房(花押)
- (大寺) 貴幸(花押)
- (町田) 胤久(花押)

伊集院三郎左衛門尉殿

(本文書ハ「旧記雜録前編」一三三六号文書トホマ同文ナリ)

○一三七 町田胤久外二名連署進上物注文
『樺山左京藏』
御祝

一小袖 五重

此内は、おきぬいもの二、

一料足 三十貫

七月十日 村田肥前 經房(花押)

大寺彦左衛門 貴幸(花押)

町田 胤久(花押)

早崎殿

○一三八 町田胤久外三名連署坪付

『鎌田半助藏』
坪付

一とおりの山門

五反 しんかい

以上

一おきのわたせ門

二反卅 おきのわたせ

一町 山かの町

二反 よこ枕

一町七反 當知行分

一あさうさへのへう

一所 せと口の太郎けさ

以上 三町四反

一所 山神 河そへ屋敷

一所 ありまかさこ

一所 ぐいた屋敷

二反 まゑのその 二郎ひやか屋敷

三反 はたけ かうめん

以上 太郎しやうし

康正三 十二 十三日

鎌田源五殿

(本邑) (藤原) 國親(花押)

(大寺) (眞幸) 忠幸(花押)

重信(花押)

(前邑) 胤久(花押)

○一三九 町田胤久・大寺忠幸連署宛行状
『大崎藤原某藏』

求二郷之内正祝子職事、任先例、野馬弥源次ニ所
宛行、不可有相違、向後者有他妨者、爲先此證文、

可被沙汰狀如件、

長祿二年十一月十九日

(大寺) 忠幸(花押)

(前邑) 胤久(花押)

野馬弥源二所へ

○一四〇 藤原國親外二名連署宛行状

『國分篠波田信濃守藏』

正八幡宮惣大工田・かまた田の代として、野田七
段の事、やくたととして、あておこなふところ相違
有へからざる狀如件、

長祿三年正月十九日

大寺美作守 忠幸判

町田周防介

胤久判

藤原國親判

○一四一 平徳重覚書

〔國分山崎盛右衛門藏〕

一平千代松丸か事者、徳重嫡子たりし上、一子の事に候間、あらそふ方なく候、去年寛正四年霜月十五日、先例にまかせ、平朝臣重尚法名行圓より已來、代々のつぎ繪旨・御教書・相模國澁谷の庄の文書其外國殊にハ薩廣國祢答院、承久乱の忠節にて、澁谷の行圓、繪旨・御教書をもて知行候、一院内之田數之事、百二十町たりといへ共、久本領之内四百四十四町之ないけんの所也、壬申年、奥州忠國より三ヶ國算田候て、一反に百つゝの反錢〔胤久〕川上家三代家かゝり候、其時入來當所にハ、町田殿・河上因幡久三男因幡守忠村伊地知忠通子田島助太郎殿・伊知地・田嶋殿奉行に被越候、あまりいそか伊地知縫殿助季豊入道久安れ候間、徳重ハ兩津御供、逗留申候へ共、潤八月、虎井・柏原・紫尾・久木野ミ郷迄、後田・湯田之事者、留守に算田候、同潤八月晦日、りやう津より罷歸候、同九月朔日より、時吉之穴川口よりはしめて、てろく田さのほり一手、ねすミか城より屋なつめのほり一手、舟渡田より上しんかいに向

て一手、如此はしめて、佐志・時吉・中津河・黒木・大村・久富來〔本〕山崎・上舟木・下舟木・木澁・蘭牟田・長野まで、算田仕候間、十月廿日、隙明候、院内の田數、本町之内二十四町、水損ふみいたし候分百六十八町八反、已上祢答院五百六十八町八反にて候、此分、屋形へも付進上候うへハ、院内にてハ、其時の田數のまゝたるへく候、我等か、童へにて候し時、原口ひたち殿・小栗殿、城誘を十ひろつゝあて候へハ、それ程ハ持す候とて、八ひろつゝせられ候、其後ミなミ殿申越之時、十五町つゝの日、さつしやうの日記にハ、ひたち方ハ五町三反、小東方ハ五町三反、此日記を見せ候へハ、口あかす候、臆而へい共ぬらせ候、如此之事をおもひ出し候へハ、千代松童にて候とて、申度まゝ申され候方も有へく候、よく御談合有へく候、五百六十八町八反の日記ハ、文書箱の下ニ取置候、尋常にハ、いかやうの用所候とも、五人十人御寄合候て、千代松わらハへの程ハ、御意

見有へく候、めやすの日記ハてちかくかき候て置候、それにて城誘等の事ハ仰付られ、院内五百六十八町八反之内、百五町ハ寺領、百三町ハ神領かとおほえ候、

寛正五年

平朝臣徳重在判

于時天文廿一年壬子二月時正吉

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一四一五号文書トホマ同文ナリ)

國分山崎某藏舊簿謂、壬申即享徳元年□、太守

忠國公知世時也、町田殿乃謂胤久也、寛正五年、

自享徳元年後十三年、徳重記其所親見、乃為實録

可知矣、而後天文廿一年、其孫山崎伯耆守平重有

再寫之也、

● トシヒサ
俊久

五郎 美濃守

美濃守據阿多仲右衛門忠智及新納喜左衛門・新

納宅右衛門古系圖、而舊譜不云其稱美濃守、蓋

逸之、

○成久・俊久之世、三國擾亂、加旃、伊集院氏押領

伊集院、失吾舊邑尚矣、因居於南方云、前此、群

兵蜂起、曰宮方南朝西征、將軍宮、曰將軍方足利義詮、曰直冬方

足利兵衛佐、而、島山國長助之、連歲攻伐戰爭無息、時谷山以南、

給黎・指宿・川邊・阿多・加世田・穎姓・知覽等

諸邑、為直冬所略、カス其諸邑交通咸相率從亂、東南

禍大作、謂之南方敵、洎應永初、驅逐寇敵、南方

漸就平底、於是、忠國公賜町田久清阿多郡、累

恩給加世田・伊作・川邊・田布施諸邑、乃與伊作

家、抗衡頗為彊宗、至夫久清子飛驒守忠清、稱阿

多氏、復是曰南方兵、又稱南郡、聖采自記之謂阿

多飛驒方、及 太守勝久公時、公室失夷、享祿二

年己丑、阿多飛驒守忠雄與島津忠朝・新納忠勝・

禰寢清年・肝付兼演・本田薰親・樺山幸久・島津

忠幸等、會於鹿島、謀靖國亂、造朝見 勝久公、

既而 公不復見、皆愠稍々引去云々、觀此、則至

于 勝久公時、阿多氏為南方之巨室、可以知矣、

○俊久法名千月玲秋大禪定門、

○室觀月大法尼、夫妻牌殿石谷永福寺、

●高久タカヒサ

初亮久スグレヒサ 左京亮 出羽守 道號善仲、

○初稱町田、後改石谷氏、

○高久實本宗五郎忠良之第二子也、忠良之嫡孫俊久
早世無子、故為嗣子、

○高久出仕 太守忠國公、在麿島、拜為老名職、都
城蒲生某藏舊記曰、忠國乃時老名、かしは原・町
田・大寺・石井下、略、

○一四二 引出物注文日記抄

樺山家藏、永享中文書曰、

御ひきて物よそへ御遣候日記

一 御小袖二かさね、れうそく二十くわん、御せん

へまいる、

一 御小袖一かさね、さかむかへのとき、こほうし

とのへまいる、

中略、

一二くわん いよとのへ、一二くわん 町田殿へ、

一二くわん 有屋田殿へ、下略、

○永享七年乙卯十月十四日、 忠國公賜高久等十五
人盟書曰、凡國家政事寡人不敢自出、宜聽衆議從
其善者、有渝斯言カエルト諸神ツミキセン極クハ之ニ稱ヲ貴ク久キ、高久等又上盟
書曰、同心同德敬服君事、盡忠竭誠、毋有所隱、
有渝斯言諸神極之、

○一四三 島津貴久起請文

證狀

一 國立栖談合之時(柄)、無員不殘心底可承由候上者、

愚存も可專順旨事、

一 愚意お申出、集義お承、可任多分之儀申事、

一 如此申談候上者、申候する儀(御斯)も可料申事、

此條偽申候者、

正八幡大菩薩 『天滿大自在天神』 御爵可蒙候、

永享七年十月十二日

貴久御花押

面々御中

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」一七九号文書ト同文ナリ〕

○一四四 和田正直外十四名連署起請文

請文

一一味同心可罷立御用事、

一意見御尋之時、不殘心底可申上事、

一御談合之時、蟲貞之子細不可申上事、

右、此条々偽申候ハ、

日本國中大小神祇冥道

伊勢天照大神宮 霧嶋六所大權現 正八幡三所大

菩薩 諏方上下大明神 天滿大自在天神 御爵お

各々之身中ニ可罷蒙候、仍起請文如件、

永享七年十月十四日

永野殿

助家

殖家高木殿

柏原殿

好資

孝久樺山殿

本田殿

重經

知久北郷殿

財部殿

元政

親平

因盛

親平

忠臣新納殿

貴嶋殿

町田殿

一久

忠勝

和田殿

正直

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」一七八号文書ト同文ナリ〕

○太守元久公母堂伊集院長門守忠國之女、而忠國之

曾孫大隅守熙久、爲 久豊公女壻、於是、熙久孤

貞外戚之權、強僭無上、遂謀畔逆、 忠國公惡之、

使 久豊公女大歸麿島、投之栗野大徳寺、爲尼稱日

報、〔貽紙〕高山岩下善寺丞藏日記之内、伊集院殿鹿兒島可存虫、被申候間、女中守護方ニ被召取、大徳寺日報尼ニ成候、

乃、收其湯沐邑石谷村、以賜之高久焉、高久初祖

五郎太郎忠光食采於石谷、既而為伊集院氏所奪、

至是、高久復領石谷、遂以石谷為氏焉、高久為人

才幹明敏、能左右政事、伊集院熙久忌妬之、欲因

事圖之、乃使人譖 忠國公曰、高久當國則將不利

于 公室、且矯稱命招高久于伊集院、高久未之知、

行至妙圓寺前、則熙久設伏襲高久、高久血戰數十合、士卒盡闔歿、熙久自取石谷村、時寶徳元年己巳、高久之死也奮激曰、熙久讒人以叛、陷人構筭、丈夫所不為、義當死報怨、與衆切齒而卒、其冤魂屢顯靈、伊集院氏畏而建祠祀高久、稱若宮明神、靈氣稍熄云、

伊集院譜曰、若宮殿まつり九月十六日也、是は町田出羽守高久殿也、應永年中、野心乃事により、妙圓寺の前にて討早、家にたより有之間、祭若宮置候也、伊集院藏人清久代也、并討手人數日置富松也、助三郎孝久見知せられ早、按每歳以九月十六日、為若宮祭日、由此則高久戰死、是寶徳元年九月十六日歟但伊集院譜、為應永年中事者誤、町田大概記曰、出羽守高久於鹿兒嶋老中役、才覺者、一人にて御國之暖被仕鉢_ニ候、然處其比、伊集院殿殊之外威盛之時、伊集院諸名我次第_ニ被爲領候、其時御屋形之婿_ニ被罷成候、右如申、町田出羽守高久對御屋形逆心被仕之由、伊集院殿より

讒者を被申掛、其儀伊集院殿より推計、妙圓寺門前にて、町田出羽守高久生害被仕候、左候而、子孫左京佐頼本・其子伊賀梅吉鹿兒嶋江被居候、右無科之段、御屋形より被御聞召分、其より次第に町田殿子孫被召立候、伊集院殿其比御屋形之婿に被罷成、其子之代に、御屋形に可被罷成様子にて候之處_ニ、日州穆佐に御屋形被成御仕、伊東殿に御弓箭被召掛之時分にて候、其より御屋形御聞召鹿兒嶋江被成御越、伊集院殿子を被迫退候、其儀者、福昌寺御葬禮場之事也、其より次第に、伊集院殿御屋形に御敵被仕候、其儀御家御二代之久鋪弓箭有之事申傳候、

高久戰死遺跡在伊集院徳重村妙圓寺裏門巽距一町許、乃葬高久及家臣戰亡者于此、其中央高久之墓、而左右家臣之墓也、物換星移、三百六十二年于茲焉、其墓石殆向乎毀廢、於是、文化九年壬申春三月、十六代孫久視重修高久之墓、誌之年月、庶幾使斯丘墟之地千載垂于不泯、永以為牛跑馬眠之域

也云、

元祖十一代町田高久仕 太守大岳公為執政、再賜石谷邑、因稱石谷氏、寶徳元年己巳、戰死妙圓寺前、乃葬于此、法名善仲智道、至今茲文化壬申、三百六十二年矣、左右小墓從高久陣歿者也、

十六世孫町田久視誌

溪石

人主

○麿島諏方祭禮町田家預社役者、蓋自高久昉焉、始貞久公迎鎮信州諏方上下神靈于薩州山門院、為國家擁護神、其後、氏久公遷祠麿島今地也、相傳以石谷為行廟所、オカヒトコ今石谷諏方社自此始、社地即行廟之址、永正十一年十二月十五日、鳥取播磨守藤原政茂書記曰、伊集院諏方御祭禮、前陸奥守立久御代令評定云々、先是、永享十年五月七日、本田信濃守氏親書記曰、麿島諏方社祭法、太守忠國公所定也、其法自七月朔日而廿八日為大會、其日奉幣三、第一頭殿・第二居頭・第三公即忠國公

此時奉、稱貴久頭殿擬勅使藏人頭也、居頭擬幕府上使、

言居諸人之頭也、奉三幣者、所以祈禱天下國家及公躬之平安也云々、昔者公子懿親為頭殿、如伊作犬安丸為伊集院諏方社祭頭殿、是也、而公族宗子為居頭、既而後土以上為左右頭殿、未必選公屬、而至夫社役居頭、則川上・新納・町田・伊集院之公族預焉、他家則長野・鎌田・本田・伊地知預焉、如故、而公族預左頭殿、他家預右頭殿、每歲兩家為一班、稱之曰社役、四年一週、其職掌有幣役初獻・二獻・三獻之差、七月朔日、有幣役、左右各一人以兼獻觴、唯長野氏不預焉、廿八日之前預齋居七日、官給祿及布若干、為例矣、按公族他家關係社役者、不詳始自何時也、但新納家自弘治三年丁巳七月預社役、是去永享十年百二十年後也、又自文祿至慶長其間中絶、元祿十四年、太守綱貴公 命復舊規、又曰、公族他家與合、最初川上與本田、町田與長野、新納與鎌田、伊集院與伊地知為一班、慶長八年自後、為當今與合、文

化八年、廢伊地知以酒匂家代之、與吾家配焉、

石谷飛松諏方社在焉、嚮謂 氏久公將出水郡山門院諏方神、遷座麿島清水、時嘗奉安神輿於茲、故曰行廟址、就其址種松樹、亦因以建今社也、都城蒲生某藏舊記曰、山門乃すは、貞久乃しなの、諏方を御下御申候、かこ嶋の御諏方は氏久の山門乃スハラ祝御申候、先ハ一社にて御座候を、久豊の御代、上下御祝候と云々、祝即古齋祠也、又山田聖榮聞書曰、久豊は鹿兒嶋にて御生候、依て取分諏方大明神に御信心有りと、觀此、則麿島諏方廟某始奉祀上社健南方命一座、既而逮 久豊公、奉祀下社事代主命、以為諏方上下神也、而伊集院下谷口村有諏方上下社、其傳曰、自伊集院忠國昉矣、然據上蒲生藏書、則 久豊公始祀諏方上下神、伊集院忠國時、未有上下社、由是、則下谷口諏方社亦後倣麿島社者欤、下谷口村諏方上下神社傳曰、初石原村町田原に安鎮ありしを、伊集院長門守忠國鷹狩の時、信州諏方神官の族中嶋宮内少輔なる

もの神軀を負ひ來り、町田原松樹の下に休ミける、忠國是を見て、その來由を問ひ勸請したりといひ傳ふ、町田氏焦餘遺書曰、伊集院忠國嘗放鷹于石谷、有禱於諏方神而獲焉、因遷神廟于下谷口村傳見、光譜、今町田原中原有老杉二株、其地稱諏方休里人傳言、曩者奉諏方神輿之址、故稱矣、是地東去町田村鎮守社二町四十四間、古街道之址云、是蓋神人中島某負神體所憩之遺蹟、所謂石原村今無、憶今之土橋村歟、町田原猶存、於是、與前說合考、則忠國放鷹而遇神人中島負神體而憩之處、是今諏方休之地、勸請其神者、飛松諏方社、其後忠國復放鷹于石谷而禱者、即飛松諏方社、時得感應、故轉遷之下谷口村為酬愿也、因就其蹟、又別建諏方社、是今之飛松諏方云、傳亦見忠光譜、既而後、丁 氏久公時、遷山門院諏方社于麿島也、以飛松諏方社為行廟所、故傳言行廟址、蓋其路所由耳、且夫飛松諏方社至 勝久公、猶預官社、修造以下出乎官府、不亦名神乎、乃今以町田氏預諏方社役、仍言及諏方神、又引證其所以祀之、由來

又以登載所藏其社之棟札、並非今年事、而書諸此者終言之也、是皆與諏方神有交涉故耳、餘原其始要其終者做此、

又有春日山王天神及中原權現四祠、忠尚時遷諸諏方社側、

伊集院阿多實包藏舊記曰、忠國公伊集院御諏方被遊御勸請、立久公御代御諏方被遊御造營乃御書付寫等も有之候、

○一四五 伊集院諏方社棟札写

封奉造立諏方大明神御宮一字

大旦那大梵天王

聖主天中天

迦陵頻伽聲

哀愍衆生者

我等今敬禮

大願主帝釋天王

當大旦那藤原朝臣勝久

當願主季貞朝臣

『一字不分明』

『文字剝落不分明』

『國分山崎某波谷家系圖』

『以上略』



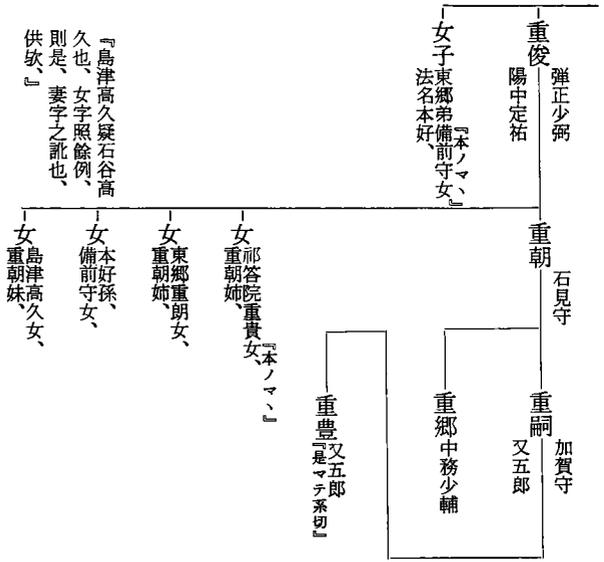
天文三年甲午菊月廿九日

『在板裏』 小旦那内

『文字剝落不分明』

七郎右衛門尉
平左衛門尉

小工
尾上彌六
『文字剝落不分明』
二郎
大工
尾上五郎左衛門尉
『文字剝落不分明』
助右衛門尉



永祿三年庚申二月彼岸大吉日、書之、

山崎伯耆守平重有(花押)

○高久法名善仲智道大禪定門、葬伊集院妙圓寺前
墓銘曰、石谷出、
羽守高久之墓

○室善願大法尼、夫妻牌殿石谷永福寺、

● 頼本ヨシモト

頼至ヨシモト 據新納宅右衛門、南 左京亮 號石谷、道號 郷休左衛門等譜、

月谷、

○父高久為伊集院熙久所殺、頼本及子弟與俱欲復父 讎、力不足苦塊吞恨、遂以訟於 太守忠國公焉、 熙久素挾舐糠之心、至是、姦謀發覺、時寶徳二年

庚午二月廿四日、 公自將數オホ熙久之罪、攻伊集院 城、熙久不能禦、棄城遁亡奔于肥後州、 公乃收

伊集院、而賜石谷・町田村等頼本、頼本復其舊邑、 以至于今、受其賜者、緊ツル、公之惠也、

飯野一之宮神人黒木其藏年代記曰、寶徳二年庚午 二月廿四日、 島津忠國退治伊集院、蓋謂此時收

伊集院為官地也、

○頼本法名道圓月谷大禪定門、

○室月華大法尼、夫妻牌殿石谷永福寺、
貴亮タカシテ 貴亮之字、蓋據 高久初名亮字、

初貴久タカヒコ 據町田新左衛門譜

八郎左衛門尉

忠光タケテル

子孫町田新左衛門

三郎五郎

○忠光子曰三郎五郎忠勝、忠勝二子、兄曰八郎左衛門尉忠親、弟曰三郎右衛門、兄弟俱戰死于石谷、

實天文五年丙申十二月七日曉天、時本宗忠榮開石

谷城、將赴伊集院城也、實久之徒尾擊甚急、吾兵

死傷無算、忠親兄弟拒敵格鬪、竟死事者云、至輓

近忠光之後猶居石谷邑、

正安

出家、

●梅吉ウメヨシ

助太郎 伊賀守 法名淨榮、稱石谷氏、

○母宇宿氏女、

○梅吉稱助太郎、舊譜逸之、今據新納喜右衛門藏古

系圖、且與文明記及 忠昌公譜吻合、因補正之、

其稱伊賀守者晚年稱號、猶如忠榮之幼字然也、蓋

梅吉始與祖父在廳府、後移櫛間一旦歸廳府、既而從 忠昌公、復行櫛間也、

○一四六 犬追物手組

犬追物手組事 文安三年二月日

又三郎殿『立久公』 嶋津次郎三郎『後豐後守忠朝』

嶋津二郎『樺山滿久力』 嶋津助太郎『石谷梅吉』

村田三河守『経房』 指宿平次郎『忠能力』

本田因幡守『國親』 嶋津十郎次郎

嶋津三郎太郎『重久』 市來筑前守『久家』

嶋津下野守『佐多忠山』 嶋津八郎左衛門尉『石谷梅久』

檢見 喚次

『忠國公』 陸奥守殿 平田美濃守『氏宗』

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二二二〇八号文書ト向文力」

右、文安三年、高久當老名職時、或謂助太郎恐頼

本初名歟、因稽諸家牒曰、高久之遇害也、頼本・

梅吉在廳島、而訟其冤于 公、公素知其無罪、

而復興町田家云々、然則高久之歿、梅吉既在矣、乃可知犬追物射者助太郎是為梅吉也、

○一四七 行脚僧雜錄

○文明六年^{甲午}八月之比、花洛西九州三ヶ國日向・

大隅・薩摩行脚廻聞傳仁、當守護御屋形嶋津之又三郎殿藤原朝臣武久^{即忠昌公}、御年十二、譜代御住所鹿兒島、

一別府仁薩摩守薩州國久御舍弟中務、同彈正、平山仁豐後守豐州季久御子息修理亮匠作忠廉、田布施仁相模守相州友久御子息三郎左衛門尉、榎場^問三式部大輔吏部久逸、同又四郎御曹子、三侯下城仁伯耆守伯州久豐、次郎三郎忠德、飫肥仁新納近江守江州忠續、志布志仁御舍弟三郎左衛門尉、御舍兄駿河守駿州、安永仁北郷義久、野々谷仁樺山長久、加治木、知覽、佐多、高城仁給黎、指宿仁九郎右衛門久繼、市成仁山田、平房仁宮里、高江河上十郎左衛門尉、高橋仁藏人、平和泉仁宇宿左馬

助、

一御手持之御城柱、三侯、高城仁新納越後守越州、末吉仁宮丸、牛山仁伊集院三郎左衛門尉、串木野仁河上將監、

一國之面々、衿寢茂清、同田代、肝付仁河内守内州兼忠、周防介兼連、同波見、眞幸仁北原貴兼、同又九郎立兼、麥刈仁氏重、山野、羽月税所介別駕、吉田仁左衛門太夫金吾、入來院、祇答院、東郷、種嶋、甕嶋仁小川、山東仁伊東大和守祐堯、同六郎祐國、佐渡原、土持、縣、

一御内之方々、串良仁平田右馬助兼宗當奉行、鹿屋仁兼直、同高岳^{「限力」}仁若狹介、下大隅仁肥後、石井、伊地知、梶山、池袋、救仁郷仁肝付主税助、廻、敷根、清水仁本田親兼、恒吉、蓬原仁大寺、庄内山田仁肝付大炊介、給黎仁蒲生、穎姓、阿多、桑波田、河田、比志嶋、郡山仁村田肥前守經安當奉行、各一城宛被持候、

一都城衆仁橋口末弘十郎四郎、宇宿小次郎、南郷、

本田、岩見、

①高城
一吉田城衆ニ和田播薩摩、長井、遺嶋、福永、濱田、

橫山、富山、酒匂、末吉衆ニ榊山藤太郎、長野常

陸守、同周防守、二ノ方、松下、梅北、財部、鹿

嶋、長野土佐、柏原、千籠、姫木仁伊地知民部、

西郷出雲守、牛山仁岩野加治木三郎四郎直山、田

代肥前入道、黒葛原少輔、伊集院仁鳥取、岩本、

牧、山下、石谷、市來仁大寺美作守、曾木、隈城

仁猿渡、天辰、本田周防介、成枝、町田、伊作仁

末弘、牧瀬家實、(宗之)鹿兒嶋衆、大寺七郎、永吉、和

泉越前介、平田佐渡守、飢肥、同伊豆守、村田太

郎左衛門、伊地知新左衛門尉、梶原主計、河上、

同因幡守、同左京亮、長野、本田治部少輔、内浦

枝次、関、田嶋、五代、數根、本助、中侯、谷山

仁本田又次郎、長野助五郎、水引仁國分、高城彦

太郎、長州三郎九郎、

一薩州之御持城、和泉、山門、高小野、阿久根、河邊、山田、鹿兒、同莊名高崎、

一豊州之御持城、帖佐、平山、高城、上之山、平瀬、

蒲生、北村、溝邊、横河、東郷、同老名上原、

一新納殿分、南郷、志布志、安樂、松山、同老名隈

江、中野、

一榑間、老名鎌田、三原、

一北原持城、飯野、徳滿、馬関田、吉田、吉松、野

尻、〔本マ、〕栗野、

一山東城、穆佐、池尻、曾井、宮崎、清武、田野、

山之城、木之脇、阿屋、本城、都於郡、岡富、財

部、竹篠、八代、平賀、塩見、比知屋、門川、新

田、田嶋、〔由欵〕同老名稻津、野村、垂水、落合、宮田、

一祁答院分、大村、波形、鶴田、山崎、〔富カ〕久留木、

一肝付分、高山、本城、富山、野峯、宮下、柿龍澤、

一柿寝分、西侯、大始良、

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」一四九六号文書ト同文ナリ〕

右、行脚回聞傳、足以概覽文明初年公族他姓藩離

割據之門地古今興廢之變態、故謄録于譜中、又以

證見本宗之邑在石谷、胤久之後住隈之城也、且傳中謂伊集院鳥取、是伊集院郡司職伊集院四郎入道道清之三男鳥取播磨守紀政茂也、勝久公時、爲御家老、餘不彈注于茲、

○伊作領主式部太輔久逸、忠國公第三子、母氏伊東大和守祐堯女也、妻伊作家七世犬安丸之妹、而襲其家統、在伊作城、洎乎太守立久公時、使久逸移鎮於日州櫛間院焉、久逸允厲有跨制准梁之志、立久公命梅吉、汝宜從久逸于櫛間、以調護匡濟焉、因賜梅吉櫛間吉松使居之、遙領石谷城・竹下・中原及町田村如舊、此時山田式部少輔忠尚即入道聖榮亦從久逸住櫛間、嘗撰述公室由來記、以授于吾焉、忠尚素有強記博聞之才故也、

○文明十五年癸卯、久逸與飲肥城主新納近江守忠續構隙コト交惡、梅吉極陳不可、切諫久逸不聽、梅吉不得已辭去而歸于麿島、太守忠昌公遣國老平田兼宗・村田經安、屢諭久逸和解之、久逸竟不肯、加旃、與伊東六郎左衛門祐國連和、圍新納忠續于飲

肥城數月、忠續訟之、文明十七年乙巳六月十二日、忠昌公自將救忠續、助太郎梅吉・阿多刑部少輔等從行焉、同月廿一日、公進軍蔭田、伊作久逸・

新納駿河守是久・北原長門守立兼與伊東祐國合兵、逆擊薩摩守國久軍、梅吉在國久軍、其總勢千五百餘人、是為上手陣於川原面、時中手將北郷讚岐守敏久其勢二千餘騎、下手將島津修理亮忠廉其勢一千三百餘人、向總陣之敵、伊作久逸・新納是久・野村勘解由左衛門等大開而前オモテ當上手、國久敗績、本田又二郎親安・猿渡筑前守・同刑部少輔・飲イ牟禮又九郎光義・山内藤八郎・富田彌六・川畑小太郎等戰死矣、國久及嫡子三郎太郎重久・同中務太輔昌久并弟新三郎忠福・佐多宮内少輔・川上十郎左衛門尉義久・伊集院左馬助久景・山田太郎左衛門尉氏忠・末弘大和守・蒲生刑部少輔宣清・桑波田右馬助・鳥取播磨介・野田又六・大寺九郎・助太郎梅吉相共、反兵復戰、大敗久逸軍、伊東祐國・北原立兼・長倉修理・新納駿河守・鎌田尾張守政

年・同李助政常・野村二郎等、為乱軍所斬、久逸

亦被數創逃皈櫛間、同廿九日、公如櫛間陣、島

津國久勸久逸使降、同七月二日、久逸出降、遂久

逸復于伊作、同月八日、梅吉從 公還自櫛間、

○文龜四年甲子改元 永正二月十五日、太守忠昌公謁大

隅正八幡宮、梅吉供奉之、于時石谷助太郎同列、

凡廿五人、梅吉在第十番、總勢三百七十有一人正八

幡宮在大隅桑原郡、延喜神名式謂魔鳥神社、所祀
彦火火出見尊也、後附仲哀天皇等、有八幡社號、

○一四八 島津忠昌社參供奉人数書上

○正八幡宮始而 御屋形様御社參之事、文龜四年二

月十四日ニ魔嶋御立候、同十五日御社參、被下向、

同十六日、

御先うち

河上筑前守殿

くつをハ中間ニ被持候、返しもゝたちとられ

候、もゝぬきぎやはんゆかけ有、すわう小は

かまうつほふち、しんとう三、弓同はりかへ

おひかへ引そへ、同くらおゝひ有、殿原五人、

中間十五人之内ニやり四本、中太刀一、大太

刀一、弓うつほ四人、しめ四、はんひき二、

しんとう六、▽小者うち刀、房長太刀、と

うはう長太刀、▲

松本新左衛門尉 弓うつほ

同名五郎兵衛尉 同前

小玉九郎衛門尉 同前

野頭新六 同前

久保田三郎四郎 同前

与十郎 同前

松本二郎四郎 やり

小玉十郎兵衛尉 同前

大山清左衛門尉 同前

松本藤七 同前

川口七郎衛門尉 同前

銚立吉衛門尉 同前

長田助次郎 同前

彦八 同前

二郎兵衛尉 同前

筭坂二郎五郎(兼之) 御うち刀

鍋太郎

塩二郎 御はき物

松本藤左衛門尉 御はかせ

若殿様御すわうニ御小はかま

はしり衆

御はかせ
給黎助六殿

すわう、小はかま、ふちはかりもぬききや

はん、くつはかれ候、同指かけ有、殿原六人、

中間七人之内ニやり二本、中太刀一、弓うつ

ほ二人、小者うち刀、房長太刀、

誘同前
本田又五郎方

殿原五人、中間十人之内、やり二本、弓うつ

ほ六人、中間太刀一、小者うちかたな、房長

太刀、小者しんとう、

同
敷祢三郎五郎方

殿原三人、中間八人之内、やり二本、弓うつ

ほ一、中太刀一、小者うち刀、しめ、しんと

う、

比志嶋源左衛門尉方

殿原四人、中間十人之内、やり三本、中太刀

一、弓うつほ一、小者うち刀、房長太刀、

同
川田十郎方

殿原四人、中間十人之内、やり三本、うち刀

一、弓うつほ二人、小者うち刀、

同
大寺九郎方

殿原四人、中間十二人、此内小者うち刀、弓

うつほ二人、やり二人、かま一、半太刀一、

同
梶原新衛門尉方

殿原四人、中間九人之内、やり三本、中太刀

一、弓うつほ一、小者うち刀、

同
枝次又八郎方

殿原三人、中間七人之内、やり二本、弓うつ

ほ一、太刀長太刀一、しめ二、小者二人此内

一人ハうちかたな、

河俣弥次郎方

殿原三人、中間九人之内、やり二本、弓うつ

ほ一、中太刀一、しめ二、半引め一、小者う

ちかたな、太刀長太刀、

大寺彦十郎方

殿原三人、中間九人之内、やり二本、中太刀

一、弓うつほ一、小者うち刀、殿原・中間

いづれもきはつけんのかたきぬ

野田源左衛門尉方

殿原五人、中間八人之内、やり二本、弓うつ

ほ一、中太刀一、小者打刀、

上井欽大井方

殿原四人、中間八人之内、やり二本、弓うつ

ほ二、中太刀一、小者うち刀、

重久方

殿原四人、中間七人之内、やり二本、弓うつ

ほ二、中太刀、小者うち刀、

梁瀬方

殿原四人、中間八人之内、やり二本、弓うつ

ほ二、中太刀一、小者うちかたな、

池袋方

殿原四人、中間十人之内、やり二本、弓うつ

ほ一、中太刀一、小者うち刀引そへ、同くら

おふひ有、

恒吉方

殿原五人、中間十人之内、やり二本、弓うつ

ほ二、中太刀一、小者うち刀、房長太刀引そ

へ、同くらおふひ有、くらハ金ふくりん、

取島方

殿原五人、中間十人之内、やり二本、弓うつ

ほ一、中太刀一、小者二人、此内一人ハうち

刀、房長太刀、

平田八郎四郎方

殿原五人、中間十三人之内、やり二本、弓うつ

つほ二、中太刀一、小者二人、一人ハうち刀、

房長太刀引そへ有、

石谷助太郎方

殿原五人、中間八人之内、やり二本、弓うつ

ほ一、小者うちかたな、

本田三郎四郎方

殿原五人、中間十人之内、やり二本、中太刀

一、小者うち刀、弓うつほ二、房長太刀、

河上二郎左衛門尉方

殿原四人、中間八人之内、やり三本、弓うつ

ほ二、中太刀一、小者うち刀引そへ有、お馬

はいつれもかけなりくらおひ有、

肝付越前守方

殿原六人、中間十三人之内、やり四本、弓うつ

つほ二、中太刀一、小者打刀、房長太刀引そ

へ有、

伊集院刑部少輔方

殿原六人、中間十人之内、やり二本、弓うつ

ほ一、小者うち刀、房長太刀、中太刀一、

伊地知周防守方

引そへ一疋、やり十本、うつほ十本、中半太

刀一、打刀一、以上小者四人、房長太刀一、

殿原十人、

惣以上三百七十一人、

伊地知越後守重實

(本文書ハ「旧記雑録前編」二一七八号文書ト同文ナリ)

○町田村舊有鎮守社、在鎮守山焉、始梅吉自櫛間歸、

時鎮守山一夜有光物、厥明朝神憑人託宣、梅吉住

于櫛間日、敬信明神、因今顯靈也、於是、創福島

大明神社櫛間後訛曰福島社號從之、神社考曰、祭神酒解神・大

若子神ワカコノカミ・酒解子神サケトケコ、當社文明年中、町田家之先祖

勸請、例祭三月十三日、祭料三斗是也、町田家大

概記以此、為足利義教之弟大覺寺大僧正義昭之靈

者誤矣、夫梅吉之住于櫛間也、率當文明年中、先

是、嘉吉元年三月十二日、義教降旨 忠國公、誅

義昭于櫛間、爾後、永正十二年乙亥二月初、櫛間

屢有妖怪、民間相驚以為、義昭僧正為崇、於是、地頭日置美作守藤原直久構祠於櫛間金谷而祀焉、島津豊後守忠朝因神祇官兼俱、求位號於 天朝、

賜號福島大明神、妖怪漸熄云々、是祀義昭號福島大明神者、永正十二年、而從文明世之相後殆三十年、梅吉住櫛間時、未有福島之社號也、若夫梅吉時、顯靈于鎮守山者、實櫛間之神即酒解以下之四神也、非義昭之靈也、但以櫛間之神故、號曰福島大明神、既而永正中、祀義昭亦號福島大明神、以其與鎮守山神同號、遂混淆為同神、又從而耐義昭于斯社、至後不知當社本主酒解以下四神、而謂獨祀義昭者也、故今辨明其訛謬、諗于將來云、

『焦餘遺書』

福嶋へ成御

御人躰にて候故、左様之爲、押梅久

被罷移、不經數年、河州様へ如伊作被成御移候、
梅久但・父梅吉と共に櫛間ニ移り再鹿兒嶋へ歸居するをいふ
伊賀守梅久へ、如鹿兒嶋被參候、但於福嶋ハ吉松
と云在所一名被給候、又鹿兒嶋へ被移候時へ、代々領地之故、石谷を被致格護候、其時分、町田之

鎮守御祭仕候、夜曉殊外山中光物仕候、夜明テ見申候へハ、木枝ニ神躰之御正躰一ツ懸り候、麿而託宣之請候ニ、於福嶋ニ被信候大明神飛行シ來ル之由候故、則鎮守脇ニ福嶋大明と被崇祝候、鎮守之祭同日ニ、福嶋大明神モ祭來り候、町田殿為惣領家ハ、右之祭不可有懈怠者也、

一古伊集院之本城ハ石谷ニ而候、伊集院殿先祖圖書

久兼此代ヨリ号伊集院、次第ニ家モ榮、永^(吉之)之境

ニ城を被取、居城ニ被仕候、其後今之

城を被捕構候、永吉之境ニ在

石谷ハ伊集院之

○梅吉法名淨榮玄珠上座、

○室道中珠光大姉、夫妻牌殿石谷永福寺、

○石谷永福寺埵域有墓、銘曰道仲、疑是伊賀守梅吉

室氏之塚歟、宜考、

女子

○母同兄梅吉、宇宿氏 據新納宅右衛門譜、○按新納家七代

宿氏、故宅右衛門、
譜 載梅吉之母氏耳